

四万十川とともに 生きる四国西南の 中心都市

四万十市都市計画 MP 第4回策定委員会
平成 29 年 2 月 23 日 (木)

資料 1

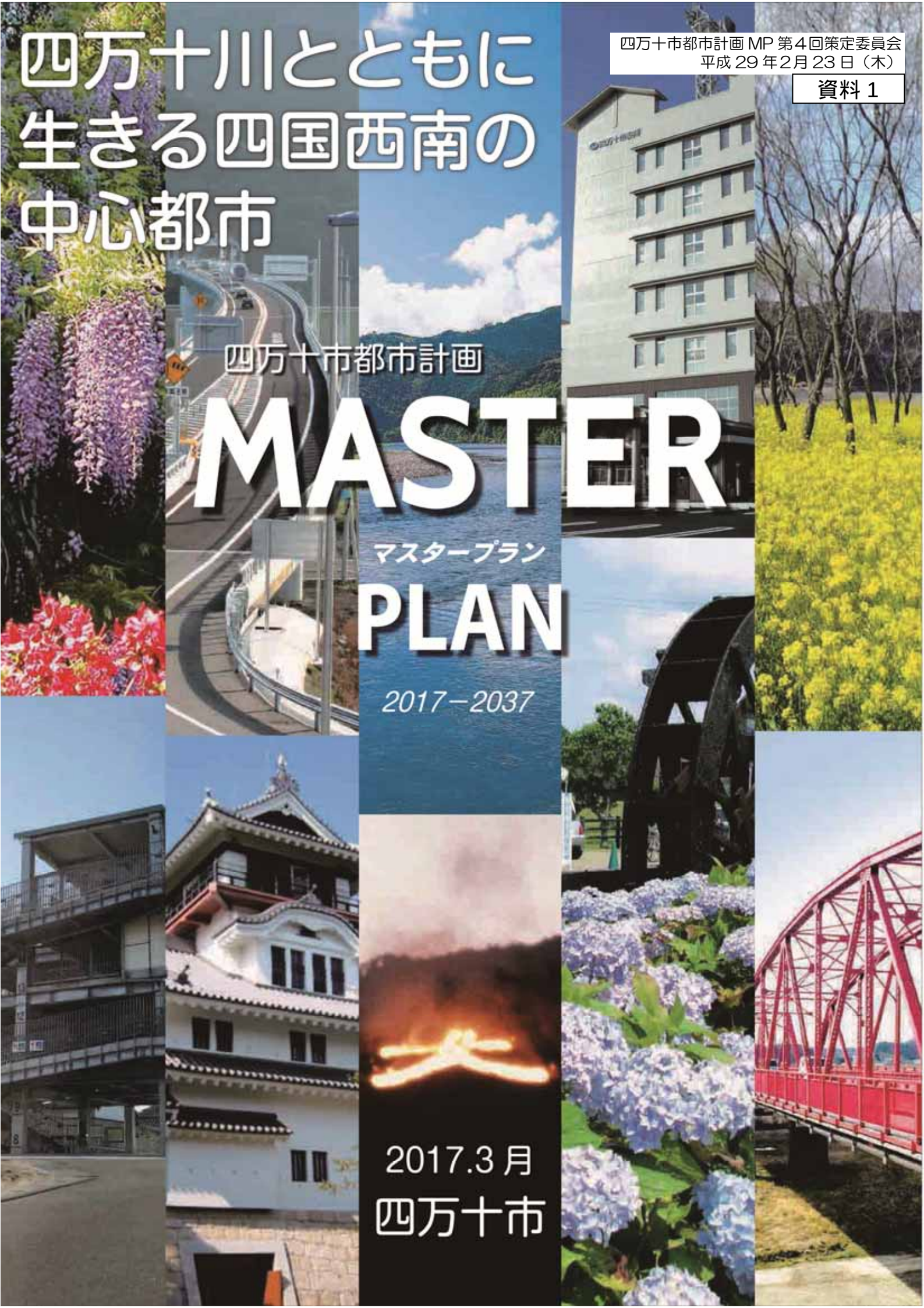
四万十市都市計画

MASTER

マスタープラン

PLAN

2017-2037



2017.3 月
四万十市

目 次

四万十市都市計画マスタープランの策定にあたって

序編 四国横断自動車道の延伸を見据えたまちづくりに向けて

本編 四万十市都市計画マスタープラン

序章 都市計画マスタープランについて	- 1 -
1. 策定の趣旨	- 1 -
(1) 都市計画とは.....	- 1 -
(2) 都市計画マスタープランとは.....	- 1 -
(3) 都市計画マスタープラン策定の経緯	- 2 -
2. 位置づけと役割.....	- 3 -
3. 目標年次と対象区域.....	- 5 -
(1) 目標年次.....	- 5 -
(2) 対象区域.....	- 5 -
4. 都市計画マスタープランの構成	- 6 -
第1章 現状と課題.....	- 7 -
1. 社会の動き	- 7 -
2. 市の概況	- 9 -
(1) 市の現況.....	- 9 -
(2) 人口	- 17 -
(3) 産業	- 27 -
(4) 土地・都市施設	- 40 -
(5) 災害	- 70 -
(6) 財政状況.....	- 79 -
(7) 自治会	- 81 -
3. 市の特性と都市づくりの問題・課題.....	- 82 -
(1) 人口	- 82 -
(2) 産業	- 83 -
(3) 土地・都市施設	- 84 -
(4) 災害	- 85 -
(5) 子育て支援・高齢者福祉	- 85 -
(6) 歴史・文化.....	- 86 -
(7) 財政状況.....	- 86 -
(8) 地域自治.....	- 86 -
4. 上位・関連計画の概要	- 87 -
5. 市民意向	- 102 -
6. 都市づくりの主要課題	- 104 -

第2章 全体構想	- 106 -
1. 全体構想の構成	- 106 -
2. 四万十市の将来都市像	- 107 -
(1) 都市づくりの基本理念と将来像	- 107 -
(2) 都市づくりの目標	- 108 -
(3) 計画フレーム	- 112 -
(4) 将来都市構造	- 114 -
3. 分野別まちづくりの方針	- 121 -
(1) 土地利用の方針	- 121 -
(2) 交通体系の方針	- 125 -
(3) 自然・歴史環境、景観の方針	- 130 -
(4) 市街地整備の方針	- 135 -
(5) 都市防災の方針	- 141 -
第3章 地域別構想	- 152 -
1. エリア区分の設定	- 152 -
2. 中村エリアのまちづくり構想	- 153 -
(1) 中村エリアの現況	- 153 -
(2) // のまちづくり主要課題	- 162 -
(3) // のまちづくり構想	- 163 -
(4) // の分野別方針・主要な施策	- 164 -
3. 具同エリアのまちづくり構想	- 168 -
(1) 具同エリアの現況	- 168 -
(2) // のまちづくり主要課題	- 177 -
(3) // のまちづくり構想	- 178 -
(4) // の分野別方針・主要な施策	- 179 -
4. 古津賀一佐岡エリアのまちづくり構想	- 183 -
(1) 古津賀一佐岡エリアの現況	- 183 -
(2) // のまちづくり主要課題	- 192 -
(3) // のまちづくり構想	- 193 -
(4) // の分野別方針・主要な施策	- 194 -
5. 下田エリアのまちづくり構想	- 197 -
(1) 下田エリアの現況	- 197 -
(2) // のまちづくり主要課題	- 207 -
(3) // のまちづくり構想	- 208 -
(4) // の分野別方針・主要な施策	- 209 -

6. 後川－安並エリアのまちづくり構想	- 212 -
(1) 後川－安並エリアの現況	- 212 -
(2) // のまちづくり主要課題	- 221 -
(3) // のまちづくり構想	- 222 -
(4) // の分野別方針・主要な施策	- 223 -
第4章 実現化に向けて	- 226 -
1. まちづくりの実現に向けた基本的な方針	- 226 -
2. 協働のまちづくりの推進	- 227 -
3. 都市計画マスタープランの進行管理と見直し	- 228 -
参考資料	- 229 -
1. 都市計画マスタープランの改定経緯	- 229 -
2. 都市計画マスタープランの改定体制	- 230 -
3. 策定委員会	- 231 -
4. 検討チーム	- 233 -
5. パブリックコメントの実施結果	- 235 -
6. 用語解説	- 237 -

四万十市都市計画マスタープラン策定にあたって

作成中



序編

四国横断自動車道の
延伸を見据えたまちづくりに向けて

はじめに

昭和 60 年（1985 年）3 月に、四国で初めての高速道路が開通してから約 30 年が経過しました。四国 4 県を 8 の字で結ぶ「四国 8 の字ネットワーク」の整備が進められ、平成 27 年（2015 年）時点、約 7 割が整備されています。そのうち、本市を通過する「四国横断自動車道」についても順次整備が進められています。

高速自動車国道をはじめとする高規格幹線道路網は、暮らしや地域経済の好循環を四国全域に行き渡らせ、魅力ある地域づくりに寄与するとともに、将来確実に発生するとされる「南海トラフ地震」の備えとしても重要な役割を担っています。このことから、今後のまちづくりについては高規格幹線道路との連携による、本市の特性を活かした新たなまちづくりが求められているところです。

したがって、まちづくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」の策定にあたっては「四国横断自動車道」の延伸を見据えたまちの将来像を描くことが重要となります。そのなかで土地利用における適正な規制・誘導を図るとともに、骨格となる交通軸形成や都市施設の適正配置などを位置づけることで、持続可能なまちづくりに努めなければなりません。

そこで、このたび策定した「四万十市都市計画マスタープラン」では、序編において「四国 8 の字ネットワーク」及び「四国横断自動車道」のこれまでのあゆみや発現したストック効果※を紹介し、高規格幹線道路と連携したまちづくりへの取り組み方を考えます。また、「本編」では、都市計画の観点から、今後 20 年間の将来像やまちづくりの方向性、都市基盤の各種施策についてとりまとめています。

※ストック効果とは：整備された社会資本が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果のことで整備効果とも呼ばれる

「四国 8 の字ネットワーク」とは？

四国四県を結ぶ高速道路ネットワークの愛称です。
この高速道路ネットワークが「8 の字」を描くことから名付けられました。



出典：四国 8 の字ネットワーク 30 年のあゆみ（四国地方整備局、西日本高速道路株式会社）

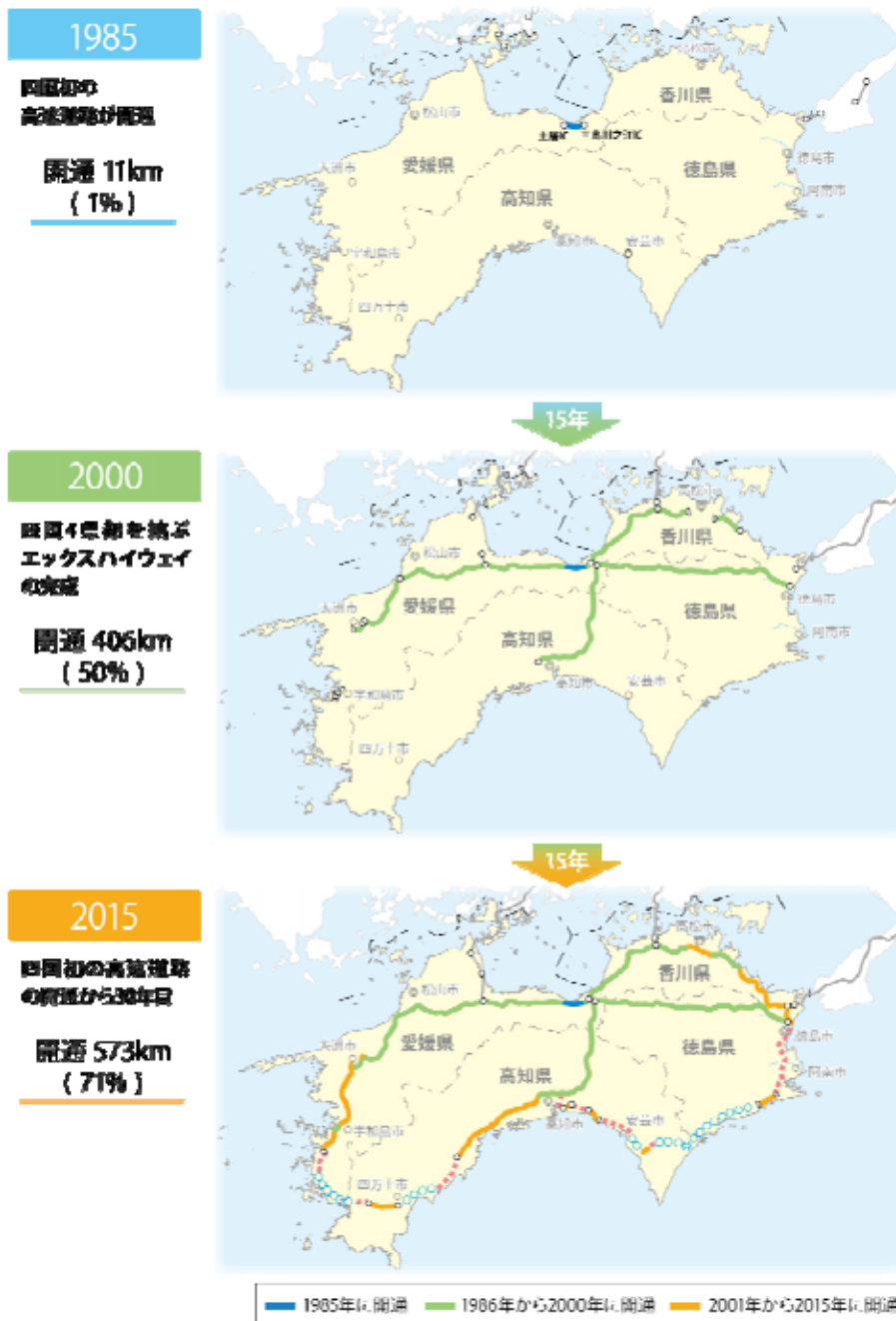


1. 四国8の字ネットワーク

(1) これまでの整備経緯

「四国8の字ネットワーク」とは、四国縦貫自動車道（徳島市～大洲市）、四国横断自動車道（阿南市～大洲市）、高知東部自動車道（高知市～安芸市）、阿南安芸自動車道（安芸市～阿南市）で構成される全長約810kmの高速道路ネットワークで、四国4県を8の字で結ぶことから、「四国8の字ネットワーク」と呼ばれています。

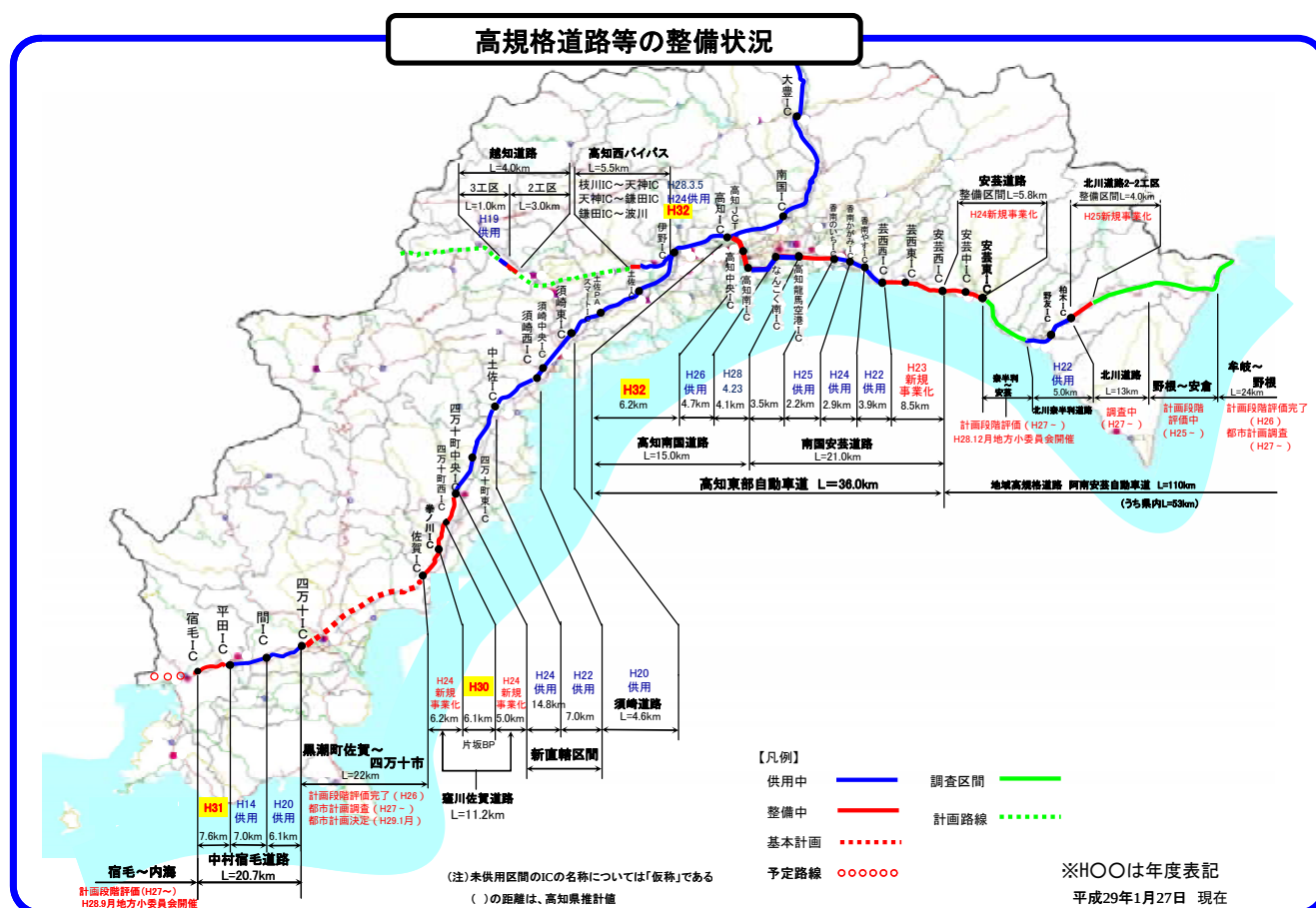
「四国8の字ネットワーク」の整備状況は、四国縦貫自動車道三島川之江 IC から土居 IC 間が昭和60年（1985年）3月に開通したのを皮切りに、平成12年（2000年）3月には、四国4県都を結ぶエクスハイウェイが完成し約50%が開通しました。その後、香川県内の全線開通などの延伸整備が図られ、平成27年（2015年）時点で、開通延長573km、整備率71%となっています。



出典：四国8の字ネットワーク30年のあゆみ（四国地方整備局、西日本高速道路株式会社）

高知県内の四国横断自動車道については、昭和 62 年（1987 年）10 月の「大豊 IC～南国 IC（21.0km）」の開通を皮切りに、平成 4 年（1992 年）1 月には「川之江 JCT～大豊 IC（29.1km）」が開通して県外へ接続され、その後平成 10 年（1998 年）3 月の「南国 IC～伊野 IC（17.9km）」、平成 14 年（2002 年）9 月の「伊野 IC～須崎東 IC（23.9km）」、平成 23 年（2011 年）3 月の「須崎東 IC～中土佐 IC（12.1km）」、そして平成 24 年（2012 年）12 月に「中土佐 IC～四万十町中央 IC（14.8km）」が、順次整備されています。

また、本市内においては、中村宿毛道路として「間 IC～平田 IC（7.0km）」が平成 14 年（2002 年）9 月に、「四万十 IC～間 IC（6.1km）」が平成 21 年（2009 年）3 月に開通しています。



出典：高規格道路等の整備状況（高知県土木部道路課：平成 29 年 1 月 27 日現在）

（2）「四国8の字ネットワーク」整備により発現した効果

「四国8の字ネットワーク」の整備による移動時間の短縮と、地域経済の好循環を生み出すための地域資源を活かした取り組みにより、①自動車や人の移動量の拡大、②交流人口の拡大、③商機の拡大等、地域社会経済に対する波及効果が徐々に目に見え始めています。

また、④南海トラフ地震に対する減災や救助・復旧支援効果も期待されています。



① 自動車や人の移動量の拡大

「移動時間短縮」や「交通の安全性や快適性の向上」の効果により、四国と本州間を移動する人が約2倍、高速バス利用者数が約7倍に増加しました。

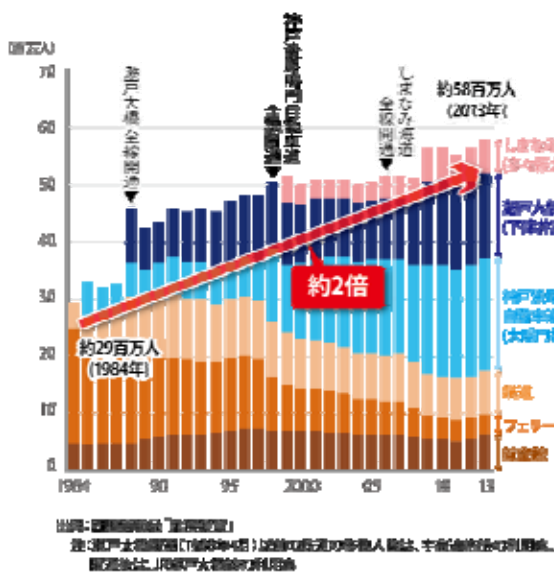
また、四国内の移動をみると自動車で1.5～5倍、また、高速バスでは運行距離が増加するなど利用者も約12倍に増加しています。

自動車や人のうごきの変化

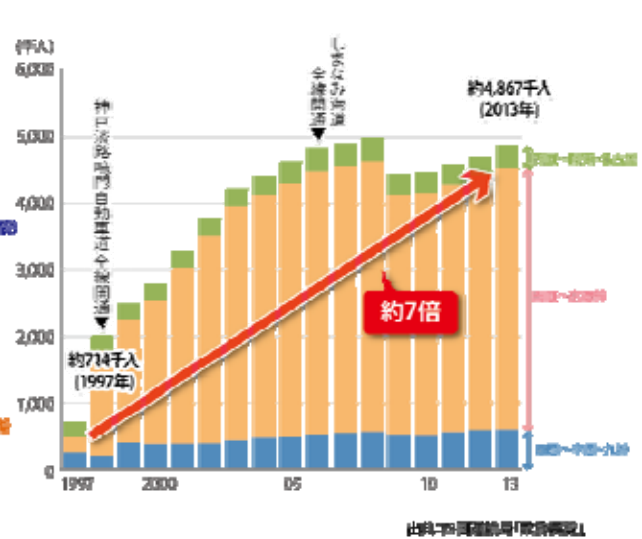
■ 本州と四国間

移動時間が短くなり、本州と四国間を移動する人が約2倍に増えています。
また、高速バスの利用者も約7倍に増えています。

【交通機関別】の移動人数



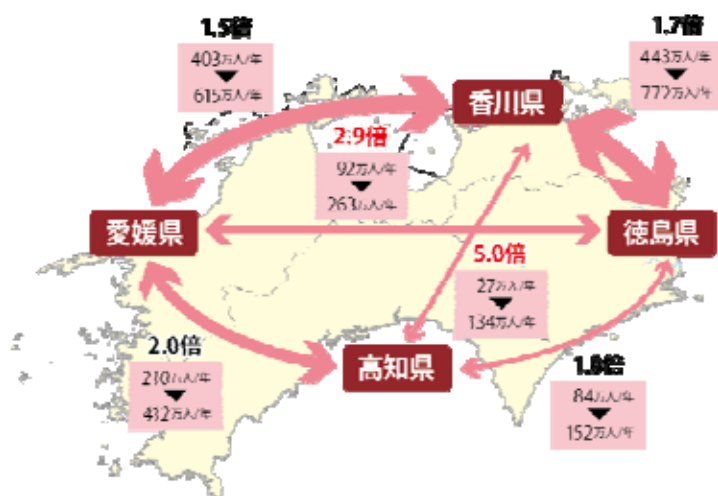
【高速バスの利用者数】



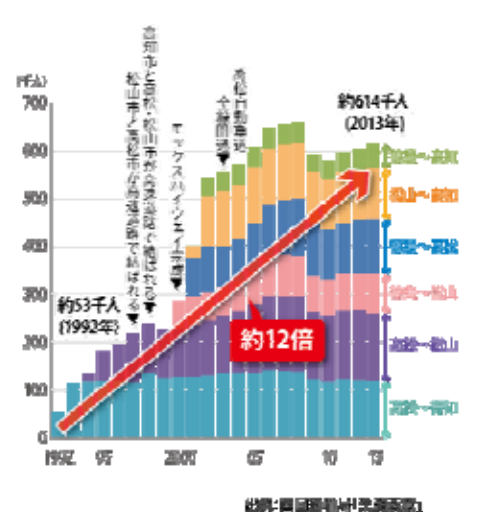
■ 四国内

移動時間が短くなり、自動車で各県間を移動する人が約1.5～5倍に増えています。
また、高速バスの利用者も約12倍に増えています。

【自動車による各県間の移動人数】



【高速バスの利用者数】



出典：四国8の字ネットワーク30年のあゆみ（四国地方整備局、西日本高速道路株式会社）

② 交流人口の拡大

交通アクセスの利便性が向上し、行動範囲や地域間交流が拡大したことにより、四国を代表する観光地や地域イベントに注目が集まり、観光客の増加とともに交流人口の拡大につながっています。

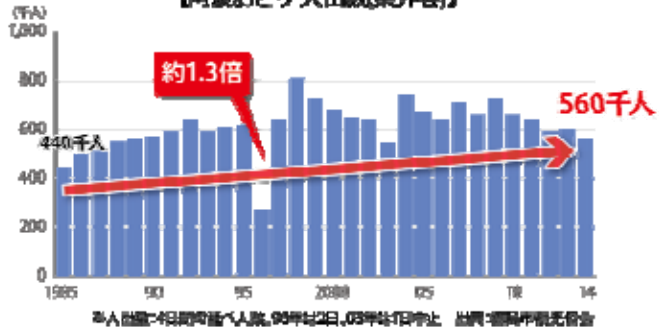
観光客が増加

地域の一太イベントや主要観光地に多くの観光客が訪れています。

■ 佐賀県 阿波おどり



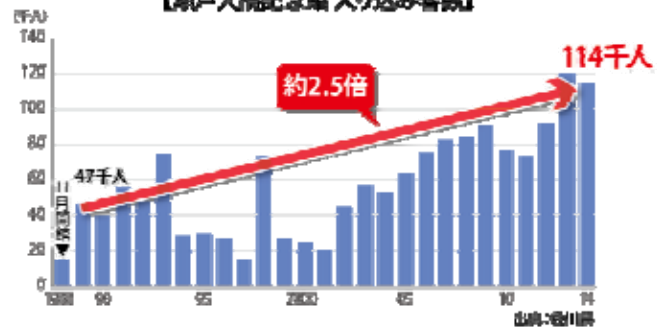
【阿波おどり 入込人数(県外客)】



■ 香川県 瀬戸大橋記念館



【瀬戸大橋記念館 入込人数】



■ 愛媛県 道後温泉



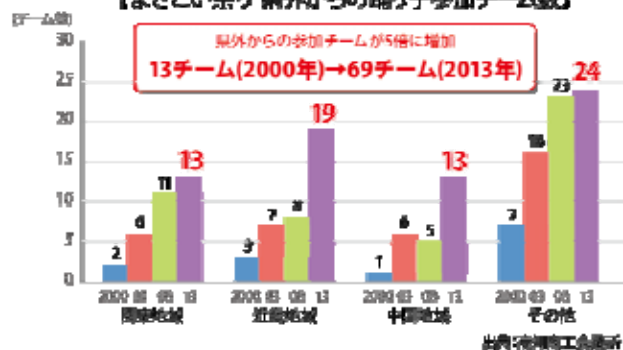
【道後温泉 宿泊者数】



■ 高知県 よさこい祭り



【よさこい祭り 県外からの踊り子参加チーム数】



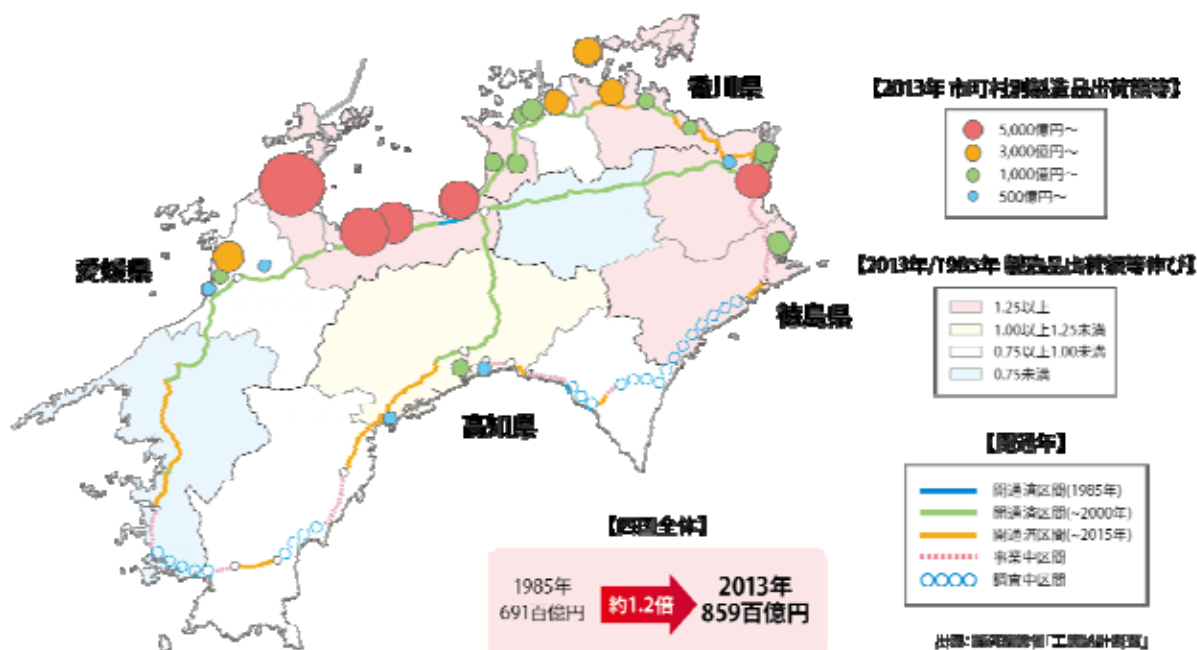
出典：四国8の字ネットワーク 30年のあゆみ（四国地方整備局、西日本高速道路株式会社）

③ 商機の拡大

地域における出荷製品の搬送時間が短縮した効果により、物流圏域が拡大し、瀬戸内地域を中心に製造出荷額が増加しています。また、宿毛湾地域では養殖されている魚を新鮮な状態で、より早く、より遠くの地域に運べるようになり、市場シェアの拡大につながっています。

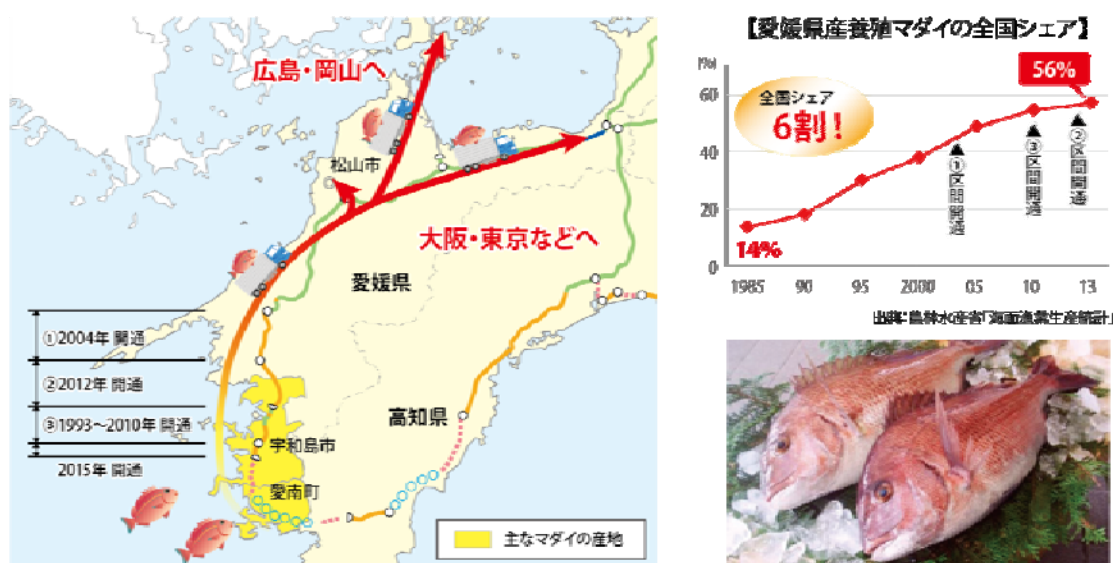
製造品出荷額等

四国全体では増加傾向にあり、特に瀬戸内海に面した地域で製造品出荷額等が大きくなっています。



マダイのシェアが拡大

新鮮なマダイを、より早く、より多く運べるようになり、全国でのシェアが約6割に拡大しています。



出典：四国8の字ネットワーク30年のあゆみ（四国地方整備局、西日本高速道路株式会社）

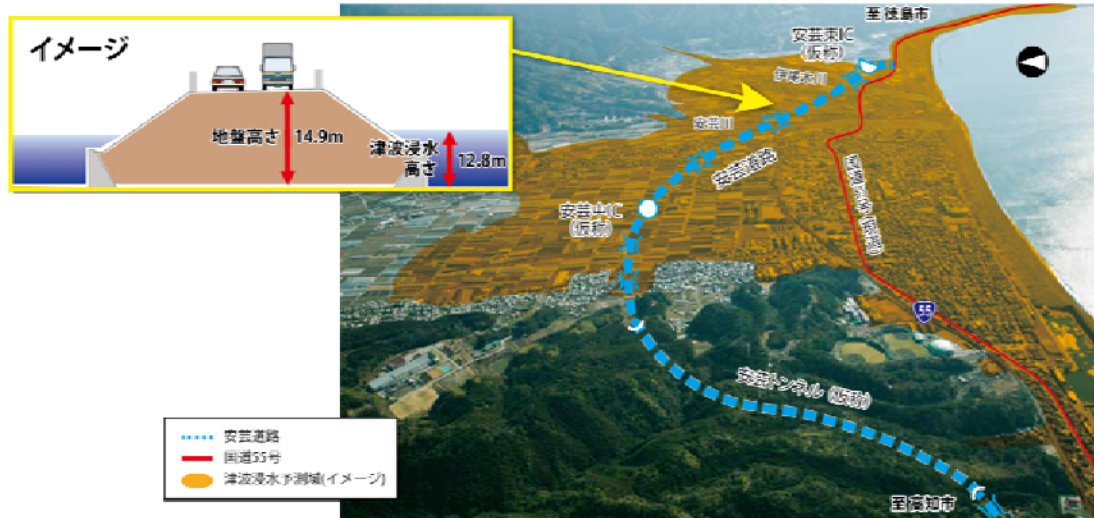
④ 南海トラフ地震に備えて

今後 30 年以内に 70%の確率で発生が予測されている南海トラフ地震の備えとして、東日本大震災などを教訓として、津波に強い道路の整備による広域緊急輸送道路ネットワークを構築するとともに、津波避難施設としても活用できる整備を進めているところです。

南海トラフ地震に備えて ～津波に強い道路～

信頼性の高いネットワークを確保するため、津波の影響を受けない構造や津波の影響を受けない場所に道路をつくっています。

【津波の影響を受けない構造の道路】



南海トラフ地震に備えて ～緊急避難路の整備～

津波が押し寄せる地域の道路に、避難階段や避難路の設置を進めています。
災害発生時に緊急車両や災害復旧車両などが出入りできるよう緊急連絡路の設置も進めています。



出典：四国 8 の字ネットワーク 30 年のあゆみ（四国地方整備局、西日本高速道路株式会社）



(3) 四国西南の幡多地域で発現したストック効果※

四国横断自動車道は平成 24 年（2012 年）12 月に四万十町中央 IC まで延伸され、現在に至ります。

幡多地域では地域経済の好循環を生み出すため、四国横断自動車道の延伸にあわせ、地域資源を活かした取り組みを進めることにより、徐々にストック効果が目に見えて現れ始めています。

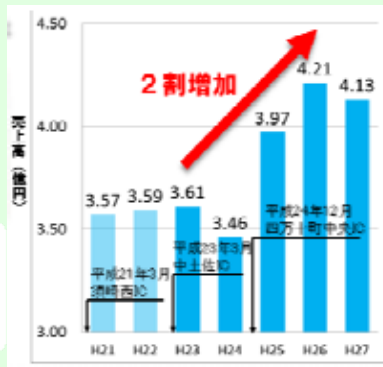
黒潮町ではスポーツ合宿者の数が飛躍的に増加、本市では観光客の増加により、四万十川を代表する特産品の売り上げが伸びるなど、交流人口や商機の拡大につながっています。

四万十川特産品の売上高の変化

四万十川の特産品を製造・販売する地元の代表的な企業の売上が2割増加



アオサの養殖



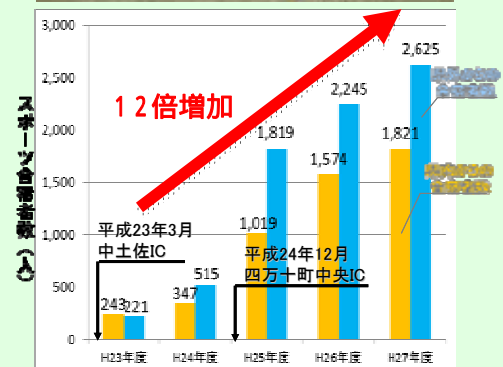
四万十川特産品の売上高増加（四万十市）

黒潮町へのスポーツ合宿者数の変化

県内外から黒潮町へのスポーツ合宿者数は12倍、合宿に伴う延べ宿泊数は14倍に増加



スポーツ合宿の様子



スポーツ合宿者数増加（黒潮町）

農家民家の宿泊者数の変化

「土佐三原どぶろく」と地元料理が再発見され、農家民家の宿泊者数が36倍に増加

土佐三原どぶろく



農家民宿宿泊客の増加（三原村）

外国人観光客の宿泊者数の変化

ダイナミックな自然を有する「足摺岬」と、お遍路誘致により外国人観光客が5倍増加



足摺岬（足摺宇和海国立公園）



金剛福寺（四国 88 箇所 霊場第 38 番札所）



外国人観光客の宿泊増加（土佐清水市）

※ストック効果とは：整備された社会資本が十分に機能することで生み出される中長期的な経済効果のことで整備効果とも呼ばれる

出典：四万十市資料

2. 四国横断自動車道「佐賀～四万十」

(1) 四国西南地域における四国横断自動車道

四国西南地域における四国横断自動車道は、「四万十町西 IC～拳ノ川 IC（仮称）」までの「片坂バイパス（6.1km）」が平成 30 年（2018 年）度に通開予定となっているほか、それを結ぶ「窪川佐賀道路（窪川工区 5.0km、佐賀工区 6.2km）」についても事業化され、着々と整備が進められています。

残る「佐賀 IC（仮称）～四万十 IC（21.4km）」についても平成 28 年（2016 年）度に都市計画決定されました。

一方、本市から西に延びる自動車専用道路として、現在、国道 56 号「中村宿毛道路」の一部「四万十 IC～平田 IC（13.1km）」が供用開始されています。また、平成 31 年（2019 年）度には「平田 IC～宿毛 IC（仮称）（7.6km）」が開通予定となっており、完成すると幡多地域を東西に結ぶ交通ネットワークが構築されます。

なお、宇和島方面のアクセスでは「津島道路（10.3km）」が事業中であり、未事業化区間としては「宿毛 IC（仮称）～内海 IC（仮称）（計画段階評価 30km）」のみとなっています。

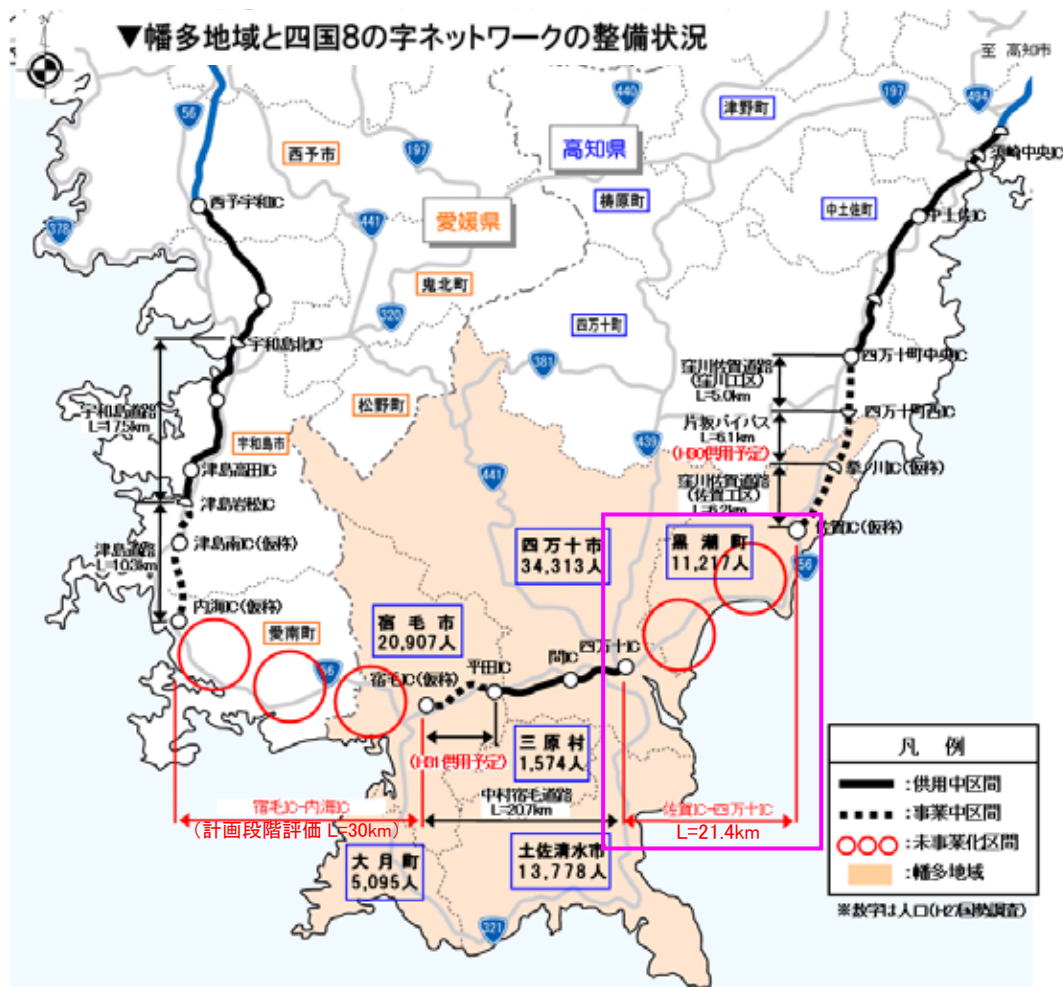
○開通見通し公表済み：片坂バイパス（平成30年（2018年）度開通予定）、

平田IC～宿毛IC（仮称）（平成31年（2019年）度開通予定）

○事業化済み：窪川佐賀道路（平成24年（2012年）度）、津島道路（平成24年（2012年）度）

○都市計画決定済み：佐賀IC（仮称）～四万十IC（平成28年（2016年）度）

○計画段階評価中：宿毛IC（仮称）～内海IC（仮称）





(2) 四国横断自動車道「佐賀～四万十」の必要性

現在、我が国は人口減少・超高齢化という、これまで経験したことのない局面を迎えています。本市においても例外ではなく、人口は減少し続けていることに加え、特に老年人口の増加が顕著となっています。

また、南海トラフ地震発生の切迫度が高まるなか、大規模災害時の迅速な救命・救助活動や復旧活動に欠かせない緊急輸送道路の確保が急務となっているところです。

これらの課題を克服していくためには、都市の魅力をさらに高め、産業の活性化による新たな雇用を創出するとともに、大災害に立ち向かえる安全・安心な暮らしを確保することで人口流出を抑制しつつ、新しい人の流れをつくるなど、安定的で持続可能な都市づくりに取り組んでいかなければなりません。

その礎石となるのが、高規格幹線道路ネットワークの構築であり、四国横断自動車道「佐賀～四万十」の延伸です。

(3) 四国横断自動車道「佐賀～四万十」のルート

四国横断自動車道「佐賀～四万十」は、佐賀 IC から四万十 IC までの延長 21.4km、全幅 12m の 2 車線道路で、設計速度 80km、道路規格第 1 種第 3 級の自動車専用道路です。現計画では 8 本のトンネルと 25 本の橋梁を建設する予定となっています。

基本的には国道 56 号より山側を通り、比較的津波の影響を受けないルートで計画されています。途中には上川口 IC と大方 IC、高知方面へのハーフインターとなる古津賀 IC を配置する計画となっています。

起点の佐賀 IC は、「道の駅なぶら土佐佐賀」より東の国道 56 号に接続、上川口 IC は「幡多青少年の家」の北に設置し、県道大方大正線に接続されます。大方 IC は現在の黒潮町役場のある中心部の西に設置します。また、古津賀 IC は、古津賀駅の東で国道 56 号に接続する形となり、終点は現在供用している四万十 IC に接続されます。

(※四万十 IC を除く IC 名はすべて仮称)



資料：四国地方整備局中村河川国道事務所

3. 四国横断自動車道「佐賀～四万十」の延伸を見据えた都市づくり

四国横断自動車道「佐賀～四万十」の延伸を見据え、本市が今後進めていくべき都市づくりの方針を以下に示します。

(1) 飛躍を目指すべき時代の到来

四国で高規格幹線道路の整備が開始されてから約 30 年の間、本市をはじめとする幡多地域は、他地域と比較しても高規格幹線道路網の整備が遅れ、観光客や企業誘致等の面で大きなハンディキャップを抱えています。

今後、持続可能な都市として生き抜くためには、高規格幹線道路は必要不可欠であることから、これまで国、県、関係市町村と強ちに連携し早期の延伸を求めてきました。

そして今、念願である四国横断自動車道「佐賀～四万十」の延伸が目前となり、本市においてもさらなる飛躍、発展を目指すべき時代が到来したところです。

(2) 本市の主要課題

本市は、四国西南の社会経済活動の中心としての役割を担っており、今後の人口減少・少子高齢化社会や、いつ襲ってくるかわからない大規模災害に立ち向かっていくためにも、都市機能の維持・強化を図ることが求められています。

その一方で、産業活力の低下、災害対策、公共施設等の維持管理費・更新費、社会保障費等の増大に伴う厳しい財政状況など多くの課題を抱えているのも現状です。

これらの状況を踏まえ、まちづくりの観点から大きく 4 つに分類し「都市づくりの主要課題」をまとめています。

「都市づくりの主要課題」

- ✓ 四万十市の魅力向上（～まちの魅力を伸ばす視点～）
- ✓ 人口減少・少子高齢化に対応した都市構造の再編（～まちの効率化を追求する視点～）
- ✓ 地域経済の安定発展と交流の促進（～地域経済の持続的発展を目指す視点～）
- ✓ 市民生活の安全・安心の確保（～都市防災や生活環境を改善する視点～）

※詳細は本編「第 1 章現状と課題」参照



(3) 都市づくりの基本理念と目標

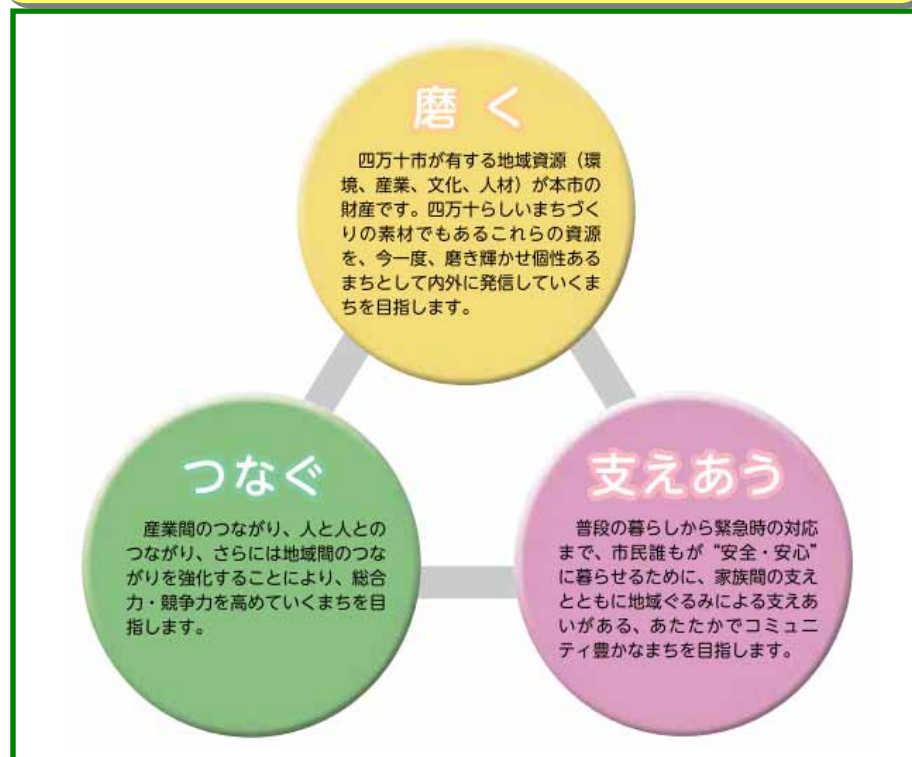
本市は近年の社会情勢や、東日本大震災による暮らしの安全・安心に対する考え方の変化などに対応するため、平成 27 年（2015 年）3 月に最上位計画にあたる「四万十市総合計画」を策定しました。

この総合計画では今後、四国西南の中心都市として持続的な発展を遂げるため「磨く・つなぐ・支えあう」の基本理念のもと、取り組んでいくべき政策を示しています。

まちづくりの基本的な方針を示す「四万十市都市計画マスタープラン」では、総合計画の基本理念に基づき、市民の意向などを踏まえて、都市づくりにおける 5 つの目標を定めています。

序
編

【本市総合計画：基本理念】 「磨く・つなぐ・支えあう」



※本市総合計画より

「都市づくりの目標」

- ① 四万十川の自然と土佐の小京都の歴史・文化を育む都市づくり
- ② 広い市域をコンパクト＋ネットワークする都市づくり
- ③ “四万十ブランド”を活かした活気あふれるにぎわいの都市づくり
- ④ 南海トラフ地震や四万十川の水害に備える安全・安心な都市づくり
- ⑤ 市民と行政による協働のまちづくり

※詳細は本編「第 2 章全体構想 2. 四万十市の将来都市像」参照



(4) 四国横断自動車道を活かした都市づくり

四国横断自動車道「佐賀～四万十」が延伸されることによって様々な波及効果が期待されます。ただし、道路をつなぐだけでは、本当の意味での効果は発揮されません。そのため、地域が総力を結集して活力ある地域づくりに取り組むことは勿論のこと、地域の創意工夫を最大限に発揮する努力が必要です。

今後、四国西南の中心として持続可能な都市の実現には、四国横断自動車道を活かした都市づくりを進めることが何よりも重要と考えています。

よって、「四万十市都市計画マスタープラン」では、「都市づくりの目標」として四国横断自動車道との関わり方や取り組みを明確にし、市民と意識を共有したうえで、都市づくりを推進していきます。

都市づくりの目標① 四万十川の自然と土佐の小京都の歴史・文化を育む都市づくり

本市はこれまで、四万十川をはじめとする観光資源、特産品、スポーツイベント、サーフビーチなど、本市の魅力を高めるための基盤整備を進めてきました。

四国横断自動車道は新しい人の流れを生み出し、一層の交流人口（観光客）の増加が見込まれます。また移動時間の短縮により、観光入込客増加の効果も期待できます。本市においても、高規格幹線道路網と連携した市内外のアクセス向上を図り、観光施設を単に見て回る「通過型観光」だけでなく、本市の自然や歴史・文化などを体感してもらう、“来訪者が四万十市を感じる”「滞在型観光」のまちの実現を目指します。

都市づくりの目標② 広い市域をコンパクト+ネットワークする都市づくり

人口減少、少子高齢化が進行している状況の中、都市機能をコンパクトに集約し、道路ネットワーク整備により交通利便性を向上するなど、効率的かつ効果的で持続可能な都市づくりが必要となっています。

高規格幹線道路の整備により周辺地域間の移動時間が短縮されることから、市内施設の利用圏域拡大の効果が期待できるため、文化施設や公園施設などで広域利用に対応した施設整備を進めるとともに、ＩＣから中心市街地や各施設への道路ネットワークを整備し地域間交流を促進します。

また、高規格幹線道路利用による通勤圏域の拡大を見据え、ＩＣ周辺への居住環境整備や高規格幹線道路網と連携したアクセス向上を図り、定住化に向けた取り組みを強化するなど、市域のみならず周辺地域を含めたコンパクト+ネットワークのまちの実現を目指します。



都市づくりの目標③ “四万十ブランド”を活かした活気あふれるにぎわいの都市づくり

本市には固有の多様な地域資源（環境、産業、文化、人材）があります。本市ではこれまでこれら“四万十ブランド”と呼べる地域資源を活かした都市づくりとその情報発信を推進してきました。

四国横断自動車道の整備により期待される、企業の立地や雇用の創出、地場産品の販路や商機の拡大、観光客増加といった効果が期待できるため、産業振興や情報発信の強化に向けた基盤・施設整備などの取り組みを進めます。

高規格幹線道路の延伸という新たな時代の到来を迎え、今一度、手を休めることなく“四万十ブランド”を磨き輝かせ、活気あふれるにぎわいのあるまちの実現を目指します。

都市づくりの目標④ 南海トラフ地震や四万十川の水害に備える安全・安心な都市づくり

本市は古くより幾多の災害を経験しています。その都度、復興を果たし、各種対策により災害に強い都市づくりを進めてきました。

そして現在も、発生の可能性が高い「南海トラフ地震」、台風や大雨などによる土砂災害や河川氾濫への備えは本市の喫緊の課題です。

「安全・安心な都市づくり」の実現は、人々が生活するうえで必要不可欠なものです。高規格幹線道路整備により、道路の代替機能の確保をはじめ、災害発生時の人命救助・医療活動、救援活動などの効果が期待できるため、広域連携を含め「安全・安心」のまちの実現を目指します。

（５）次世代、未来につなげる都市基盤をつくる

四国横断自動車道「佐賀～四万十」は、本市や周辺地域にとって「命の道」であり、その開通は長年の夢です。今後も国、県、関係市町村と連携し早期開通を目指すとともに、本市にとって、より効果的なものとするための都市づくりを推進します。

この「四万十市都市計画マスタープラン」は、今後 20 年間の都市整備の方向性を定めるものです。「土佐の小京都」と呼ばれる基盤目状に広がるまちなみが、今もまちのなかで息づいているのと同様に、今後の都市施設も、次の世代、そのまた次の世代に受け継いでいくため、しっかりと将来を見据えて、未来につなげるものでなくてはなりません。

今から 20 年後、四国横断自動車道「佐賀～四万十」が開通し

- ・多くの来訪者でにぎわいが生まれる。
- ・代表する地産品が全国各地から世界へ流通する。
- ・安定した経済状況のもと、あらゆる世代が憩いとやすらぎをもって暮らせる。
- ・子どもたちや若者たちが夢と希望を持って、次のまちづくりを考え実践している。

そんな未来が実現できるように、市民と行政による協働のまちづくりを着実に推進していきます。

4. (参考) 四国横断自動車道の延伸を願う女性と子どもの思い

本市では四国横断自動車道をはじめ主要幹線道路の整備促進を女性の視点から考えるため、平成26年(2014年)10月23日に「四万十市の道路整備を進める女性の会」が結成されました。

これまで四万十市や周辺市町村、関係機関と連携して勉強会や現地視察、四国横断自動車道や国道441号の要望など、積極的な活動を行っています。

女性の思い

四国横断自動車道「佐賀～四万十」建設促進期成同盟会の設立総会にて、地域に暮らす女性の目線から考えた高速道路の整備がもたらす効果や必要性について意見発表しました。

不妊治療を行っている市内の女性の6割は高知市の病院に通っています。
市民の負担軽減にも自動車道は必要です。

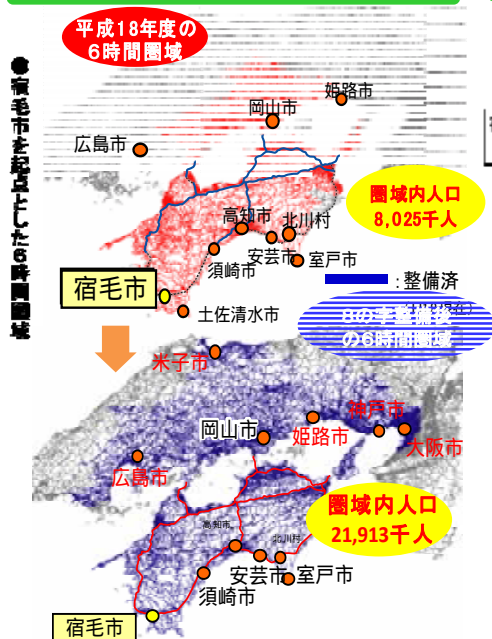


平成27年(2015年)7月27日 意見発表の様子

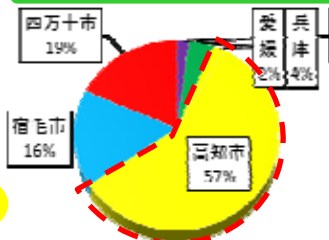
高速道路の整備効果: 通院の負担軽減、移住者の増加、親子の絆も拡大

- 『6時間圏域』の拡大は、産業振興以外にも**多様な効果**
- 四万十市の女性の不妊治療の**約7割**は、高知市や県外の病院→**通院の負担が大幅に軽減**
- 過疎化の進む中山間地へも**移住を希望する人も続々**
- 四万十市進学校では、近畿や中国、四国圏に**約8割**が進学→女性でも運転可能となり、**親と子どもとの絆が拡大**

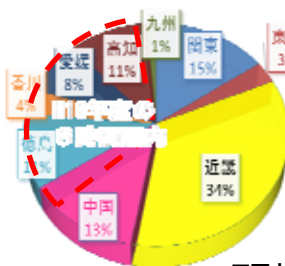
産業振興に向けて



不妊治療する女性の負担が大幅に軽減されます！

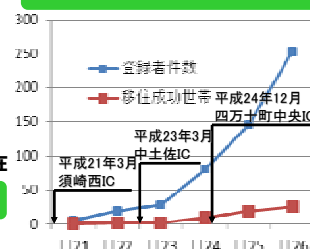


四万十市の不妊治療先病院の所在 親子の絆も広がります！



四万十市のN高校からの進学先の所在

移住希望者が続々と増えています！



四万十市への移住希望登録件数と移住成功世帯の推移
(四万十市企画広報課取扱分)

8の字延伸により、
約8割の子どもが
『6時間圏域』に!!



子どもの思い

これからの将来を担う子ども達にも、「道路整備の必要性を感じてもらいたい」「子ども達が大きくなったら、道路をどのように使い、また高速道路ができた自分たちの生活がどう変わり、何ができるようになるのかを考えてもらいたい」との思いから、中村小学校の協力を得て、小学4年生を対象とした勉強会と現地視察を行いました。

平成 28 年（2016 年）7 月 4 日：高速道路の勉強会



平成 28 年（2016 年）7 月 7 日：「片坂バイパス」の現地視察



高速道路は夢の道！

作：中村小学校 4 年

高速道路は
車が速く安全に走れる道
高知市まで二時間もかからない
すごい道

高速道路は
便利で平和な道

二十四時間三百六十五日
いろんなものが運ばれている
とれたての魚や新鮮な野菜
具合が悪くて病院へ急ぐ人や仕事で遠くにでかける人
カーブやでこぼこが少ないから
大事な荷物を運ぶことができる
大切な命を運ぶことができる

高速道路は
命の道

災害から命を守ることができる
地震がきても崩れない道路とトンネル
津波がこない高さに作られている
もし地震が来ても
みんなが逃げられるように
みんなが助かるように
一日でも早くできてほしい

高速道路は
いろんな人の思いが詰まった道
高速道路が必要だと言ってくれている人
計画、設計、工事してくれている人
安全に安心して使えるように管理してくれている人
ありがとうございます

高速道路は
夢の道

八の字ネットワークができたなら
いろんなところに行ってみよう



子ども達が作った「詩」～勉強会や現地視察で学んだこと、感じたこと～



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

本編

四万十市都市計画マスタープラン

本
編



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

序章

都市計画マスタープランについて

1. 策定の趣旨

(1) 都市計画とは

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであることから、本来的に中長期的な見通しをもって定める必要があります。また、個々の都市計画の決定にあたっては、その必然性、妥当性が説明される必要がありますが、これが総体としての都市計画の一部を構成するものである以上、将来の目指すべき都市像との関係を踏まえ、総合性・一体性の観点から常に検証されなければなりません。

このため、都市計画マスタープランにおいては、それぞれ住民に理解しやすい形であらかじめ中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが、極めて重要であり、そうした機能の発揮こそ都市計画マスタープランに求められているといえます。

都市計画マスタープランにおいて、どのような都市をどのような方針のもとに実現しようとするのかを示すことにより、住民自らが都市の将来像について考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることを通じ、具体の都市計画が円滑に決定される効果も期待し得るものです。＜都市計画運用指針（一部修正）＞

(2) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは厳密には2種類あります。

ひとつは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象に、一市町村を越える広域的観点から、都道府県が区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもので、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画法第6条の2）と言い、いわゆる「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれます。

もうひとつは、この都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに、市町村の定める都市計画の方針を定めるもので、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）と言い、いわゆる「市町村都市計画マスタープラン」と呼ばれるものです。

今回策定するのは、後者の市町村都市計画マスタープランであり、本書において「都市計画マスタープラン」と記述する場合は、この市町村都市計画マスタープランを指すものとします。



(3) 都市計画マスタープラン策定の経緯

本市の前身となる中村市における都市計画マスタープランは、平成 13 年（2001 年）2 月に策定され、平成 32 年（2020 年）度を目標に、「清流と街が輝く 拠点都市」を目指し、都市づくりを進めてきました。

その後、平成 17 年（2005 年）4 月 10 日に旧中村市と旧西土佐村が合併して四万十市が誕生し、合併を機に「四万十市建設計画」を定め、市政運営の指針とし、各種の施策に取り組んできました。

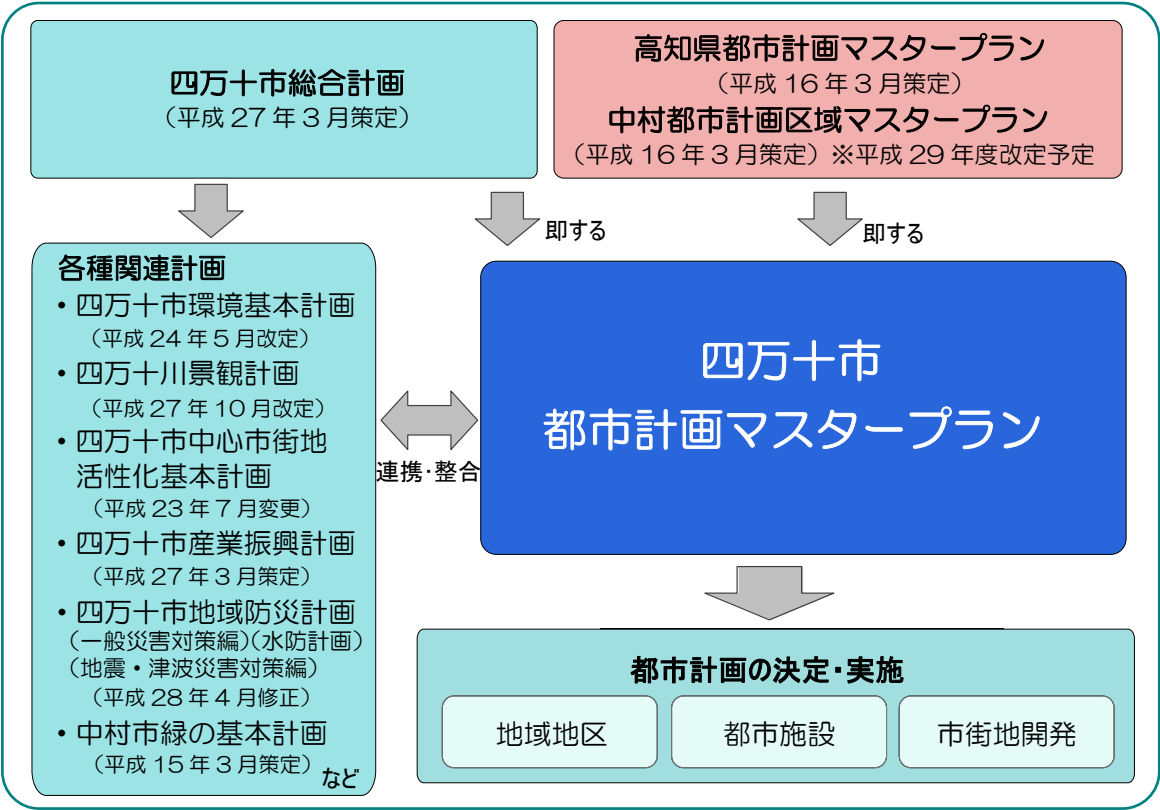
それから 12 年が経過し、人口減少・少子高齢化等の社会経済環境の変化は速度を増すとともに平成 23 年（2011 年）3 月 11 日には、東日本大震災の発生により、暮らしの安全・安心に対する考え方が大きく変わりました。

このような状況の中、平成 26 年（2014 年）度をもって計画期間満了となった「四万十市建設計画」にかわり、本市をとりまく社会情勢の変化に的確に対応し、かつ 10 年先の姿を見極めるまちづくりの新たな指針として平成 27 年（2015 年）3 月に「四万十市総合計画」が策定され、都市計画についても将来の都市像を明確にし、現在や今後予想される都市づくりの課題に対応した整備方針を示すことが急務となりました。

そこで、「中村市都市計画マスタープラン」の目標期間終了を待たずに、この度「四万十市都市計画マスタープラン」を策定しました。

2. 位置づけと役割

「四万十市都市計画マスタープラン」は、本市の基本構想である「四万十市総合計画」（平成 27 年 3 月）、高知県の都市計画区域マスタープランである「中村都市計画区域マスタープラン」等の上位計画や関連計画を踏まえながら策定するもので、都市計画における市の最上位計画として位置づけられます。



四万十市都市計画マスタープランの位置づけ



また、都市計画マスタープランが担う役割としては以下の項目が挙げられます。

■目指すべき将来都市像を明らかにします

全体や地域の具体的な将来都市像を明確にし、実現に向けての目標や基本方針を示し、市民の理解と関心を深めます。

■都市計画の決定・変更の指針となります

市民の意向を踏まえ、地域の特性を活かしたきめ細やかなまちづくりを進めるにあたって、都市計画の決定・変更の指針となる具体的な方向を示します。

■都市計画の総合性・一体性を確保します

土地利用や都市施設（道路、上下水道等）、市街地開発事業等の都市計画相互の関係を調整し、総合的かつ一体的なまちづくりを推進します。

■協働によるまちづくりの共通目標を示します

住民、NPO やボランティア団体等の各種団体や事業者、行政等が連携協力していく協働によるまちづくりの共通目標を示して、まちづくりへの参画を促します。

3. 目標年次と対象区域

(1) 目標年次

四万十市都市計画マスタープランでは、基準年次を平成 29 年（2017 年）とし、長期的な都市像の展望をもとに将来目標をかけるため、長期目標年次をおおむね 20 年後の平成 49 年（2037 年）とします。

ただし、目標値の設定などを行う場合においては、中期目標年次として 10 年後の平成 39 年（2027 年）における目標値についても検討を行います。

(2) 対象区域

四万十市都市計画マスタープランは、中村都市計画区域である 4,304ha を計画の対象区域とします。ただし、都市計画区域外の地域拠点との交流や連携など、都市づくりに必要となる事項についても対象とします。



対象区域図

資料：国土数値情報

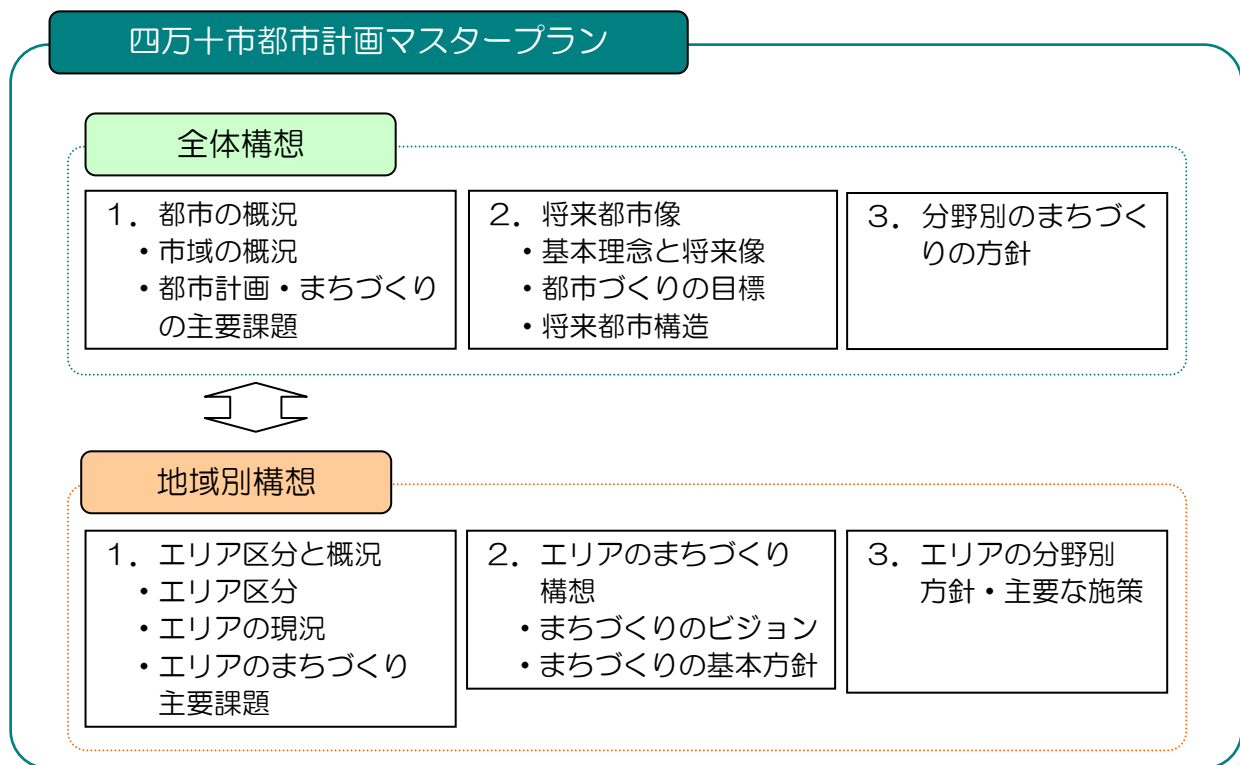


4. 都市計画マスタープランの構成

本マスタープランは、大きく全体構想と地域別構想に分けられます。

全体構想では、都市計画マスタープラン策定の前提となる都市の現況を整理するとともに、既往の計画等を踏まえ、新たな市全体の都市づくりの基本理念や将来像を考慮し、都市づくりの目標や目指す将来都市構造を示したうえで、分野別のまちづくりの方針を定めています。

また、地域別構想では、都市計画区域内を5つのエリアに区分し、各エリアの現況・課題を踏まえ、エリア別にまちづくりのビジョンや基本方針を示し、分野別の方針と主要な施策を定めています。



四万十市都市計画マスタープランの構成



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

第1章

現状と課題

1. 社会の動き

●旧中村市と旧西土佐村の合併により四万十市誕生（平成 17 年（2005 年）4 月）

平成 17 年 4 月に旧中村市と旧西土佐村が合併し、現在の四万十市が誕生しました。
市域が大きく広がったことにより、総合計画等ではこれを含めた市全体での計画が必要となりますが、旧西土佐村には都市計画区域が決定されていないため、都市計画マスタープランの検討においては、旧西土佐村地域への直接的な計画を行うことはありません。ただし、都市計画区域内において、他の市内拠点との連携を担う都市施設などがある場合は、旧西土佐村内の拠点との連携機能等について考慮する必要があります。

また、将来的には旧西土佐村の中心拠点部への都市計画決定（区域区分）の必要性について、検討を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画
・平成 17 年以降に策定・改定された計画全般

●東日本大震災（平成 23 年（2011 年）3 月）や熊本地震（平成 28 年（2016 年）4 月）の発生による安全・安心に関する考え方の変化

平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生し、津波の被害により多くの命が失われました。また、最近では平成 28 年 4 月に熊本地震が発生し、地震動による建物の崩壊により多数の死者が出ました。

近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震により、四万十市においても地震動および津波による大きな影響が予測されており、住民の安全・安心に関する意識も高まっています。

東日本大震災以降、地震・津波の対策については多くの施策が実施されているものの、より一層の「災害に強いまちづくり」について検討および施策の実施を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画
・四万十市総合計画
・四万十市地域防災計画 等

●人口減少・少子高齢化の進行と今後のさらなる深刻化の予測

四万十市の人口は昭和 35 年（1960 年）以降減少傾向にあり、また、高齢化も進行しています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 52 年（2040 年）の人口は約 23,400 人となり、現在よりも約 1 万人以上減少すると予測されています。

また、日本創生会議・人口減少問題検討分科会によると、平成 22 年（2010 年）からの 30 年間で、20～39 歳の女性人口の減少率は「64.4%」と予測されており、「消滅可能性都市」のリストにも挙がっています。

現行計画においては人口フレームの目標を微増と設定して計画を行っていましたが、今後は人口減少を前提としたまちづくりの方針や、少しでも人口減少を食い止めるための施策等について検討・計画を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画
・四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
（その他概ねの計画において人口減少は課題となっている）



●中心市街地部の空洞化や市内の産業活力の低下

中心市街地商店街の空き店舗率が、平成 15 年（2003 年）の 14.8%から平成 20 年（2008 年）には 20.5%と増加し、中心市街地部の空洞化が顕著となっています。

また、市内の総生産額をみると、減少傾向が続いており、平成 13 年（2001 年）～平成 23 年（2011 年）で 14.4%の減少となっています。加えて、総生産額のうちの約 85%が第 3 次産業によるもので、第 1 次・第 2 次産業の活力低下が目立っています。

このため、今後は中心市街地の再興や第 1 次・第 2 次産業の再起を目指した施策等について検討を行う必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- ・四万十市総合計画
 - ・四万十市中心市街地活性化基本計画
 - ・四万十市産業振興計画
- 等

●厳しさを増す市財政と、公共施設等の維持管理費・更新費の増大予測

市の財政力を示す「財政力指数」は平成 20 年（2008 年）度までは『0.39』前後の横ばいで推移していましたが、以降は減少して平成 25 年（2013 年）度には『0.33』まで落ち込みをみせており、市財政の厳しさが年々増していることがうかがえます。

また、市内には昭和 45 年（1970 年）～昭和 55 年（1980 年）頃に建てられ、築後 40 年前後が経過し老朽化した公共施設が多数存在しています。今後、これらの施設の更新時期が一気に訪れるため、維持・更新していくための費用が増大することが予測されます。厳しい財政の中で、これらの施設を維持していくための施策検討が必要であり、都市施設の計画として公共施設の統廃合・複合化を含めた検討も必要となります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- ・四万十市総合計画
- ・公共施設等総合管理計画

●四国横断自動車道の延伸

現行計画策定時（平成 13 年（2001 年）2 月）で、高知市側からの高速道路は伊野 IC まで開通していました。「伊野 IC～須崎東 IC」は翌年の平成 14 年（2002 年）9 月の開通であり、「四万十町中央 IC～佐賀 IC（仮称）」も事業化前の状況でした。

現在は四万十町中央 IC まで開通し、次区間にあたる「四万十町中央 IC～佐賀 IC（仮称）」が事業化されています。また、「佐賀 IC（仮称）～四万十 IC」についても事業化に向けた取り組みが進められており、四万十市までの延伸を現実的なものとして捉えられるようになってきました。

よって、今後の検討では、四国横断自動車道が四万十 IC まで延伸した場合の車（人）・物の流れを十分に考慮したうえで、都市施設等の計画を行っていく必要があります。

→該当する社会情勢の変化を反映している上位関連計画

- ・四万十市総合計画

●新たなインバウンド目標値の提示

平成 28 年（2016 年）3 月 30 日に開催された「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて、安倍総理大臣より「2020 年に 4000 万人来訪、8 兆円消費」というこれまでの倍となる、新たな訪日外国人の目標値（案）が示されました。

これを受け、観光が主要産業となっている四万十市においても、より多くの観光来訪者を呼び、受け入れるための施策について検討を行っていく必要があります。

2. 市の概況

(1) 市の現況

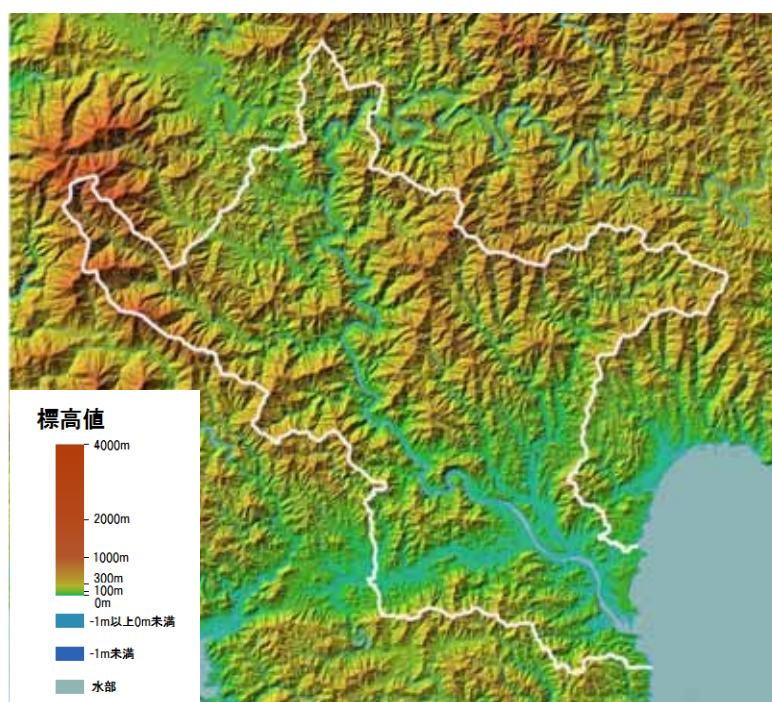
1) 位置及び地勢

本市は高知県西南部の幡多地域（四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村）のほぼ中央に位置しています。総面積は約 63,242ha と県内2番目の面積を有し、「日本最後の清流」とも呼ばれる四万十川が流れています。山地では概ね 700～1,000m 程度の中小起伏山地が形成され、南東部は黒潮の流れる太平洋に面していて、豊かな自然環境に恵まれています。



位置図

資料：国土数値情報



標高図

資料：国土地理院



2) 沿革・歴史

幡多地域は、旧石器時代から中・近世に至る遺跡が点在し、九州との関係性や高知県中央部とは異なる独自の特色ある文化圏を形成してきました。その中でも本市は幡多地域の中核としての役割を担ってきました。

中世には、前関白一條教房公が応仁の乱を機に京都からこの地に下向したことにより、京都を模したまちづくりをはじめ、市街地を中心に発展がみられ、その影響は土佐一国に及ぶなど由緒ある歴史を誇っています。

その後 16 世紀には長宗我部国親・元親が支配していましたが、慶長 5 年（1600 年）の関ヶ原の戦いで、長宗我部盛親のついた石田三成方が敗れ、長宗我部氏の支配は終焉を迎えました。慶長 5 年 11 月、山内一豊が土佐藩の領主として入り、弟山内康豊を中村に置き、2 万石を与えました。

江戸期の山内藩政時代には、養蚕や楮（こうぞ）や三桮（みつまた）などの原料を活かした製紙業が盛んとなり、また、四ヶ村溝や麻生堰等の水路や堰の整備による農地拡大事業等も行われていることから、これらがこの地域の主要な産業となっていたことがうかがわれます。

その後中村地区は近世から近代に至るまで、幡多郡の政治・経済の中心であり、周辺地域から「おまち」と呼ばれていました。

また、大正から昭和 30 年代前半ごろまでは豊富な山林資源を活かした薪炭の製造が盛んとなり、薪炭積み出しのため四万十川を利用し舟母（せんば）と呼ばれる川舟が西土佐地域～中村地域間を盛んに往復したことが記録されています。

かつて四万十川は地域の物流の主軸として機能しており、四万十川下流の水流の豊かなところでは舟母（せんば）、中流では高瀬舟やセンビなど目的に応じた多様な川舟が往来していました。また、四万十川河口左岸に位置する下田地区は、中世から高知県西南部の重要な港で物資・文化の移出入に重要な位置を占めてきました。流域から下田へ集積された薪炭は中世から培われてきた海運ルートにのって下田港から近畿圏に大量に出荷され、地域経済を大きく発展させてきました。



中村御所跡（一條神社）

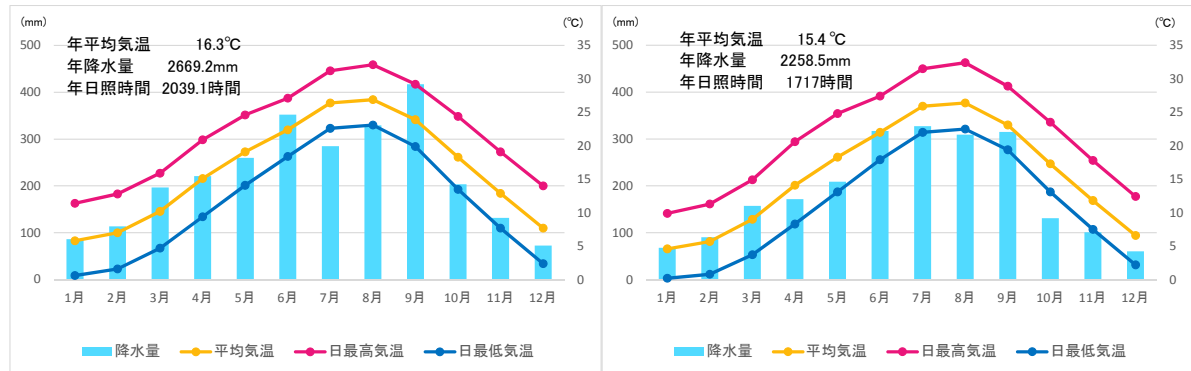


四万十川を往来する舟母

3) 気候

気候は太平洋型の温暖気候となっており、平均気温は山地（江川崎）より平地（中村）の方が高い傾向にあります。平地において 2039.1 時間と年間日照時間が長い一方、黒潮が流れる太平洋側から湿った空気が流れ込むことにより、年間降水量が平地で 2669.2mm、山地で 2258.5mm と日本有数の多雨地帯ともなっています。

また、台風の常襲地帯であることに加え、近年の突発的豪雨（ゲリラ豪雨）により、集中的な降雨も見られます。

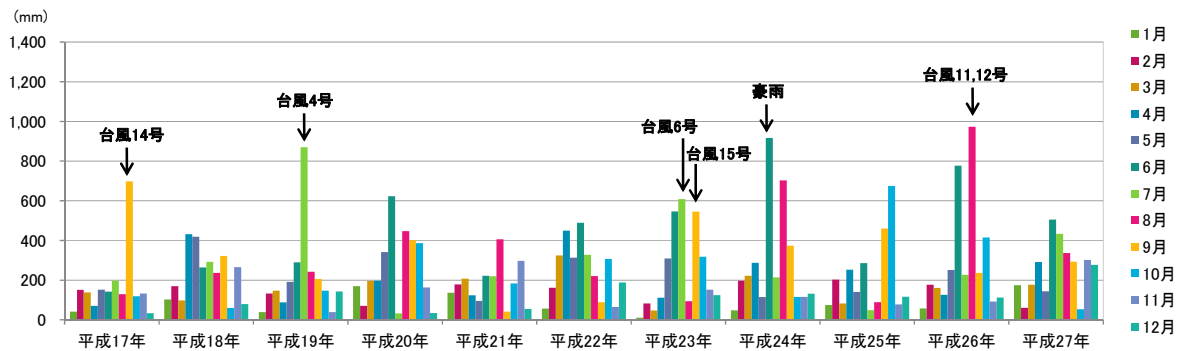


＜平地部(中村観測所)＞

＜山地部(江川崎観測所)＞

気象観測データ

資料：気象庁ホームページ（S56～H22）



中村観測所の月別降水量

資料：気象庁ホームページ（H17～H27）

平成17年9月	9月6日、台風14号による暴風雨。
平成19年7月	7月12日から15日にかけて、梅雨前線と台風4号による風水害が発生。
平成23年7月	7月20日、台風6号が本市の南側を通過し暴風雨となった。
平成23年9月	9月19日から21日にかけて、台風15号と西日本に停滞する前線により、高知県では山間部を中心に大雨。
平成24年6月	四万十町窪川や四万十市中村では1976年の統計開始以降の24時間降水量の極値を更新するなど、高知県西部を中心に大雨となった。
平成26年8月 上旬	台風12号及び11号の影響で記録的大雨となり、また、南からの暖かく湿った空気の影響もあり、大雨の日が多かった。
中旬	前線や南からの暖かく湿った空気の影響で曇りや雨の日が多く、15日からは大雨となる日が多かった。
下旬	26日から27日にかけては高気圧に覆われて晴れた所もあったが、期間を通じ前線や湿った空気の影響で雲が広がって雨の降る日が多かった。



4) 災害

本市では過去より、台風に伴う集中豪雨により水害が多発しています。また、南海トラフを震源とする南海地震がおおよそ 100 年～150 年の周期で起きており、その都度大きな被害が発生しています。

本市で発生した主な災害は以下のとおりです。

【本市で発生した災害の履歴（1）】

発生年月	名称	概況	被害状況
※ 昭和10年8月 (1935年)	台風5号	26日～28日にかけての豪雨は、大用で620mmを記録し、被害は激甚を極め、渡川の水位は明治23年以来の大出水となり旧中村町は全町水没の大災害となった。旧中村町は28日正午頃より後川堤防未完成部分よりの逆流のため、全戸約1,900戸の内16戸を除き全戸浸水。	り災世帯数 1,650世帯(7,243人) 負傷者 60人 全壊家屋 277戸(内住家 75戸) 半壊家屋 403戸(内住家 209戸) 床上浸水 1,585戸(内住家 1,500戸) 床下浸水 235戸(内住家 150戸)
※ 昭和21年12月 (1946年)	南海大地震	南海道沖の北緯33度00分東経135度30分を震央とするマグニチュード8.1の地震が発生。県西南部に壊滅的な打撃を与え、とりわけ旧中村町は全家屋の9割が倒壊し、本町北部からの出火により66戸が全焼し、多くの人命が失われた。また、四万十川鉄橋も8径間のうち両側2径間を残し落下した。	死者 291人 負傷者 3,425人 全壊家屋 3,048戸(内住家 1,833戸) 半壊家屋 2,322戸(内住家 1,168戸) 焼失家屋 110戸(内住家 63戸)
昭和38年8月 (1963年)	台風9号	3日間にわたり暴風雨の圏内にあり連続して猛烈な風雨に見舞われ瞬間最大風速は足摺岬37.5m、宿毛41.8mを記録、また雨量は県西南部の山間地域を中心に船戸の連続雨量(48時間)915mmを最高に未曾有の豪雨となり、9日12時具同観測点水位は10.45mに達し、市内全域に避難指示。この後まもなく佐岡堤防100m、84mの2箇所、古津賀堤防1箇所100m、下田港砂丘500mを決壊流出し、10日未明ようやくして減水を始めた。	り災世帯数 3,203世帯 死者 1人 全壊家屋 14戸 半壊家屋 54戸 流失家屋 11戸 床上浸水 2,145戸 床下浸水 975戸 被害総額 15億6千万円
昭和45年8月 (1970年)	台風10号	上陸時の中心気圧は955ミリバール。風は土佐湾に面した海岸地方と中心通過付近で強く、瞬間最大風速は足摺岬で46.8mを記録、雨量は県東部と西部の山間部で多く、300mm～700mmに上った。	り災世帯数 3,464世帯 負傷者 20人 全壊家屋 9戸 半壊家屋 57戸 床上浸水 98戸 床下浸水 255戸 被害総額 11億5千万円
昭和46年8月 (1971年)	台風23号	足摺岬に上陸、旧西土佐村に被害。	浸水家屋 55戸 死者 1人 最高水位 12.7m(江川崎) 県道上40cmまで増水(江川崎宮地) 被害総額 1億9千万円
昭和50年8月 (1975年)	台風5号	上陸時には中心気圧960ミリバール、最大風速40m、瞬間最大風速52.1m、25m以上の暴風雨半径は東側200km、西側150kmの中型で並の台風となったが、幡多地方を中心に家屋の倒壊や河川の氾濫など大きな被害を出した。この台風の特徴は、中心が宿毛市付近を通過したものの比較的近距离であったため降雨量も少なかったが、渡川の氾濫により佐田沈下橋の流失、中筋川・磯の川堤防の一部決壊、家屋の浸水、農作物等の被害、暴風雨による家屋の倒壊など、被害は予想に反して大きかった。	り災世帯数 4,575世帯 全壊家屋 51戸 半壊家屋 281戸 床上浸水 25戸 床下浸水 114戸 被害総額 45億7千万円
昭和57年8月 (1982年)	台風13号	旧西土佐村に被害。	総雨量 374mm、 江川崎最高水位 12.8m 床上浸水 29戸 床下浸水 27戸 非住宅 9戸

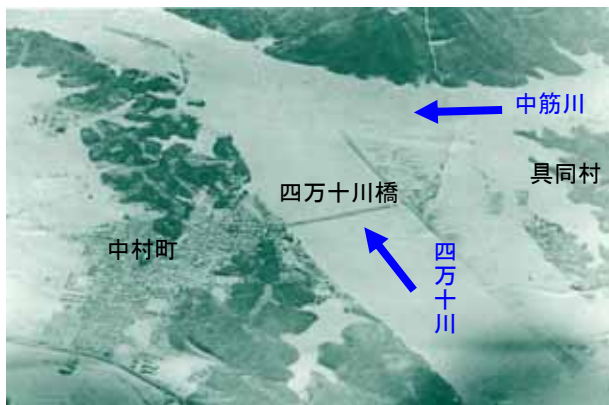
※昭和 29 年以前の被害については、旧中村町域を対象

出典：四万十市資料

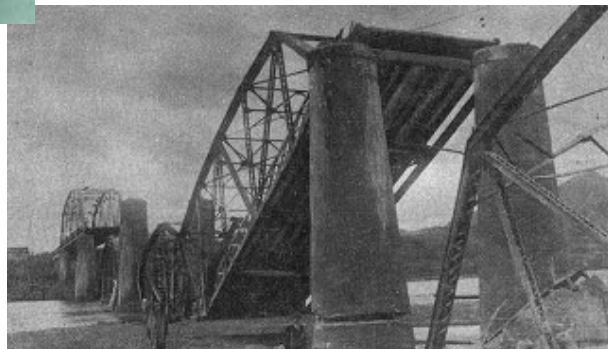
【本市で発生した災害の履歴（２）】

発生年月	名称	概況	被害状況
平成4年8月 (1992年)	台風11号	本市では、時間最大雨量57mm、降り始めからの総雨量が600mmを超えた。これに伴い各河川で警戒水位を突破したのをはじめ、秋田地区では計画高水位を上回った。幸い堤防の決壊には至らなかったが、内水の排除がおいつかず、各地で内水による浸水被害が相次ぎ、近年にない大きな被害をうけた。	り災世帯数 279世帯 全壊家屋 -戸 半壊家屋 -戸 床上浸水 160戸 床下浸水 119戸 被害総額 26億5千万円
平成16年10月 (2004年)	台風23号	大型で強い勢力のまま20日13時ころ土佐清水市に上陸した台風23号の影響で、中筋川は計画洪水位を越え、昭和30年の観測開始以降最高水位(8.60m)を記録した。中筋川氾濫の危険性に伴い、東中筋、中筋地区地区全域に避難勧告を発令した。 また、河川上流域では、50mm/hの降雨が3～4時間続いたため河川が増水し、後川支流の岩田川では堤防を越水した。	り災世帯数 70世帯 全壊家屋 -戸 半壊家屋 -戸 一部破損 5戸 床上浸水 41戸 床下浸水 24戸 被害総額3億5千万円
平成17年9月 (2005年)	台風14号	雨は4日宵のうちより断続的に続き、降り始めからの総雨量は中村410mm、江川崎509mmを観測。 四万十川は江川崎の広見川との合流点で氾濫。下流の口屋内から大川筋、下田に至る広範囲で床上浸水被害が発生。昭和38年以来の洪水となり、具同水位観測所では計画高水位まであとわずかのところまで水位が上昇した。	り災世帯数 308世帯 死 者 1人 負 傷 者 1人 全壊家屋 3戸 半壊家屋 35戸 一部破損 3戸 床上浸水 212戸 床下浸水 106戸 非住家被害 376戸 被害総額 6億9千万円
平成26年6月 (2014年)	梅雨前線豪雨	4日未明から5日朝方にかけて降り続いた梅雨前線豪雨では、楠島雨量観測所の24時間最大雨量が観測史上最大の468mmを記録し、中筋川では、磯ノ川水位観測所において6月期としては観測史上最高の水位(7.65m)を観測した。この豪雨により、具同・楠島地区(相ノ沢流域)では相ノ沢川及び楠島川沿線で内水による深刻な家屋浸水被害が発生した。 さらに、相ノ沢川・楠島川周辺の国道56号及び県道、市道も冠水により通行止めが発生し、道路交通に対する影響も甚大となった。下田、八束、東中筋、中筋地区に避難勧告を発令する。	り災世帯数 101世帯 全壊家屋 -戸 半壊家屋 -戸 床上浸水 64戸(内住宅22戸) 床下浸水 37戸(内住宅36戸) －

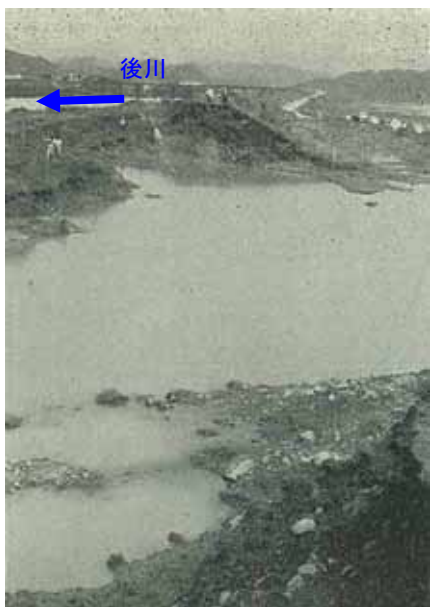
出典：四万十市資料



昭和 10 年（1935 年）8 月洪水
（堤防決壊で浸水した具同村）



昭和 21 年（1946 年）12 月 21 日
南海地震（赤鉄橋の落橋）



昭和 38 年（1963 年）8 月洪水（古津賀堤防決壊の状況）



（赤鉄橋の外水による洪水状況）



（百笑地区の内水氾濫状況）

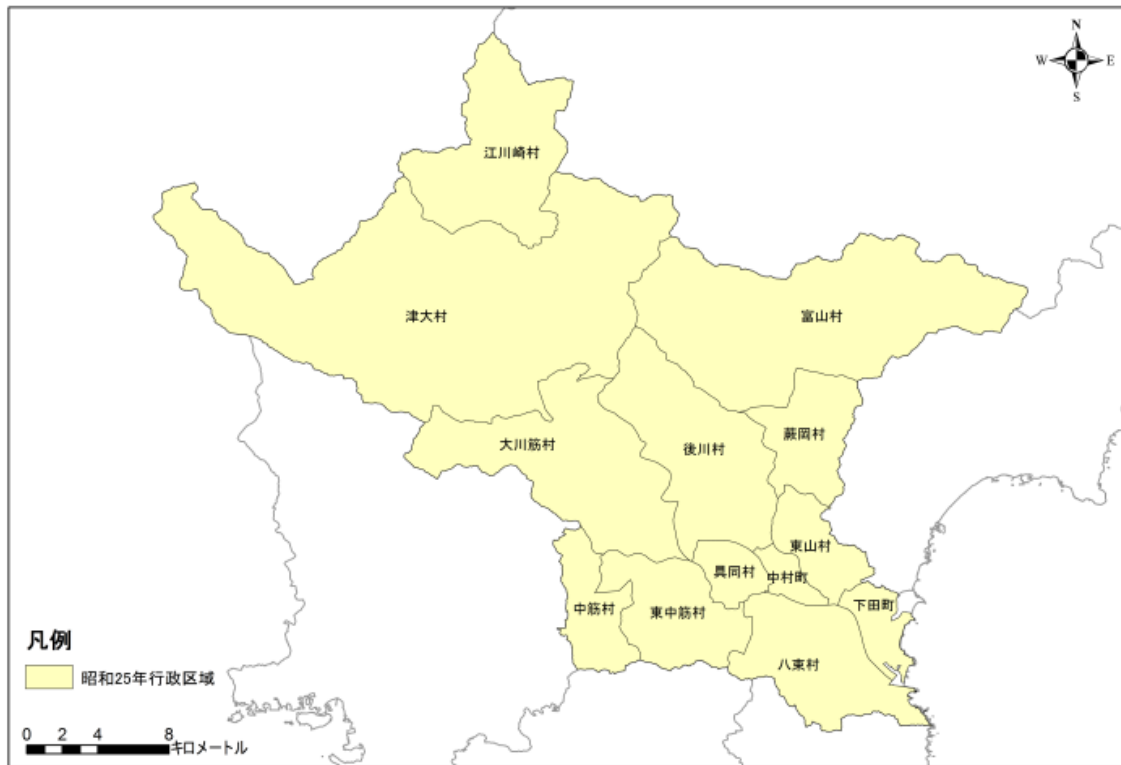
平成 17 年（2005 年）9 月洪水

出典：四国地方整備局中村河川国道事務所

5) 変遷

本市は、明治 22 年（1889 年）に行われた「明治の大合併」により区分された当時の 13 村の地域から成り立っています。その後、中村町・下田町の町制施行を経た後「昭和の大合併」で 11 町村が合併し中村市に、また、2 村が合併し西土佐村となりました。

平成 17 年（2005 年）4 月 10 日には、この中村市と西土佐村が合併して現在の四万十市が誕生しました。

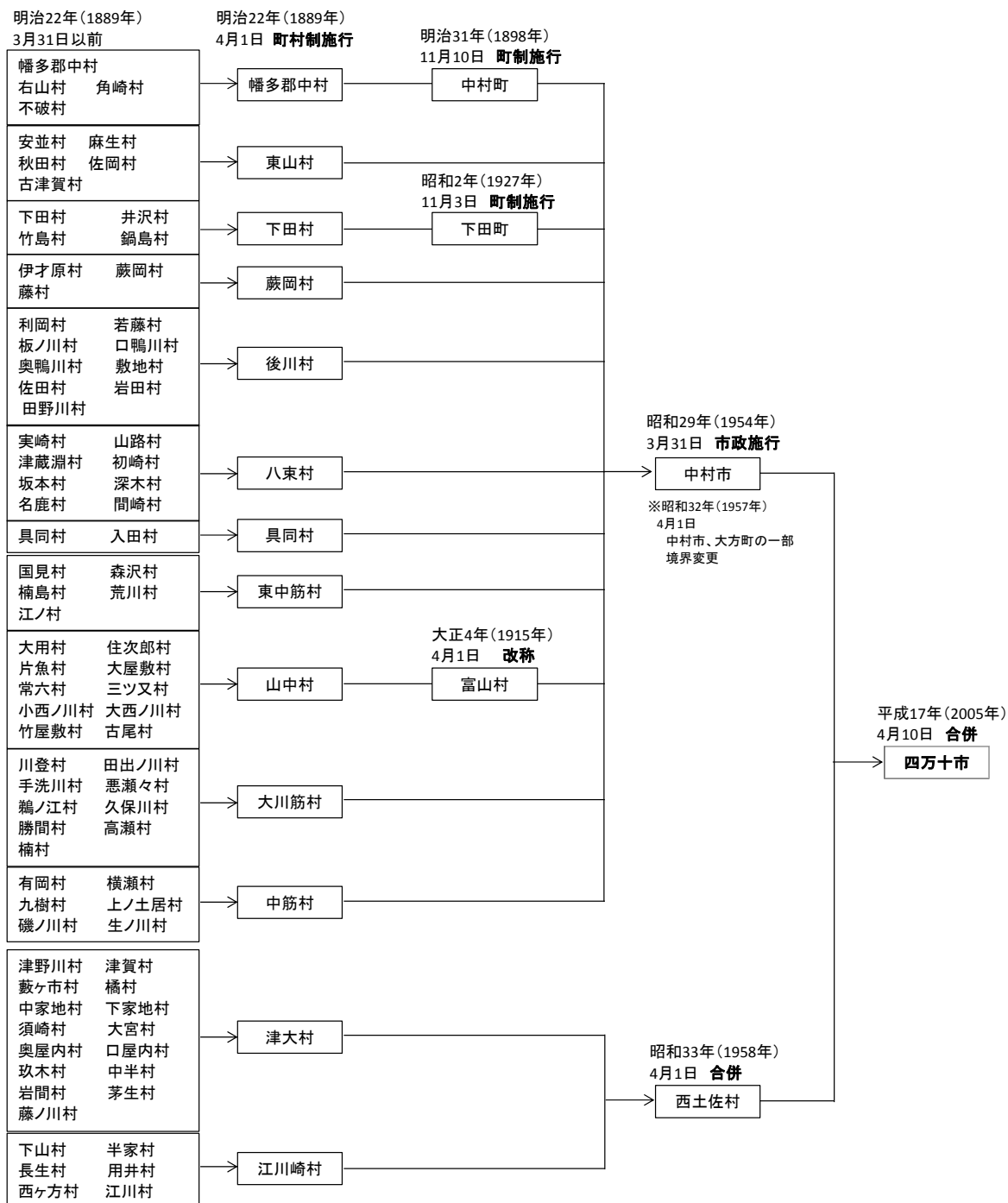


昭和 25 年（1950 年）当時の行政区分図

資料：国土数値情報



【四万十市の変遷】

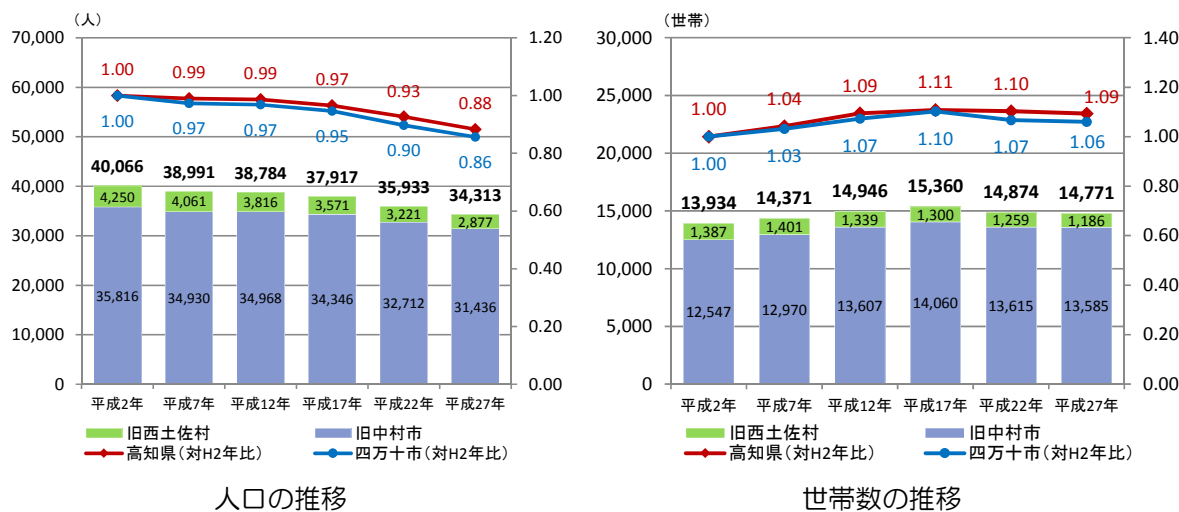


(2) 人口

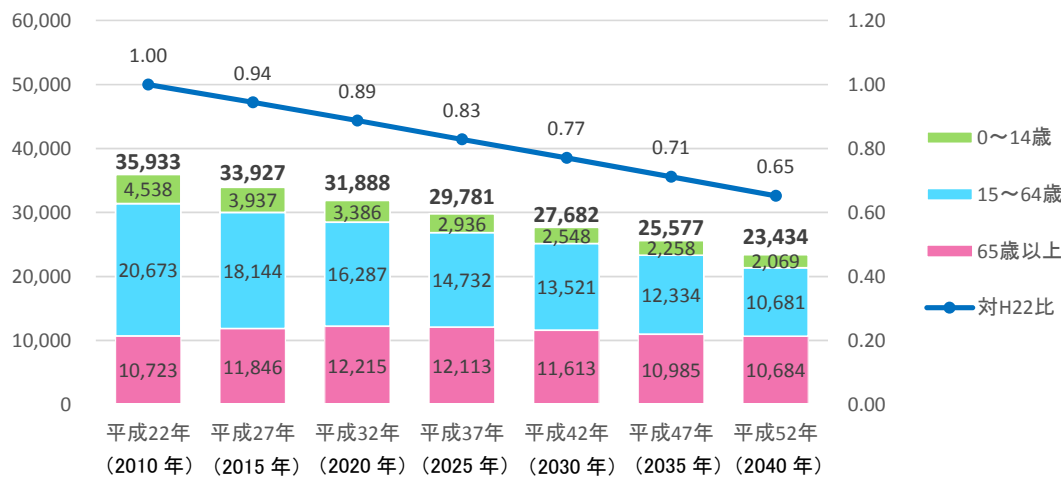
1) 総人口

本市の総人口は、平成 2 年（1990 年）でみると約 4 万人でしたが、その後減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）の人口は 34,313 人と平成 2 年と比べて約 5,750 人（約 14％）減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、少子高齢化による加速度的な人口減が続くことが予測されており、世帯人員の減少、高齢者の単身世帯などの増加が懸念され、少子化と相まってさらなる高齢化が急速に進むことが予測されています。



資料：各年国勢調査結果（H2～H27）



将来人口予測

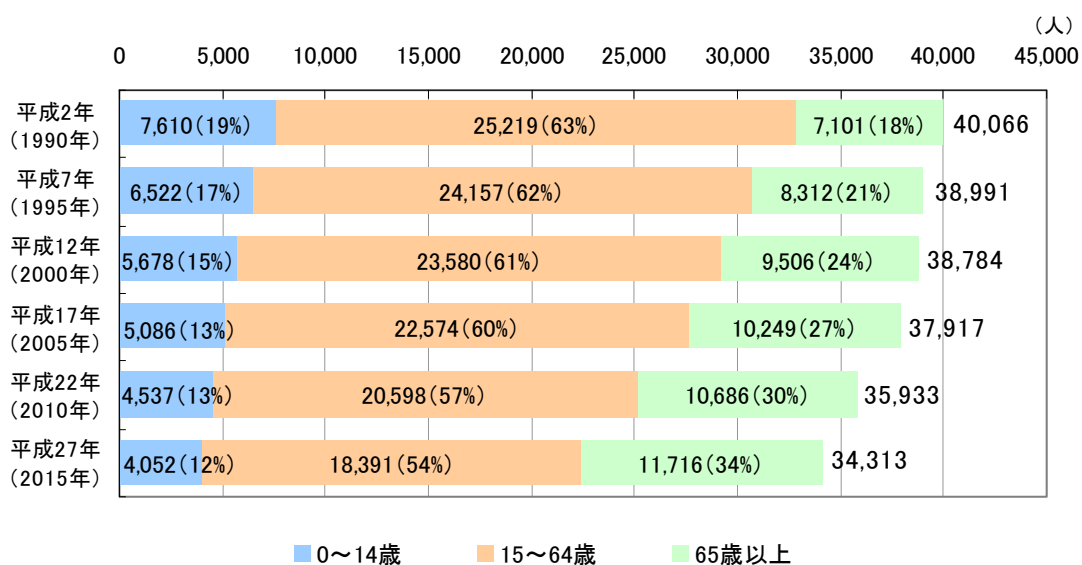
資料：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口



2) 年齢別人口

年齢別人口をみると、平成 2 年（1990 年）では 15 歳未満の人口は 7,610 人でしたが、平成 27 年（2015 年）には 4,052 人とほぼ半減しています。逆に 65 歳以上の人口は平成 2 年の 7,101 人から平成 27 年の 11,716 人と大幅に増加して、高齢化率も 18%から 34%とほぼ倍増しており、深刻な少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

一方、生産年齢人口は、平成 2 年に 25,219 人でしたが、平成 27 年には 18,391 人と 3 割近く減少しており、総人口に占める割合でも 63%から 54%と 9 ポイント減少しています。今後もこの傾向が続いていくと、担い手の減少により産業の活力が低下していくことが懸念されます。



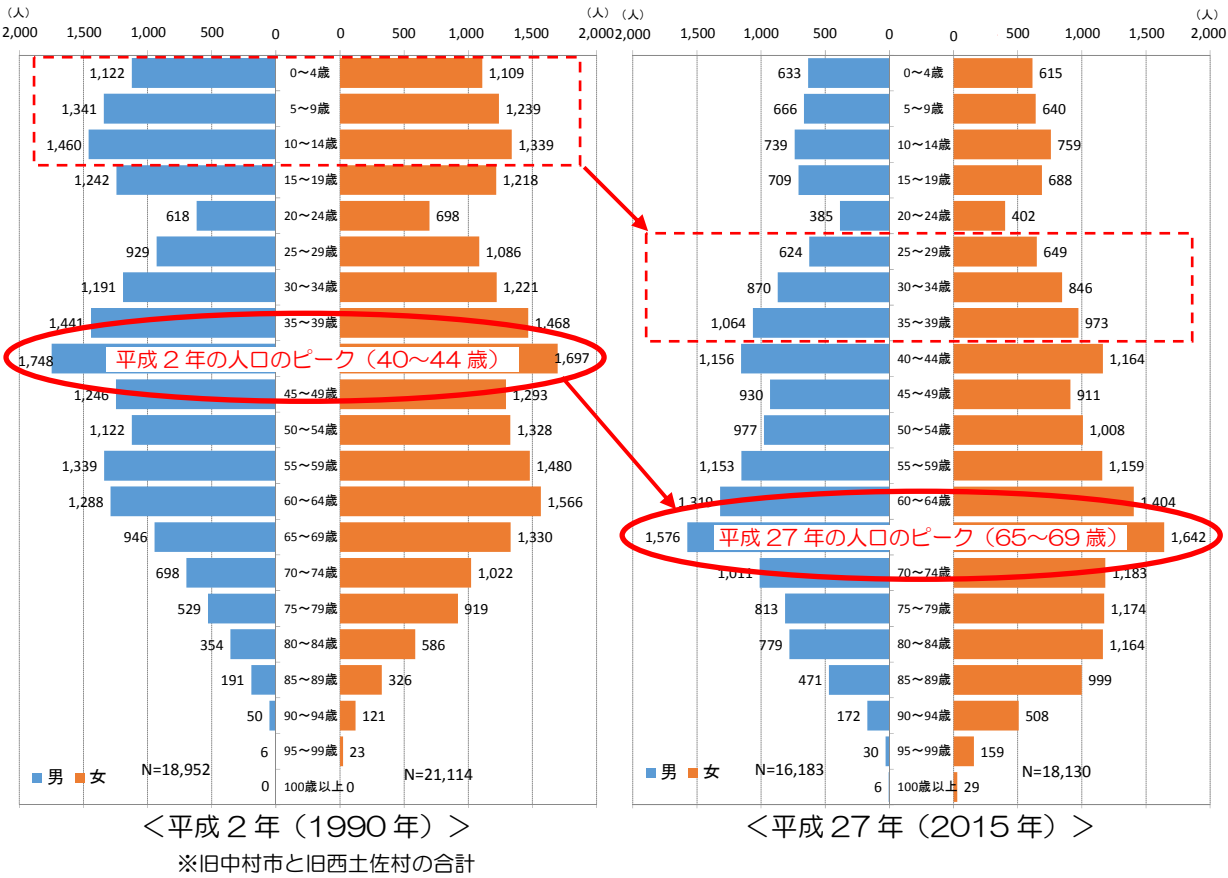
年齢 3 区分別人口と割合の推移

※合併前の平成 2 年～平成 12 年は旧中村市と旧西土佐村の合計

資料：各年国勢調査結果（H2～H27）

また、5歳ごとの年齢別人口をみると、平成2年（1990年）は40歳前後の人口が最も多く、15歳未満の人口も他の年齢層とほとんど差のない状態でしたが、平成27年（2015年）には人口のピークが65歳前後となっており、年齢層が若くなるほど、人口が少なくなっている傾向がみられます。

なお、平成2年に15歳未満だった層（0～14歳）の人口が、25年後の平成27年（25～39歳）には大きく減少していることから、若者が進学や就職を機に市外へ流出し、そのまま戻ってきていないことが推測されます。



男女別年齢別人口

※総数には年齢不詳を含む
資料：各年国勢調査結果（H2/H27）

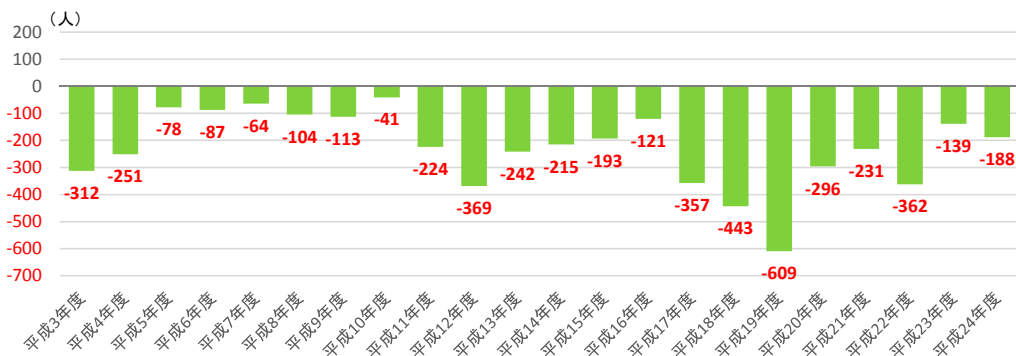


3) 人口動態

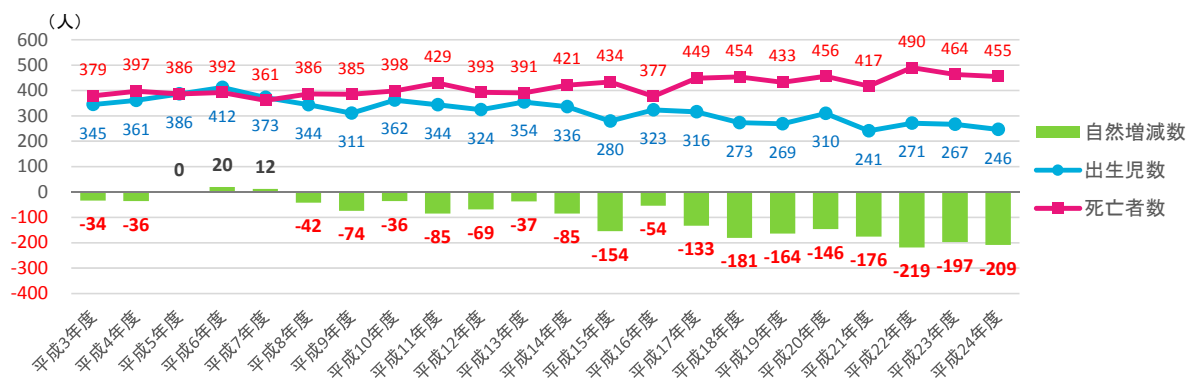
本市の人口動態はマイナス傾向となっており、人口減少が続いています。

自然動態は、少子高齢化により出生者数よりも死亡者数が上回っており、マイナス幅が拡大しています。また、出生者数も減少傾向にあります。

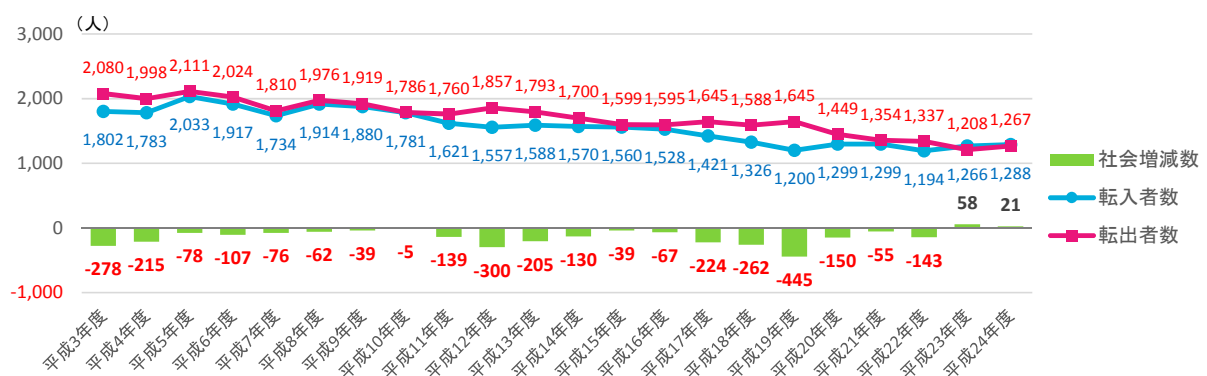
一方、社会動態は、転出者が転入者を上回りマイナスとなっていました。平成23年度には、転入者が転出者を上回りプラスに転じています。これは、転出者数が減少していることが大きな要因となっており、少子化により市外へ進学・就職する若者の絶対数が減少していることが一因と考えられるもので、若者の定住者の増加につながるものではないと考えられます。



人口動態の推移



自然動態の推移



社会動態の推移

※合併前の平成3年～平成16年は旧中村市と旧西土佐市の合計

資料：都市計画基礎調査結果（H25）

4) 地区別人口

①地区別人口の推移

本市の人口は、中村都市計画区域内の地区（中村、東山、具同地区）に集中している状況にあります。

地区別人口の増減をみると、都市計画区域内である東山地区と具同地区では平成 17 年（2005 年）と比べて横ばい～微増となっていますが、その他の地区では減少傾向にあります。

とくに、富山地区では、平成 17 年に比べて 299 人少ない 807 人と約 27%の減少がみられます。このような中山間部の地区では、過疎化の進行による後継者不足、高齢化による生産力の低下、生活に欠かせない各種サービスの縮小など負の連鎖（スパイラル）が発生し、近い将来、各地区において集落の維持が困難な状況になることが予測されます。

地区別人口の推移

地区別人口	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	対H17年比
中村地区	10,078	9,947	9,747	9,564	9,428	9,453	9,369	9,420	9,352	9,301	9,204	0.91
東山地区	4,526	4,548	4,585	4,574	4,603	4,626	4,662	4,677	4,691	4,684	4,664	1.03
具同地区	7,304	7,230	7,133	7,082	7,096	7,162	7,179	7,257	7,311	7,340	7,303	1.00
東中筋地区	1,350	1,333	1,351	1,297	1,265	1,237	1,208	1,185	1,177	1,184	1,165	0.86
中筋地区	1,408	1,390	1,380	1,377	1,361	1,369	1,331	1,319	1,322	1,317	1,294	0.92
八束地区	1,717	1,682	1,668	1,648	1,620	1,590	1,570	1,539	1,504	1,476	1,459	0.85
下田地区	3,164	3,116	3,065	3,042	3,031	3,019	2,981	2,934	2,861	2,810	2,798	0.88
藤岡地区	1,255	1,233	1,207	1,190	1,169	1,124	1,068	1,051	1,031	1,066	1,032	0.82
後川地区	1,780	1,799	1,797	1,761	1,756	1,736	1,729	1,716	1,690	1,652	1,599	0.90
大川筋地区	832	822	821	806	800	781	759	746	717	693	692	0.83
富山地区	1,106	1,076	1,047	1,024	985	945	926	911	884	839	807	0.73
津大地区	1,895	1,829	1,781	1,735	1,685	1,654	1,622	1,604	1,564	1,530	1,496	0.79
江川崎地区	1,836	1,810	1,770	1,732	1,707	1,687	1,654	1,619	1,597	1,554	1,506	0.82
四万十市全域	38,251	37,815	37,352	36,832	36,506	36,383	36,058	35,978	35,701	35,446	35,019	0.92
うち都市計画区域	26,044	-	-	-	-	25,221	-	-	-	-	24,745	0.95
高知県	796,292	789,450	781,585	773,436	766,461	764,456	758,614	752,042	745,070	737,761	728,461	0.91

資料：人口統計月報（行政地区別）各年 10 月 1 日現在(H17～H27)
※都市計画区域人口の H17、H22、H27 は国勢調査結果の集計により算出



地区別人口増減（平成 17 年（2005 年）/平成 27 年（2015 年））

資料：国土数値情報、人口統計月報（H17、H27）

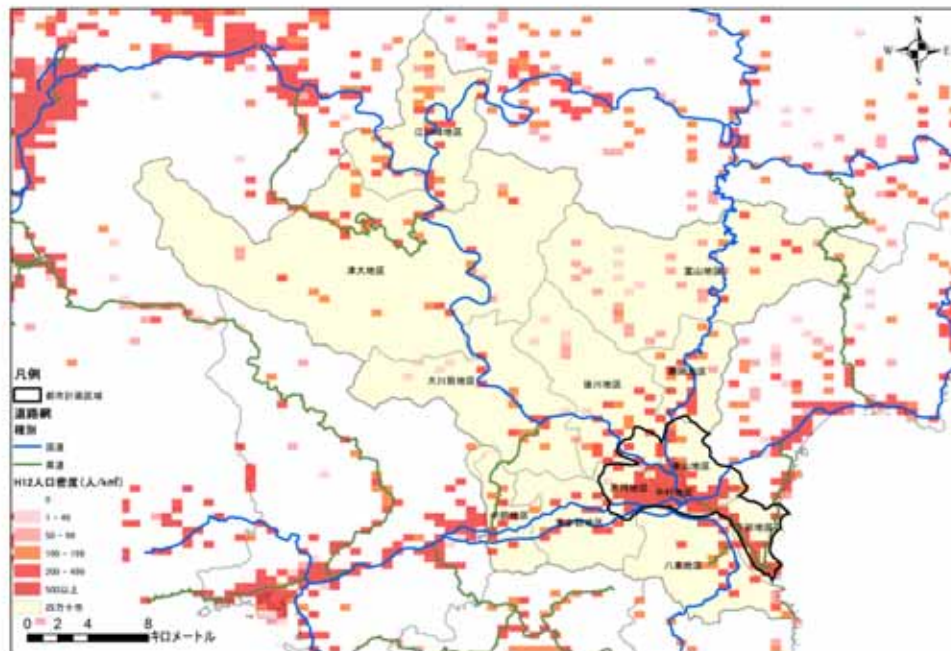


②人口密度

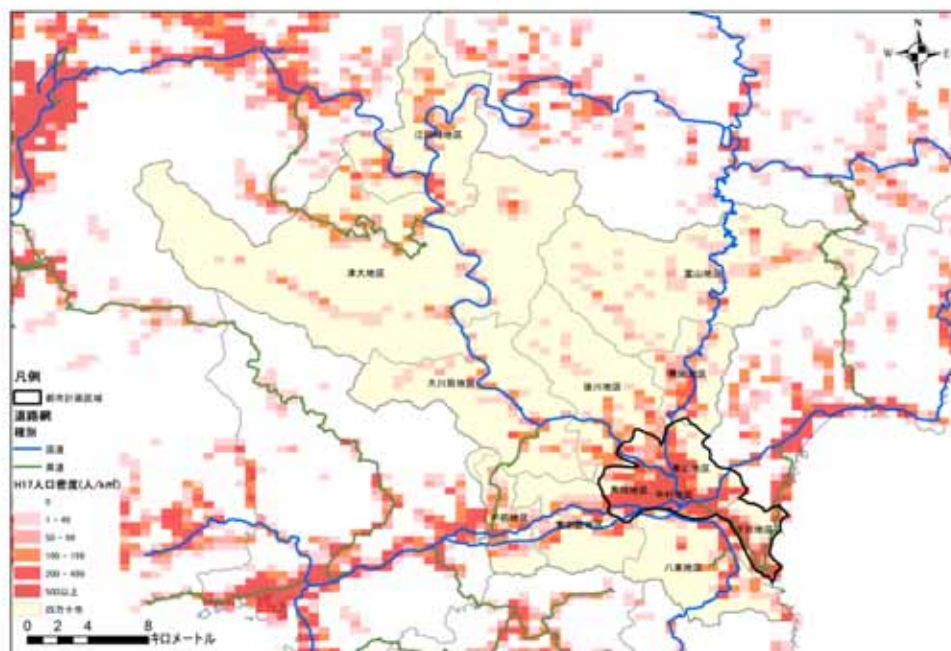
本市の人口密度は、都市化が進み利便性に富む中村都市計画区域を構成する中村、東山、具同、下田の4地区に集中しています。

また、その他の地区においては、移動の便に優れている国道や県道等、幹線道路沿線に人口が分散しています。

人口密度の経年変化をみると、低密度な居住地が拡大するとともに、中心市街地の人口は減少しています。

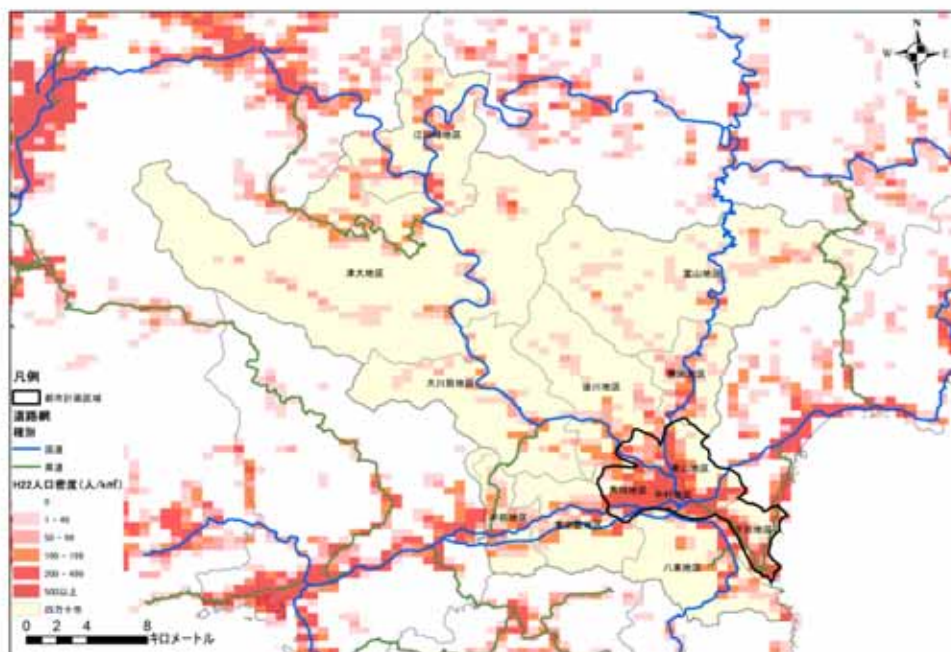


平成 12 年（2000 年）人口密度



平成 17 年（2005 年）人口密度

※注：平成 12 年と平成 17 年を比較すると、市内全域で居住地の分散・拡大による人口密度の低下が起きているように見えるが、これは平成 17 年の国勢調査から調査単位が細分化され、データ精度が向上したことによる影響であると考えられる。



平成 22 年（2010 年）人口密度

資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（H12～H22）



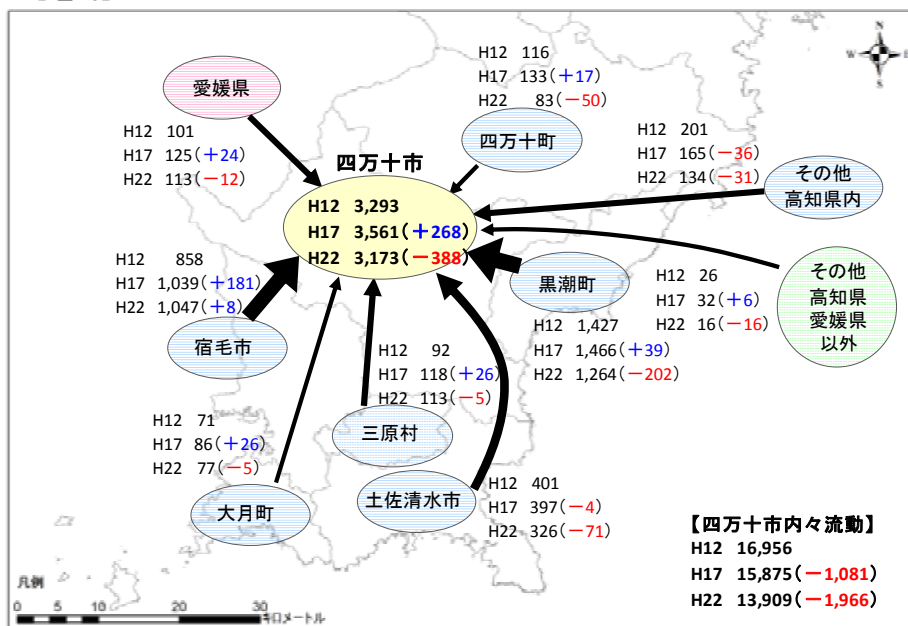
5) 流動

①本市への流入状況

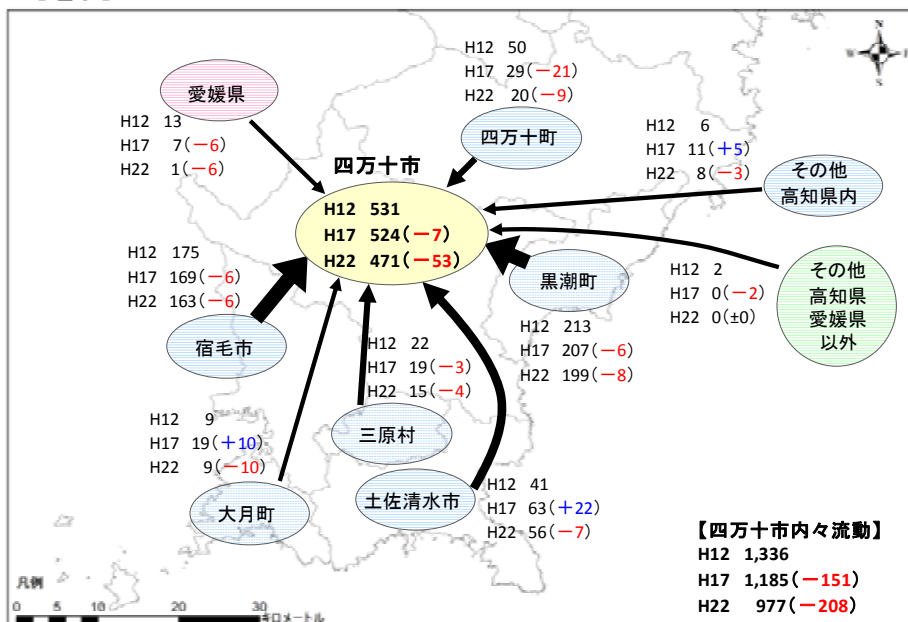
周辺地域から本市への通勤による流入状況を見ると、平成 22 年（2010 年）では平成 12 年（2000 年）に比べて 120 人減少し約 3,200 人となっています。なお、本市への流入がもっとも多いのは黒潮町の約 1,260 人、次いで宿毛市の約 1,050 人となっています。

また、通学では黒潮町からの流入がもっとも多く、約 200 人となっています。

【通勤】



【通学】



通勤通学による本市への流入状況図（15 歳以上）

※合併前の平成 12 年は旧中村市と旧西土佐村の合計

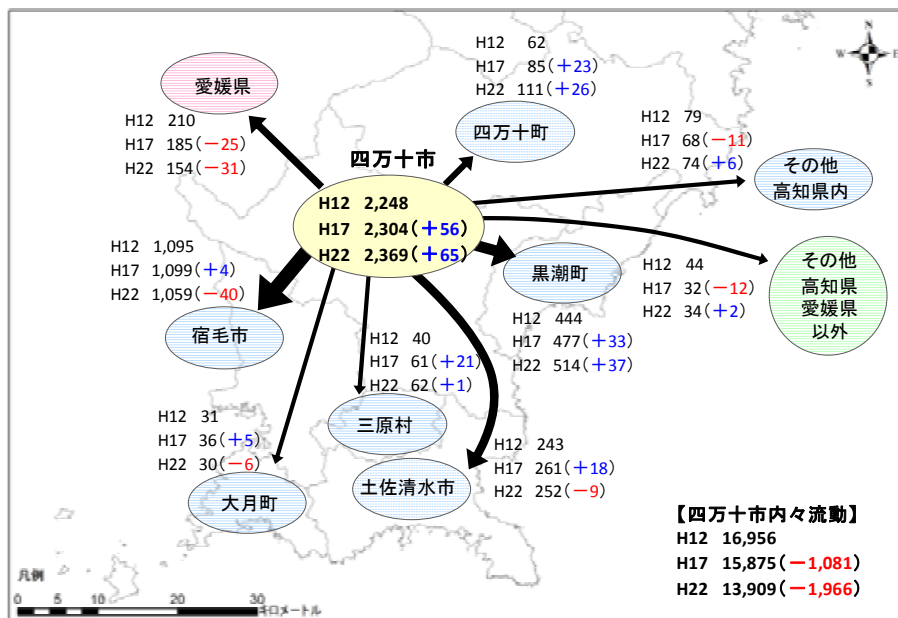
資料：各年国勢調査結果（H12～H22）

②本市からの流出状況

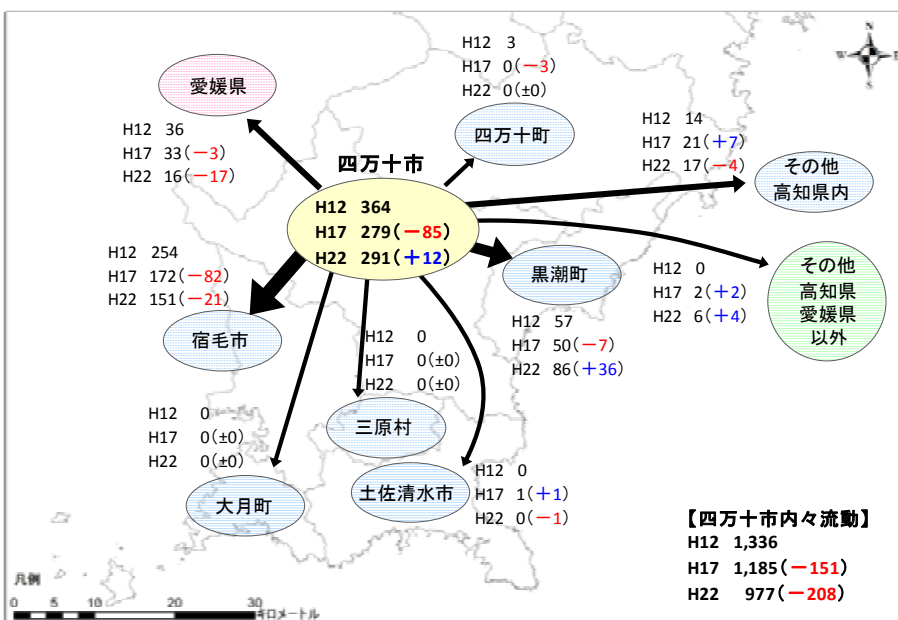
本市から周辺地域への通勤による流出状況をみると、平成 22 年（2010 年）では平成 12 年（2000 年）に比べて約 120 人増加し約 2,370 人となっています。なお、本市からの流出がもっとも多いのは、宿毛市の約 1,060 人、次いで黒潮町の約 510 人となっています。

また、通学では宿毛市への流出がもっとも多く、約 150 人となっています。

【通勤】



【通学】



通勤通学による本市からの流出状況図（15 歳以上）

※合併前の平成 12 年は旧中村市と旧西土佐村の合計

資料：各年国勢調査結果（H12～H22）

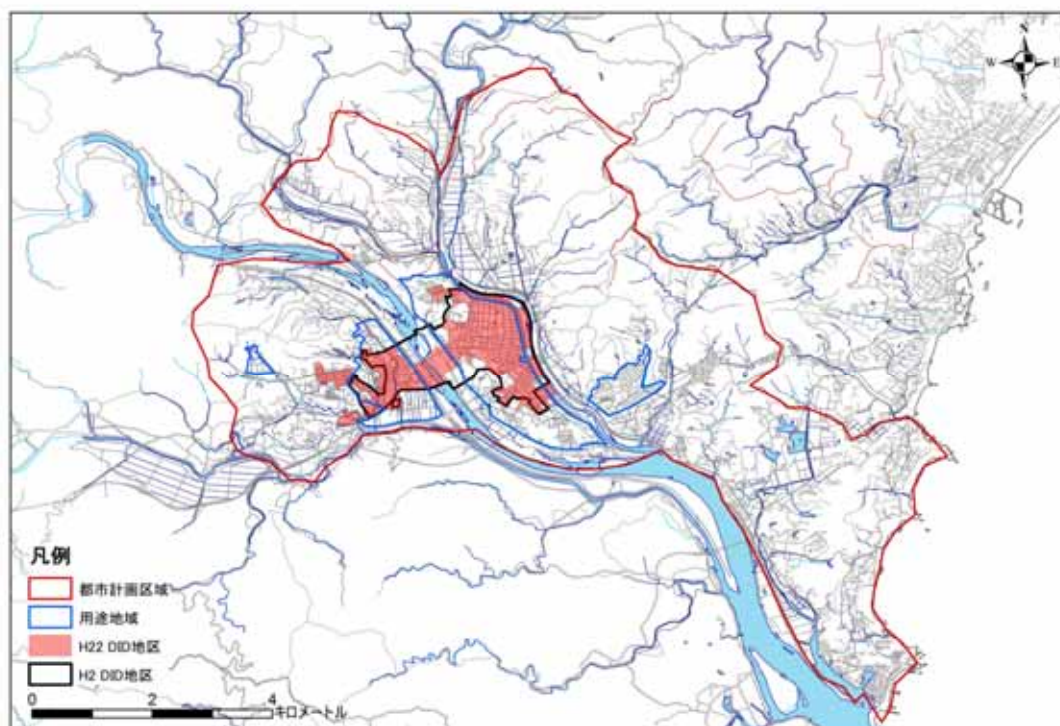


6) DID 地区

DID 地区（人口集中地区）の面積は、平成 2 年（1990 年）以降増減を繰り返しています。平成 22 年（2010 年）の DID 地区面積は 2.71 km²と平成 2 年に比べて減少するなか、中村都市計画区域の用途地域よりも西側に広がっている状況にあります。

また、平成 22 年の DID 人口は 11,397 人と平成 2 年の 12,645 人と比べて約 1,250 人減少しており、中心市街地でも人口は減少傾向にあります。

このように、中心市街地の人口集積が薄まり、DID 地区の減少・変遷により、集約型都市構造から低密度郊外型拡散都市構造へと変貌しつつあります。



DID 地区の変化

資料：国土数値情報、各年国勢調査結果（H2、H22）

DID 地区の面積及び地区人口の推移

DID 地区	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
面積 (km ²)	2.90	3.00	2.81	2.63	2.71
人口 (人)	12,645	12,675	12,718	11,945	11,397

資料：各年国勢調査結果（H2～H22）

※注：平成 2 年の DID 区域に羽生山や為松公園、四万十川沿いの河川敷など、人口が集中していない範囲まで含まれているのは、当時の国勢調査による人口集計単位が広く、周辺の人口集中地区と合わせて 1 つの集計単位に含まれていたため、まとめて DID 地区に指定されていたものと考えられる。

調査年ごとの変遷をみると、平成 12 年の調査時から羽生山などの範囲が除外されているため、この年から人口集計単位が細分化されたものと判断できる。なお、上表の DID 地区面積と地区人口の推移で、平成 7 年から平成 12 年にかけて、地区人口が微増しているのに対して地区面積が大きく減少しているのは、この影響が大きいものと考えられる。

(3) 産業

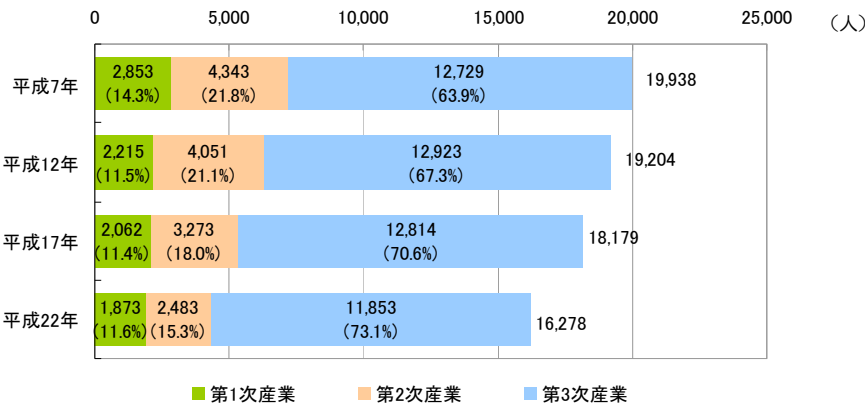
1) 就業人口

本市は、恵まれた自然条件を利用した1次産業を中心に栄えてきた歴史を持っています。

近年の産業別就業者数の構成比をみると、第1次産業就業割合は平成12年（2000年）以降約11.5%で横ばいとなっています。しかし、生産年齢人口と総就業者数が大きく減少する中で、第1次産業でも就業者数の減少が続いています。

また、第2次産業の就業割合は平成7年（1995年）から平成22年（2010年）で6.5ポイント減少し、就業者数では半数近くにまで減少しています。これは国の公共事業費の大幅な削減などもあり、建設業就業者が大きく減少したことが要因であると考えられます。

なお、3次産業の就業割合は平成22年で73.1%と平成7年に比べて9.2ポイント上昇していますが、就業者数では平成12年以降で減少しています。これは第2次産業就業者の減少により、相対的に第3次産業の就業者割合が高くなっただけで、第3次産業の好調を示しているものでは無いと考えられます。



総就業者数と産業別就業者数の推移 注：総数には分類不能の産業を含む

資料：各年国勢調査結果（H7～H22）

産業分類別就業者数

産業区分	分類	平成17年		平成22年	
		就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
1次	農業	1,856	10.2	1,560	9.6
	林業	131	0.7	248	1.5
	漁業	75	0.4	65	0.4
2次	鉱業	16	0.1	12	0.1
	建設業	2,215	12.2	1,547	9.5
	製造業	1,042	5.7	924	5.7
3次	電気・ガス・熱供給・水道業	110	0.6	96	0.6
	情報通信業	38	0.2	60	0.4
	運輸業	548	3.0	610	3.7
	卸売・小売業	3,440	18.9	2,834	17.4
	金融・保険業	454	2.5	408	2.5
	不動産業	98	0.5	194	1.2
	飲食店、宿泊業	1,291	7.1	1,212	7.4
	教育、学習支援業	1,138	6.3	1,077	6.6
	医療、福祉	2,420	13.3	2,599	16.0
	複合サービス事業	444	2.4	231	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業		0.0	426	2.6
	生活関連サービス業、娯楽業	2,127	11.7	632	3.9
	サービス業（他に分類されないもの）		0.0	775	4.8
	公務（他に分類されるものを除く）	706	3.9	699	4.3
-	分類不能の産業	30	0.2	69	0.4
第1次産業		2,062	11.3	1,873	11.5
第2次産業		3,273	18.0	2,483	15.3
第3次産業		12,814	70.5	11,853	72.8
全体		18,179	100.0	16,278	100.0

資料：各年国勢調査結果（H17、H22）



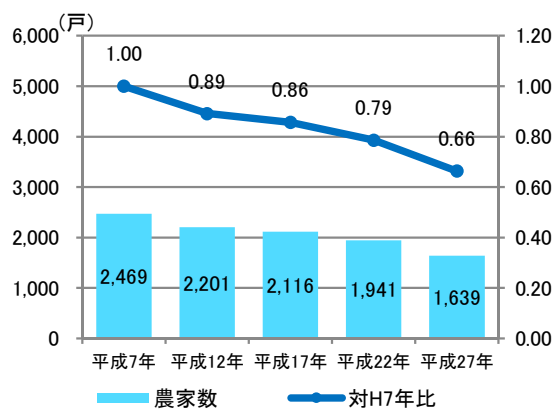
2) 農業

本市の農家数は平成7年（1995年）以降減少傾向にあり、平成27年（2015年）における総農家数は1,639戸と平成7年の農家数2,469戸の約3分の2にまで減少しています。

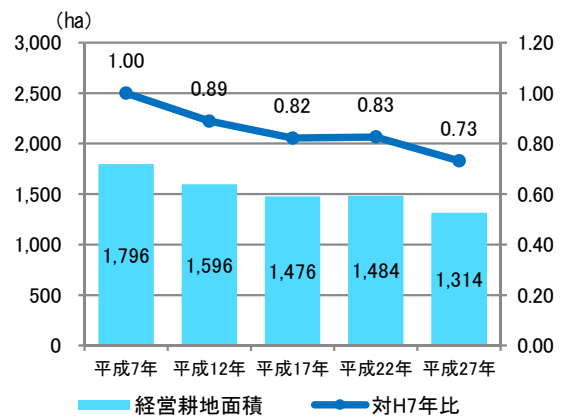
一方、基幹的農業従事者の高齢化が進むなか、新規就農者の育成・支援の取り組みなどにより、若手の基幹的農業従事者も一定は確保できているものの、全体的な担い手数の増加には至っていません。

また、経営耕地面積も平成7年から平成27年までを通してみると、減少傾向にあります。

販売農家数892戸に占める、平成27年の販売目的で作付けした作物の類別作付農家数は、稲が713戸で79.9%、露地野菜が344戸で38.6%、果樹が223戸で25.0%、施設野菜が111戸で12.4%となっています。



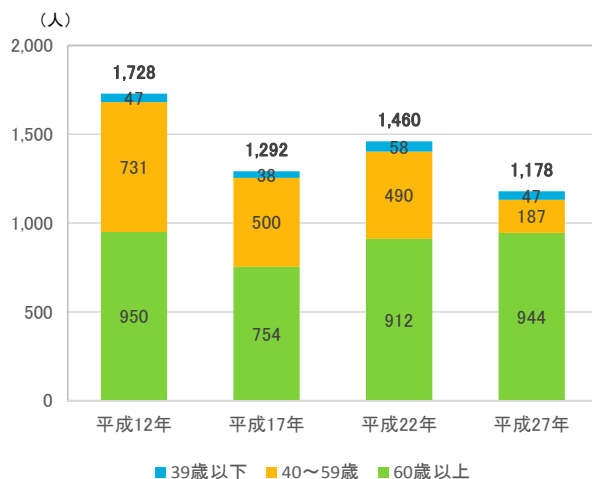
＜農家数の推移＞



＜経営耕地面積の推移＞

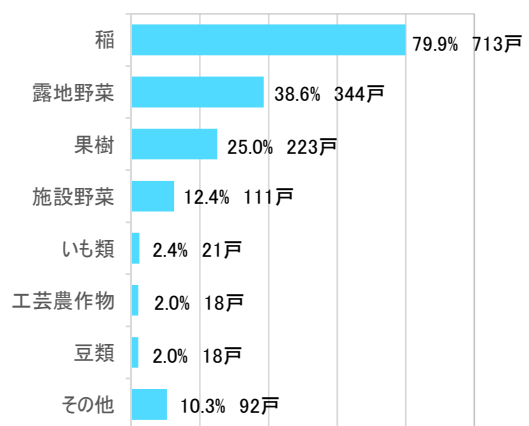
農家数及び経営耕地面積の推移

資料：各年農林業センサス（H7～H27）



年齢別基幹的農業従事者数

資料：各年農林業センサス（H12～H27）



販売目的の作物の類別作付(栽培)農家数

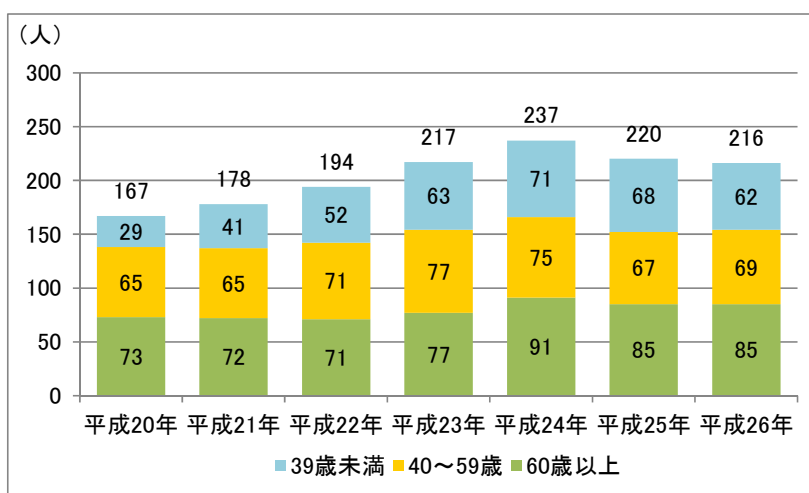
※販売目的で作付けした作物の
類別作付農家数と、販売農家数
(892戸)に占める割合

資料：農林業センサス（H27）

3) 林業

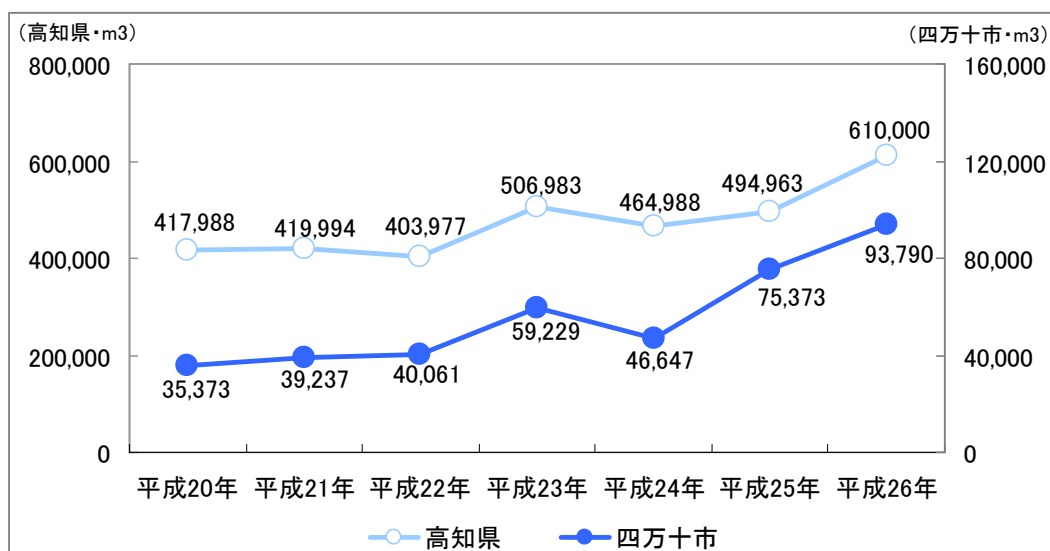
本市の林業就業者数は平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）にかけて増加していましたが、平成 25 年以降は減少に転じています。なお、年齢層別の就業者数では、39 歳以下の若手の就業者数が平成 20 年に比べ、平成 26 年（2014 年）では 2 倍以上となっています。これは「緑の雇用制度」などの就業支援の導入が要因の一つだと推測されます。

また、素材生産量実績は平成 20 年から平成 23 年（2011 年）にかけて増加したのち、平成 24 年には木材単価の下落が原因で生産量が減少しましたが、その後は平成 25 年、26 年と大きく増加しています。高知県全体の生産量に占める割合は平成 20 年で約 8.5%程度でしたが、平成 26 年には約 15.4%まで拡大しています。



林業就業者数の推移

資料：高知県の森林・林業・木材産業



素材生産量実績の推移

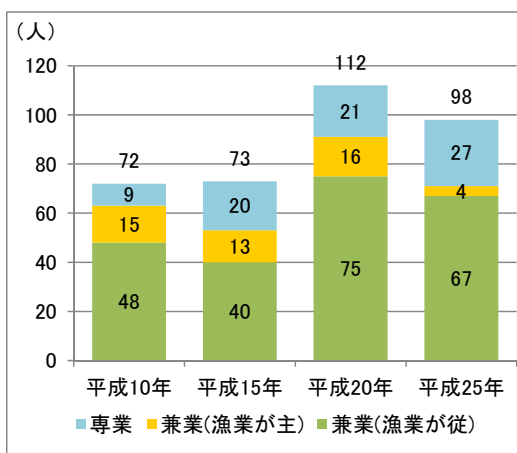
資料：高知県の森林・林業・木材産業



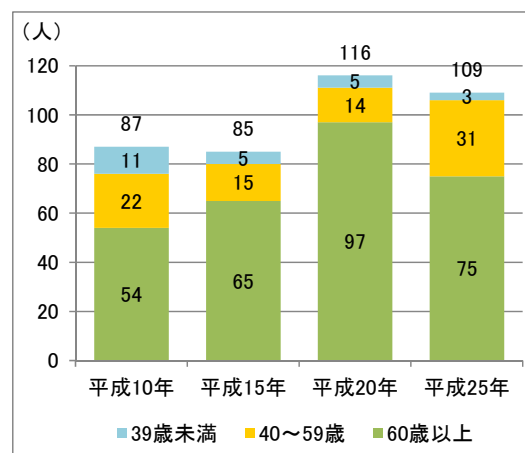
4) 水産業

本市の個人漁業経営体数は平成 20 年（2008 年）に 112 人まで増加していましたが、平成 25 年（2013 年）には 98 人に減少しています。なお、内訳としては専業経営体数の増加傾向が続いています。また、海面漁業従業者数も同様の増減傾向にあるなか、40～59 歳で増加がみられる一方、39 歳未満では大きく減少しています。

また、下田漁協における漁獲量および漁獲高は、平成 18 年（2006 年）から平成 19 年（2007 年）にかけて大きく増加しましたが、その後は年々減少傾向が続き、平成 27 年（2015 年）には漁獲量、漁獲高とも平成 19 年の半数以下まで落ち込んでいます。

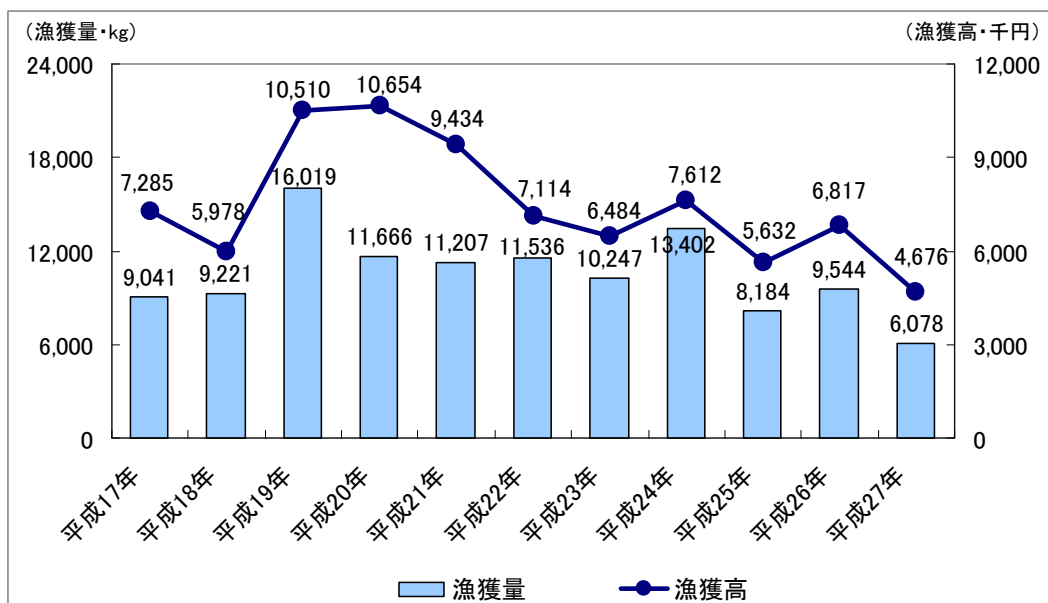


個人漁業経営体数（海面漁業）の推移



海面漁業従業者数（年齢別）の推移

資料：各年漁業センサス（H10～H25）



漁獲量と漁獲高の推移

資料：下田漁業協同組合聞き取り調査結果

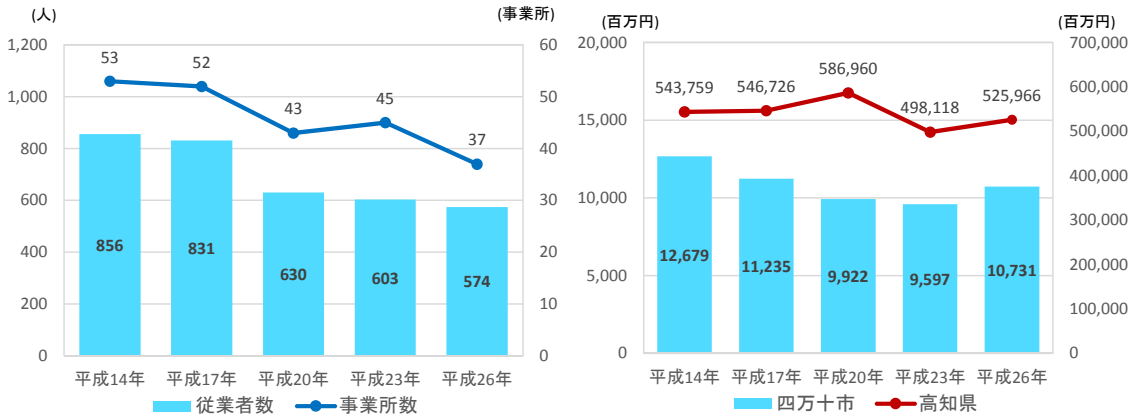
5) 工業

本市の従業者数4人以上の工業事業所数は平成 14 年（2002 年）以降で見ると減少傾向にあります。平成 20 年（2008 年）から平成 23 年（2011 年）にかけて増加に転じましたが、平成 26 年（2014 年）は 37 事業所となっています。

また、隣接する宿毛市の西南中核工業団地や宿毛湾港工業流通団地のような大型の工業団地が所在しないため、大規模な就業がみられず、全体に中小規模となっています。

一方、製造品出荷額は平成 14 年の 12,679 百万円以降、平成 23 年まで減少傾向にありましたが、平成 26 年には 10,731 百万円と平成 23 年の 9,597 百万円よりも 1,134 百万円増加しています。

平成 26 年の製造品出荷額等内訳をみると、食料品製造業が 50%を占め、次いで窯業・土石製品製造業が 15%、木材・木製品製造業(家具を除く)が 8%となっています。

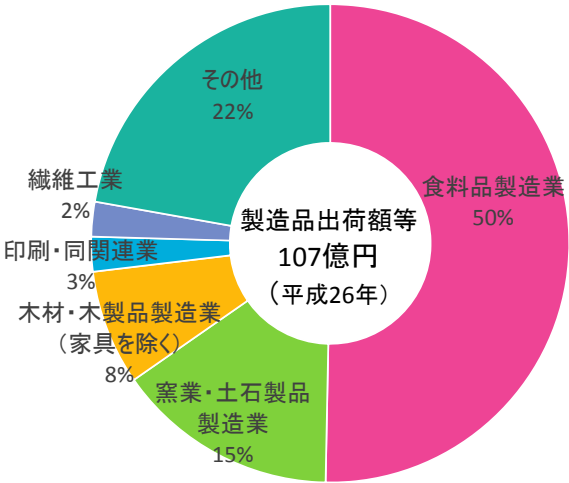


＜4 人以上の事業所数及び従業者数＞

＜製造品出荷額＞

事業所数、従業者及び製造品出荷額等の推移

資料：各年工業統計（H14～H26）



製造品出荷額等内訳（平成 26 年）

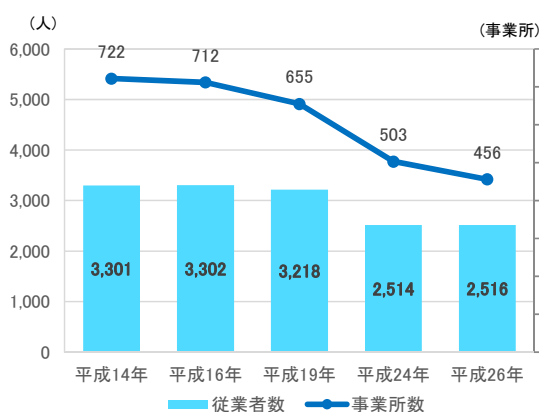
資料：工業統計（H26）



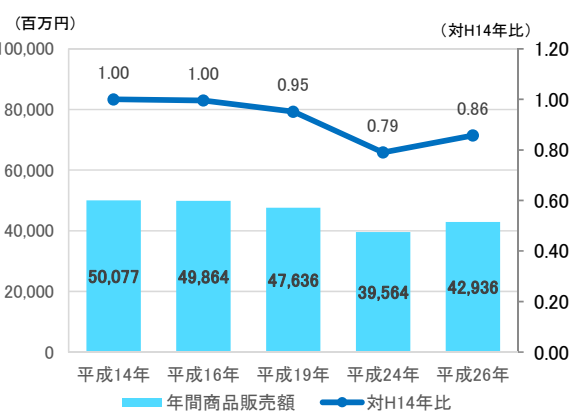
6) 商業

平成 26 年（2014 年）における小売業事業所数は 456 事業所、また従業者数は 2,516 人と平成 14 年（2002 年）以降でみると減少傾向にあり、本市の市場が縮小していることがうかがえます。

また、年間商品販売額は 42,936 百万円となっており、平成 24 年（2012 年）からは回復傾向にあるものの、販売額も減少傾向にあります。しかし、事業所数に対して年間商品販売額の落ち込みが少ないことから、中心市街地周辺部や国道 56 号沿道に郊外型大型店舗が増加する一方で、中心市街地等では小規模の小売店が減少していることが推測されます。



＜事業所数及び従業者数＞

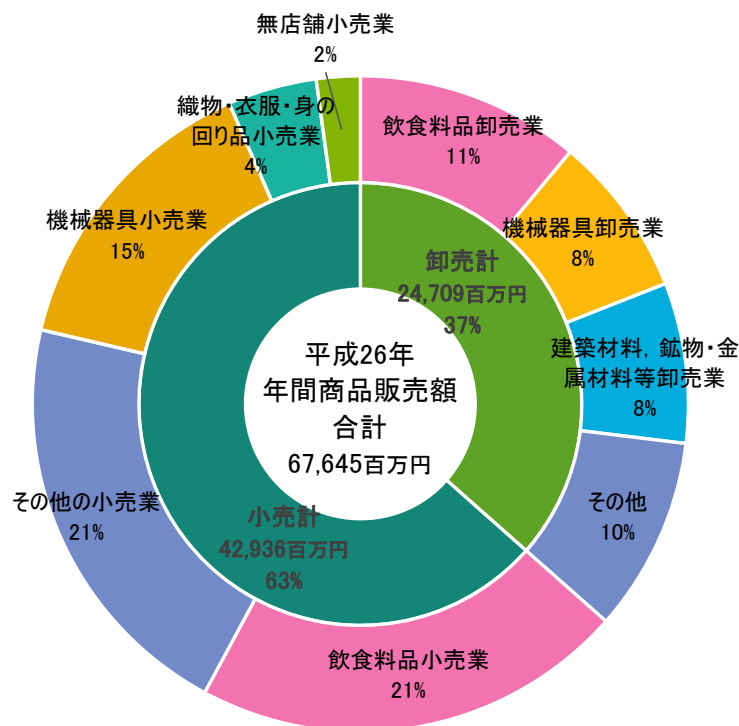


＜年間商品販売額＞

小売業の事業所数、従業者数及び年間販売商品額の推移

※平成 14、16 年の商品販売額値は旧中村市のみ

資料：各年商業統計（H14～ H26）、経済センサス（H24）



産業中分類別年間商品販売額内訳

資料：商業統計（H26）

大規模小売店舗新設（または変更）届出状況

NO	名 称	店舗面積(㎡)	届出年月日	新設年月日	変更年月日	備 考
1	アピア・さつき (中村スーパーマーケットさつき店)	3,702	1977/7/21	1978/8/5		
2	フジ中村店	2,403	1980/4/28	1984/3/1		
3	ホームセンターマルニ四万十店	1,322	1985/5/24	1986/7/1		
4	マナペインテリアハーツ中村店	1,496	1994/7/26	1995/9/1		
5	ショッピングセンターデイズ	3,785	1994/12/21	1996/4/28		撤退
6	フジグラン四万十ショッピングセンター	10,491	1995/5/19	1998/4/15		
7	サニータウン四万十 (ホームセンターマルニ クエスト古津賀店)	7,600	2000/12/18	2001/10/28		
8	ダイキ四万十店	2,123	2001/7/18	2002/3/19		
9	ファッションセンターしまむら中村店	1,219	2002/8/13	2003/4/14		
10	洋服の青山新中村店, ダイソー & アオヤマ中村店	1,661	2003/3/31	2003/11/1		
11	サニータウンⅡ (ベスト電器四万十店)	2,058	2004/2/24	2004/10/25		
12	四万十ショッピングガーデン (ユニクロ四万十Sガーデン店)	4,679	2004/7/20	2005/3/21		
13	マルナカ四万十店	8,127	2007/3/27	2007/11/28		
14	ヤマダ電機テックランド高知四万十店	1,650	2007/3/23	2007/11/24		
15	ディスカウント ドラッグコスモス具同店	1,469	2011/2/2	2011/10/2		
16	ケーズデンキ四万十店	3,109	2013/3/4	2013/11/5		
17	ディスカウント ドラッグコスモス中村店	1,700	2014/3/28	2014/11/29		
18	mac中村店	3,785	2016/7/14		2016/7/15	デイズ跡を変更

※各施設の位置は P.36 の主要産業施設分布図を参照
資料：四万十市



アピア・さつき



フジグラン四万十ショッピングセンター



サニータウン四万十



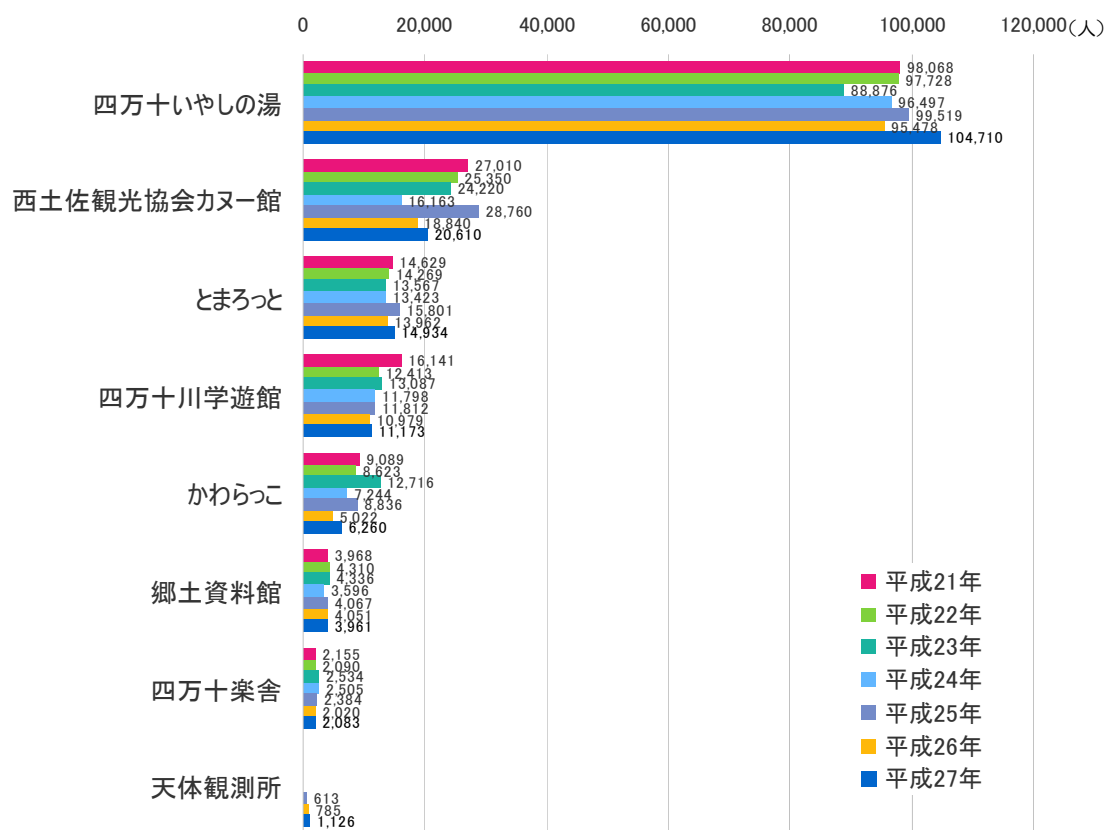
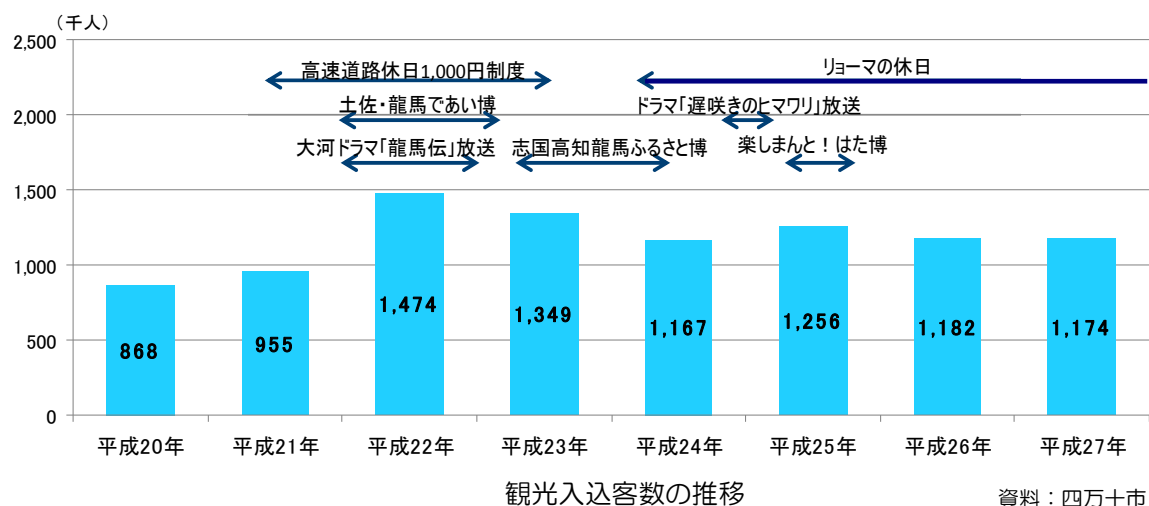
マルナカ四万十店



7) 観光

観光入込客数は、大河ドラマ「龍馬伝」、「土佐龍馬であい博」、高速道路休日割引制度等の波及効果により、平成21年（2009年）から平成22年（2010年）にかけて大幅に増加し、平成23年（2011年）以降も年間100万人以上を維持しています。

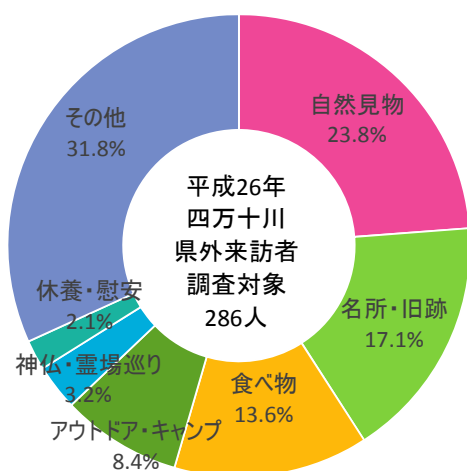
平成25年（2013年）には、テレビドラマ「遅咲きのヒマワリ」の放送や「はた博」の開催、さらに高知自動車道四万十町中央ICの開通などもあり、約126万人と増加しています。



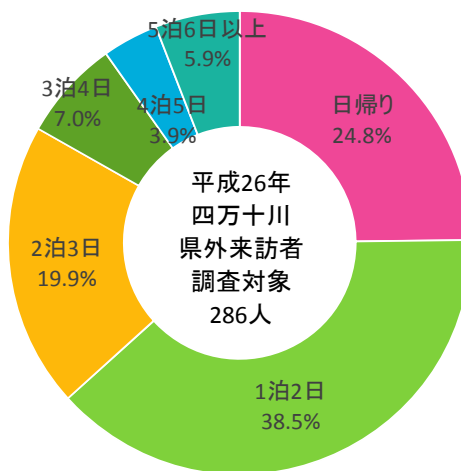
平成26年（2014年）の県外観光客入込・動態調査によると、県外から訪問した観光客の目的は「自然見物」や「名所・旧跡」がもっとも多く、主に幡多地域に宿泊しています。

また、本市における主要産業施設のほとんどが都市計画区域内に立地しており、中でも中村地区、具同地区の国道沿いに集中しています。

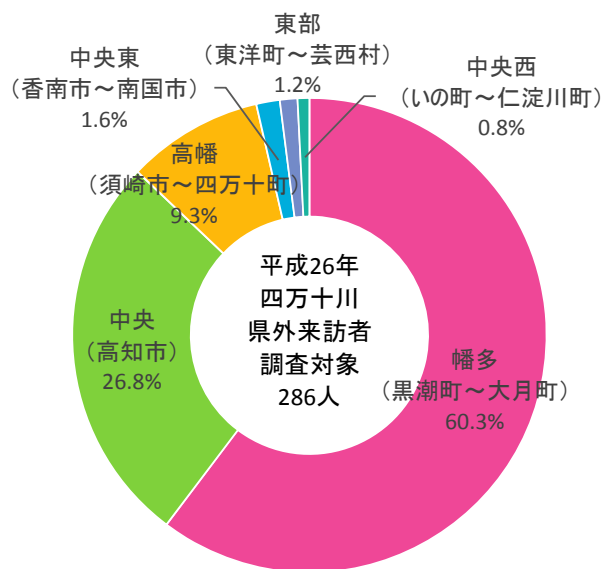
中心市街地に位置する京都を模した碁盤目状のまちなみは「土佐の小京都」とも呼ばれ、一條神社や不破八幡宮などの貴重な史跡が残されていますが、このような市の歴史・文化などを観光資源として十分に活用できていない状況です。



調査地別旅行目的割合

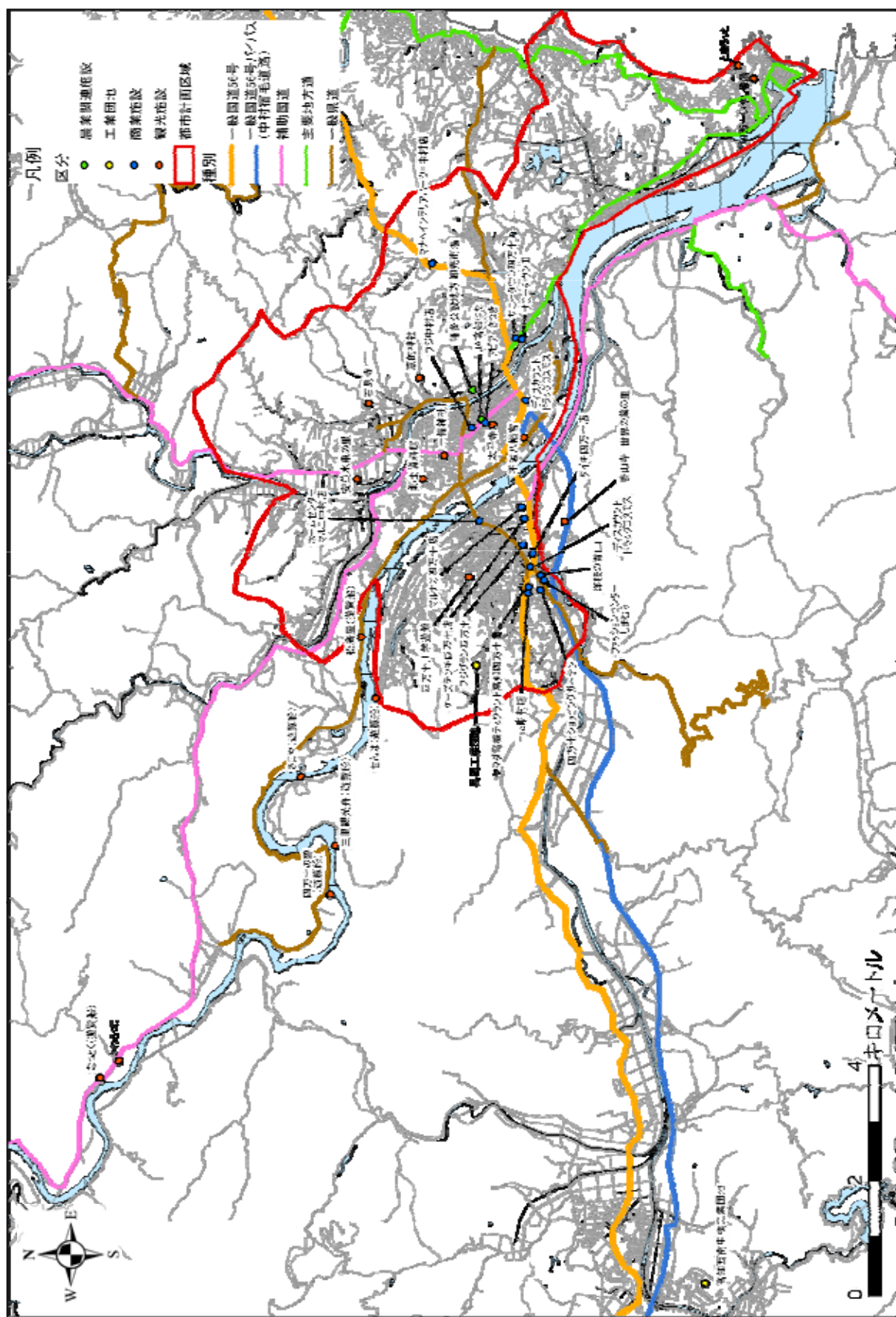


調査地別日帰り客・宿泊客割合



調査地別県内宿泊地域割合

資料：県外観光客入込・動態調査結果（H26）



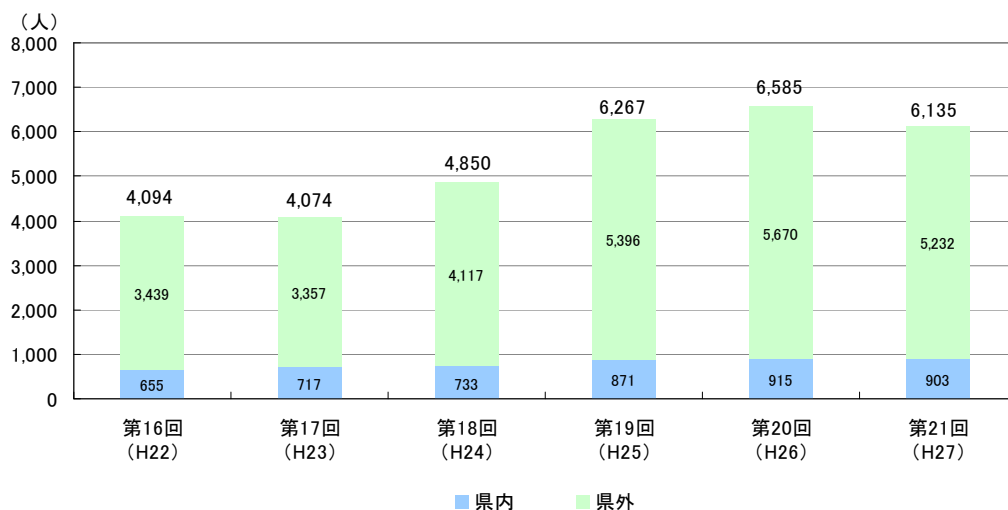
本市では、伝統的なお祭りやさまざまなイベントの開催により観光来訪者のさらなる誘致に向けた取り組みを実施しており、中でも、四万十川ウルトラマラソンへの参加申込み人数は年々増加するなど、取り組みの効果が見え始めています。

今後も、市内に多く残る歴史・文化資産を有効活用するなど、観光来訪者を市内に呼び込み、回遊・滞在してもらうための取り組みを継続していくことが必要となっています。

主な観光イベント等

開催時期	イベント名
3 月頃	四万十市観光開き
	四万十川花紀行 入田ヤナギ林 菜の花まつり
4 月頃	四万十川リバーサイドウォーク
	四万十川花紀行 玖木つつじまつり（玖木の一田橋めぐり）
	しまんと川びらき
5 月頃	土佐一條公家行列「藤祭り」
	かわらっこ村祭り
5 月下旬～6 月上旬頃	四万十川花紀行 安並水車の里 紫陽花まつり
7 月頃	しまんと市民祭 なかむら踊り・提灯台パレード
	四万十川水泳マラソン
8 月頃	しまんと市民祭 全日本女郎ぐも相撲大会
	大文字の送り火
	しまんと市民祭 しまんと納涼花火大会
9 月頃	四万十川花紀行 入田ヤナギ林 曼珠沙華まつり
10 月頃	不破八幡宮大祭
	四万十川ウルトラマラソン
11 月頃	四万十川花紀行 黒尊溪谷紅葉まつり
	一條大祭
通年	四万十「川バス」運行

資料：四万十市観光協会ホームページ



四万十川ウルトラマラソンの参加申込み人数推移

資料：四万十市



入田ヤナギ林 菜の花まつり（3月頃）



安並水車の里 紫陽花まつり（5月～6月頃）



土佐一條公家行列「藤祭り」（5月頃）



しまんと市民祭 提灯台パレード（7月頃）



しまんと市民祭 なかむら踊り（7月頃）



大文字の送り火（8月頃）



しまんと納涼花火大会（8月頃）



四万十川ウルトラマラソン（10月頃）



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西部の中心城市～

市内の有形文化財・記念物一覧

名 称	指 定	分 類	名 称	指 定	分 類
木造海峯性公尼坐像	国指定重要文化財	有形文化財	中村城跡	市指定	記念物
木造泉厳覚雲坐像	国指定重要文化財	有形文化財	遠近鶴鳴墓	市指定	記念物
不破八幡宮本殿(及び棟札9板)	国指定重要文化財	有形文化財	薬師如来立像	市指定	有形文化財
八束のクサマルハチ自生地	国指定	記念物	十一面観音菩薩立像	市指定	有形文化財
一条教房の墓	県指定	記念物	阿弥陀如来立像	市指定	有形文化財
銅鉾	県指定	有形文化財	太平寺山門	市指定	有形文化財
竹屋敷の藤	県指定	記念物	間崎の枕状溶岩	市指定	記念物
木造南仏上人坐像	県指定	有形文化財	左行秀の刀	市指定	有形文化財
真静寺文書	県指定	有形文化財	佐岡製鉄所跡	市指定	記念物
三十番神画像	県指定	有形文化財	入田遺跡出土品	市指定	有形文化財
蓮台寺木造大日如来坐像	県指定	有形文化財	中村貝塚出土品	市指定	有形文化財
坂本遺跡窯跡	県指定	有形文化財	中村俚人筆「絵馬」	市指定	有形文化財
奥御前の大杉	市指定	記念物	島村小湾筆「下田港風景図」	市指定	有形文化財
山内忠直の墓	市指定	記念物	幸徳秋水「絵馬」	市指定	有形文化財
左行秀の刀	市指定	有形文化財	目代横田家文書	市指定	有形文化財
山路のスジヒツバ	市指定	記念物	大永2年(1522)康任文書	市指定	有形文化財
嘉次の刀	市指定	有形文化財	永禄2年(1559)康政文書	市指定	有形文化財
不動明王坐像	市指定	有形文化財	永禄8年(1565)康政文書	市指定	有形文化財
釈迦三尊画像	市指定	有形文化財	安永7年(1778)八幡一宮合祭筆記	市指定	有形文化財
香山寺の布目瓦 竜模様瓦	市指定	有形文化財	玉姫の墓	市指定	有形文化財
山横俗諺集	市指定	有形文化財	田野川高中築池稗	市指定	有形文化財
鍾馗の絵馬	市指定	有形文化財	一宮神社蔵七星剣	市指定	有形文化財
釈迦如来坐像	市指定	有形文化財	蓮台寺牛玉宝印版木	市指定	有形文化財
木造阿弥陀如来坐像	市指定	有形文化財	阿弥陀如来像	市指定	有形文化財
有岡のイチョウ	市指定	記念物	連成寺鰐口及び棟札	市指定	有形文化財
小松谷寺殿の墓	市指定	記念物	今城安房守大墓石	市指定	有形文化財
木造毘沙門天立像	市指定	有形文化財	千代岡家賜杯	市指定	有形文化財
岩田のイチョウ	市指定	記念物	大宮環状石斧	市指定	有形文化財
下田のイチョウ	市指定	記念物	毛利家藩政通行手形	市指定	有形文化財
下田のクスノキ	市指定	記念物	菩薩形立像	市指定	有形文化財
麻生堰及び四ヶ村溝	市指定	記念物	河内神社石斧	市指定	有形文化財
森沢製鉄所跡	市指定	記念物	大宮宮崎遺跡	市指定	有形文化財
具同並古津賀出土の祭祀遺物	市指定	有形文化財	濱田家古文書	市指定	有形文化財
古津賀古墳	市指定	記念物	濱田家武具	市指定	有形文化財
山路のナギ	市指定	記念物	香山寺 岩碑	市指定	有形文化財
中村御所跡	市指定	記念物			

資料：四万十市



不破八幡宮本殿（国指定重要文化財）



鍾馗の絵馬（市指定文化財）



(4) 土地・都市施設

1) 土地利用

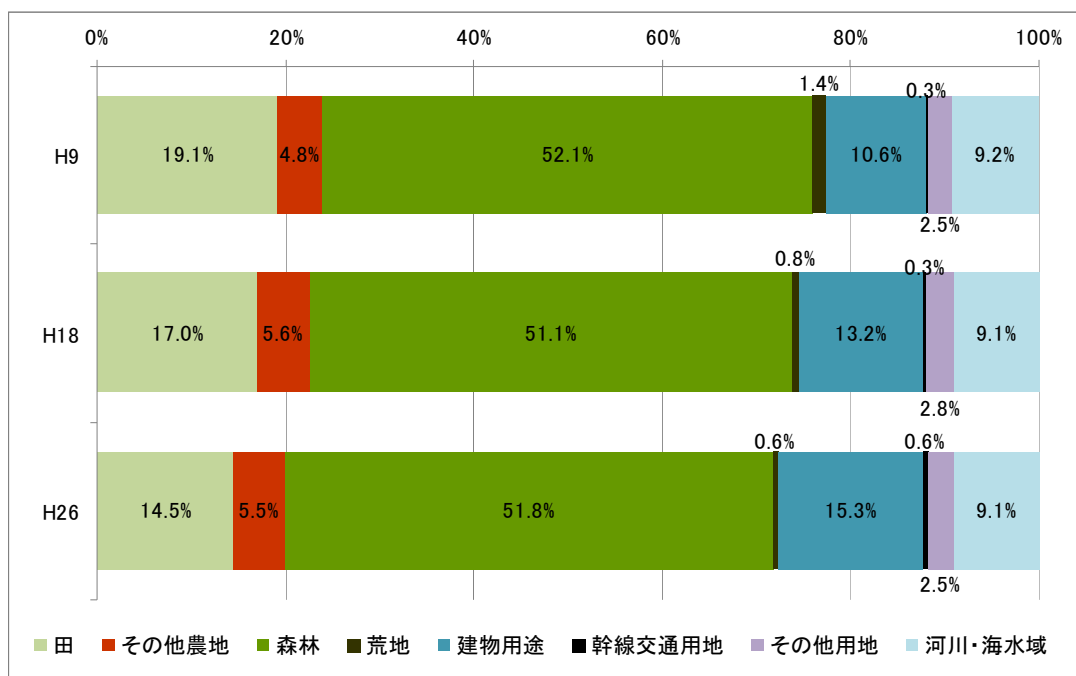
①土地利用の面積

都市計画区域内の土地利用は半分以上が森林となっており、農用地や河川・海水域と合わせた自然的土地利用が全体の8割以上を占め、自然豊かな本市の姿をよく表しています。

土地利用の変化では、平成9年（1997年）から平成26年（2014年）にかけて、田園の面積が減少して、建物用途の面積が増加していることから、宅地化が進んでいることがわかります。

都市計画区域内の土地利用面積の内訳

土地利用	H9		H18		H26	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
田	823	19.1%	733	17.0%	624	14.5%
その他農地	205	4.8%	242	5.6%	235	5.5%
森林	2,245	52.1%	2,198	51.1%	2,230	51.8%
荒地	59	1.4%	35	0.8%	28	0.6%
建物用途	458	10.6%	569	13.2%	660	15.3%
幹線交通用地	11	0.3%	14	0.3%	25	0.6%
その他用地	108	2.5%	122	2.8%	110	2.5%
河川・海水域	395	9.2%	392	9.1%	393	9.1%
区域面積	4,304	100.0%	4,304	100.0%	4,304	100.0%



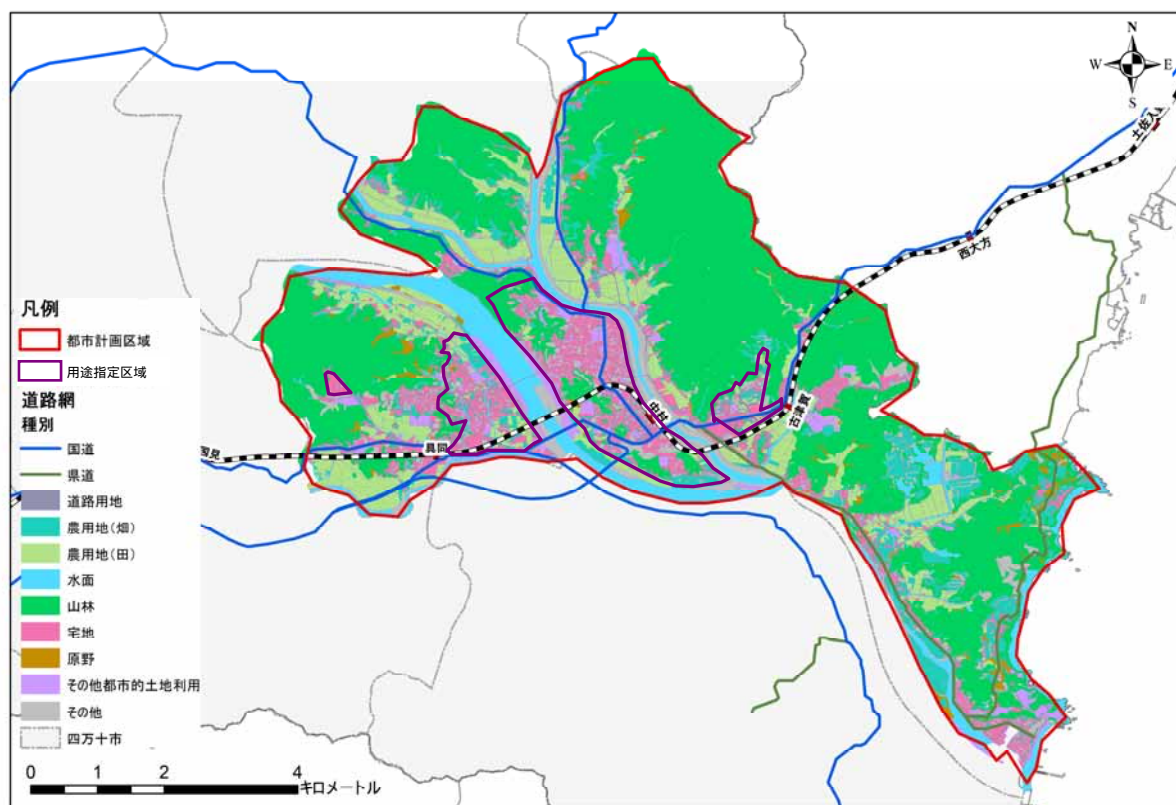
都市計画区域内の土地利用構成比の比較

資料：国土数値情報（土地利用細分メッシュデータより GIS ソフトで面積計測）

②土地利用の状況

都市計画区域の北東部や西部、また、南部の太平洋沿いには山林が広がっています。また、河川周辺には田や畑等の農地利用が見られます。

宅地は用途地域指定のある、中村・具同・古津賀地区を中心に集まっており、その他では主要な国道・県道沿いに建物用途の土地が見られます。



土地利用状況図

資料：国土数値情報
 都市計画基礎調査結果（H25）



③都市計画区域と用途地域

昭和22年(1947年)5月8日に公告された中村都市計画区域決定時の面積は540ha(旧中村町全域)でした。その後、昭和45年(1970年)に具同地区の全域と東山、後川地区の一部が追加されました。さらに、昭和60年(1985年)には下田地区の全域が区域に追加され、現在の都市計画区域面積は4,304haとなっています。

なお、用途地域は都市計画区域の約12%にあたる503haを指定しており、このうち356ha(70.8%)が住居系、67ha(13.3%)が商業系、80ha(15.9%)が工業系の用途地域となっています。

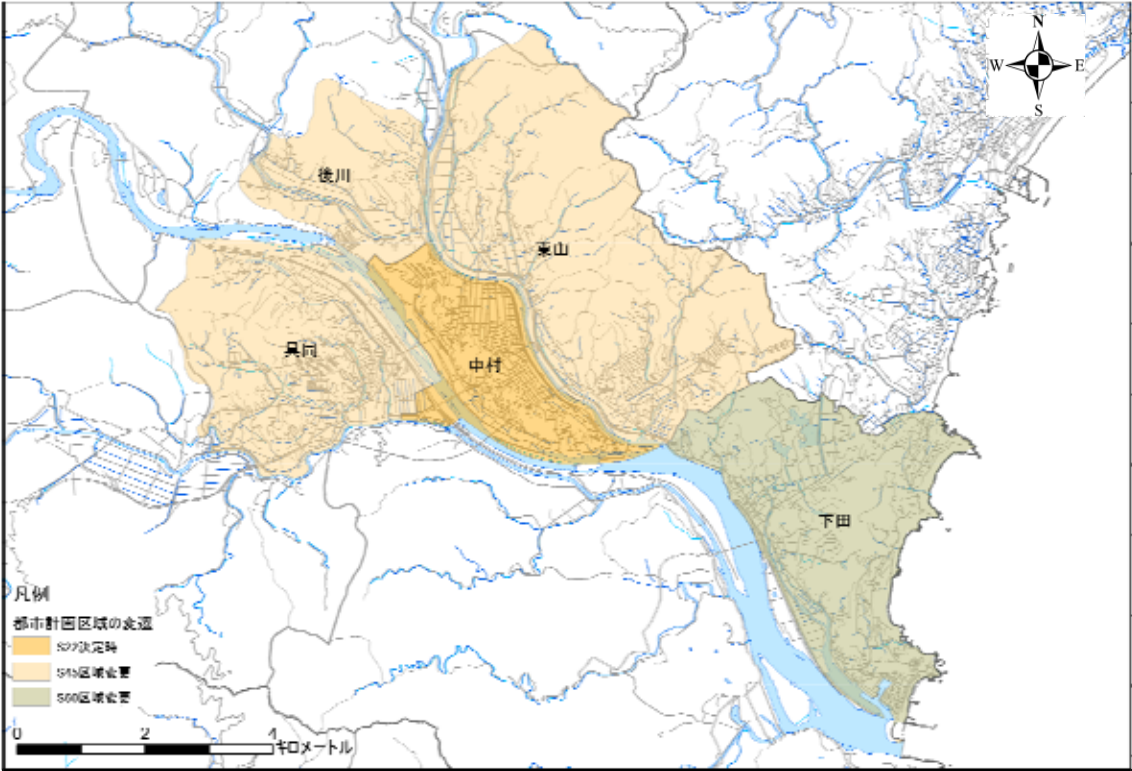
都市計画区域には、その区域内を市街化区域と市街化調整区域とに分ける(区域区分を指定する)いわゆる「線引き都市計画区域」と、区域区分を指定しない「非線引き都市計画区域」の2種類がありますが、中村都市計画区域については、市街化の圧力が大都市ほどはないことから後者の「非線引き都市計画区域」となっています。ただし、用途混在などによる住環境の悪化を防止する観点から用途地域の指定を行うとともに、戦後は昭和南海地震後の震災復興土地区画整理事業に始まり、その後も土地区画整理事業を軸に新市街地を形成してきました。また、用途地域外であっても開発許可制度により民間デベロッパーによる住宅団地開発に際しては必要な公共施設整備を担保するなど、市街化を適正にコントロールしてきました。

都市計画区域の変遷

年月日	件名	区域	面積(ha)
S22.5.8	中村都市計画区域決定	旧中村町全域	540
S45.1.30	中村都市計画区域の変更	旧中村町全域、東山、後川の一部、具同	3,300
S60.10.15	中村都市計画区域の変更	旧中村町全域、東山、後川の一部、具同、下田	4,304

都市計画区域の概要

都市計画 区域名	行政区域 面積(ha)	都市計画区域 面積(ha)	用途地域		範囲	都市計画決定 年月日	最終告示 年月日
			用途地域	用途地域外			
中村	63,250	4,304	503	3,801	一部	S22.5.8	S60.10.15



都市計画区域変遷図

資料：国土数値情報

用途地域の面積内訳

用途地域区分	面積 (ha)	面積比率 (%)
住居系	356	70.8%
第一種低層住居専用地域	－	－
第二種低層住居専用地域	－	－
第一種中高層住居専用地域	94	18.7%
第二種中高層住居専用地域	46	9.1%
第一種住居地域	205	40.8%
第二種住居地域	11	2.2%
準住居地域	－	－
商業系	67	13.3%
近隣商業地域	10	2.0%
商業地域	57	11.3%
工業系	80	15.9%
準工業地域	71	14.1%
工業地域	9	1.8%
工業専用地域	－	－
計	503	100.0%



＜その他地域等＞

■特別用途地区（最終公示：H20.1.8）

- ・中村都市計画区域の準工業地域全域 71ha では特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を指定し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境保護等の特別な目的を実現するために、用途地域を補完しています。

■準防火地域（最終公示：H8.3.1）

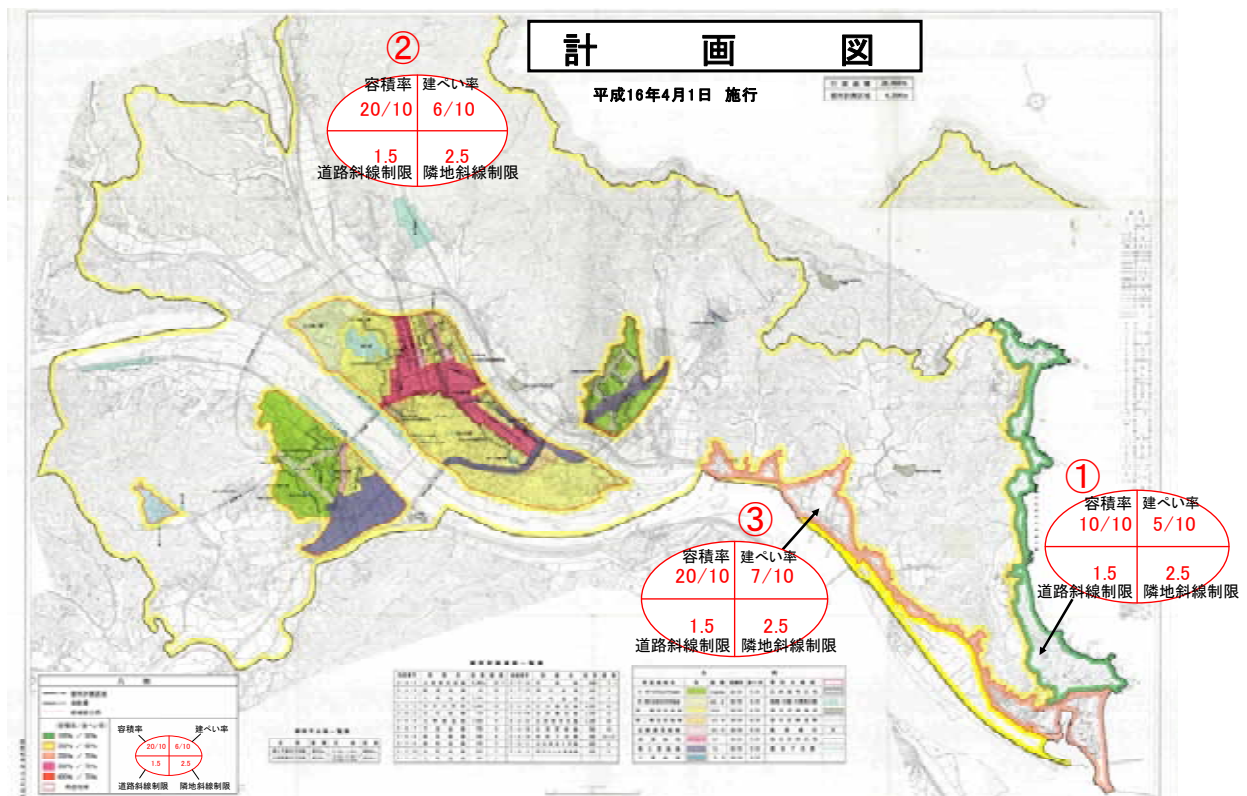
- ・市街地の火災の危険を防除する目的として、市役所等公官庁施設が集積している中村地区の一部 66ha を準防火地域に指定しています。

■臨港地区（最終公示：S40.3.22）

- ・船舶が利用する水域（港湾区域）と一体となって、その水際線背後で港湾活動が行われる陸域の土地利用の規制や誘導を行うことによって、港湾の円滑な管理運営を図るために、下田港周辺 55.3ha を臨港地区に指定しています。

■白地地域の建築形態規制（最終公示：H16.1.20）

- ・中村都市計画区域内の用途を定めていない区域（白地地域）の建築形態規制（建ぺい・容積率等）を指定しています。

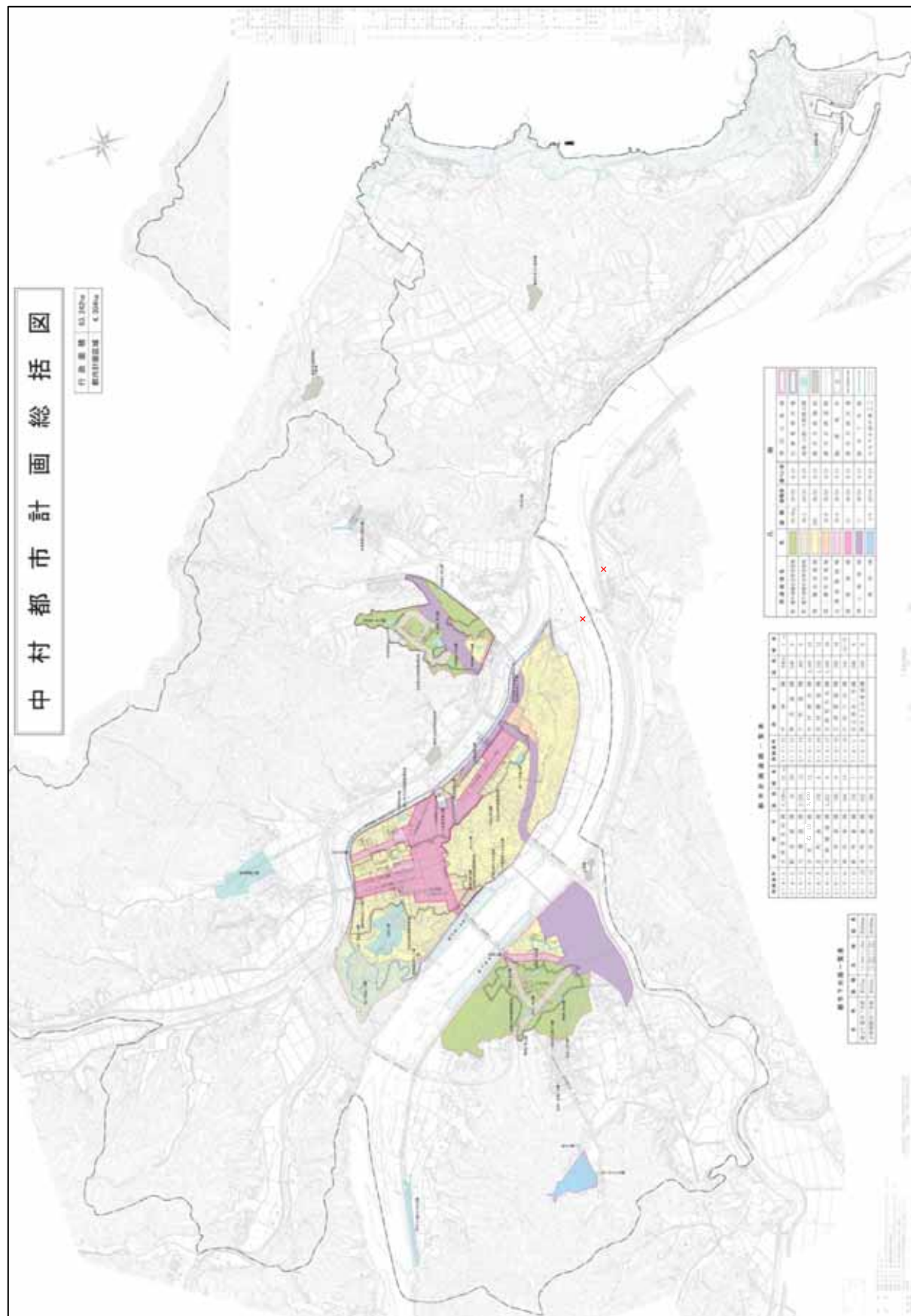


出典：四万十市資料



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四万両海の中心都市～



中村都市計画総括図



<参考 都市計画に係る変遷（１）>

中村都市計画区域			
都市計画 審議会	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
—	S22.5.8 内務省告示 第 126 号	都市計画法の適用	指定都市名 （第一条指定）中村町
	内務省告示 第 号	中村都市計画区域の決定	区域 旧中村町全域 面積 A=540ha
S23.12.25	S24.2.18 建設省告示 第 107 号	中村都市計画土地区画整理の決定	区域 幡多郡中村町大字中村 地積 A=59.5ha
S29.2.22	S29.5.11 第 714 号	中村都市計画区域の変更	区域 中村町、下田町、具同村、東山村の各全部、八束村の一部
	S29.5.11 第 713 号	中村都市計画街路の決定	都市計画道路 12 路線 2.3.1 大橋通線ほか 11 路線
	S29.5.11 第 720 号	中村都市計画土地区画整理の変更	区域 中村市大字中村の一部 地積 A=48.3ha
市政施行	S29.3.31	市政により「中村市」	行政区域 旧中村市全域（現在行政区域より伊屋地区を除く） 面積 A=38,498ha
高知都市計画 地方審議会 S30.3.22	S30.4.19 第 553 号	中村市都市計画水利施設の決定 〔県決定〕	第 1 号東久保田排水路 八反原ポンプ場 A=1,225 m ² 遊水池 A=7,400 m ²
	S30.4.19 第 558 号	中村都市計画第二次土地区画整理事業 の決定	区域 中村市大字中村 地積 A=31.35ha
// S30.12.15	S31.3.20 第 445 号	中村都市計画街路変更並びに同事業及 びその施行年度割の決定	計画変更 2.3.2 旭町通線 執行 30～32 年度
// S31.8.17	S31.11.7 第 1,768 号	中村都市計画街路変更並びに同事業及 びその施行年度割の決定	事業 2.3.1 大橋通線 執行 31～33 年度
S32.2.9	S32.4.25 第 687 号	中村都市計画水利施設変更並びに同事 業及びその施行年度割の決定	計画変更及び事業 第 1 号久保田排水路 執行 32～36 年度
// S33.8.5	—	建築物の建築等に関する確認申請を提出 して、建築主事の確認を受けなくても よいとする区域の指定	建築基準法第 6 条第一項第 4 号の括弧書きの規定 区域 中村市の一部
// S33.9.27	S30.10.15 第 1,835 号	中村都市計画街路事業の執行年度割の 変更	執行変更 2.3.2 旭通線 30～33 年度（1 ヶ年延長）
// S34.8.11		中村都市計画街路事業の執行年度割の 変更	執行変更 2.3.2 旭通線 30～35 年度（2 ヶ年延長：舗装の追加）
// S35.8.2	—	中村市ごみ焼却場の敷地の位置	建築基準法第 54 条但し書きの規定による 位置 中村市具同坂本
// S37.12.11	S37.12.22 第 3,173 号	中村都市計画水利施設の名称変更並び に同都市下水路変更及び追加並びに同 都市下水路事業及びその執行年度割の 決定	名称変更 中村都市計画都市下水路 （旧名 中村都市計画水利施設） 事業 桜町ポンプ場 145 m ³ /min 執行 37～40 年度
// S39.5.22	S39.5.27 （県）許可 7 号	中村市ごみ焼却場の敷地の位置	建築基準法第 54 条但し書きの規定による 位置 中村市岩田字日吉西の谷 113 番地 敷地 A=378 坪
// S40.2.26	S40.3.22 第 665 号	中村都市計画下田港臨港地区の指定	名称 下田港臨港地区 位置 中村市大字下田 面積 A =5.50ha
// S41.3.25	S41.4.11 第 1,236 号	中村都市計画右山土地区画整理事業を 施行すべき区域の決定	区域 中村市中村大字右山の一部 地積 A=31.4ha
	議案撤回	中村都市計画街路の変更及び追加	
S41.5.27	S41.8.1 第 2,441 号	中村都市計画街路の変更及び追加	計画変更 2.3.2 中村山路線 追加 2.3.3 古津賀右山線ほか 1 路線
	S41.7.23 第 2,334 号	中村都市計画街路事業及びその執行年 度割の決定	事業 2.3.2 中村山路線 執行 41～44 年度
	S41.10.17 第 3,438 号	中村都市計画第二次土地区画整理事業 施行区域の変更	区域変更 中村市大字中村、佐岡、右山の各一部 地積 A=31.67ha（旧 A=31.35ha）
	S41.8.1 第 2,444 号	中村都市計画公園並びに同公園事業及 びその施行年度の決定	計画公園 4 箇所（第 1 号 日の出公園ほか 3 公園） 事業 第 2 号仲瀬公園 執行 41 年度

<参考 都市計画に係る変遷（２）>

中村都市計画区域			
都市計画 審議会	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
// S42.6.12	S42.6.29 第 1,885 号	中村都市計画公園の変更並びに同公園 事業及びその執行年度の決定	計画変更 第 4 号八反原公園 A=0.37ha 事業 第 4 号八反原公園 A=0.37ha 執行 42 年度
// S42.12.13	S42.12.28 第 4,581 号	中村都市計画公園の変更	計画変更 第 3 号八反原公園（旧第 4 号） 廃止 公文名公園
// S43.6.3	S43.6.14 許可 3 号	中村市火葬場の敷地の位置	位置 中村市坂本ホバシラ谷 処理能力 2 体/ha 面積 1,259.5 m ² 対象人口 94,656 人（23,952 世帯）
// S44.3.27	S44.4.23 第 1,603 号	中村都市計画の街路の変更	2.1.1 駅前通線
	S44.5.2 第 1,743 号	中村都市計画の街路の変更	2.3.3 古津賀右山線
	S44.5.2 第 1,743 号	中村都市計画右山土地区画整理事業を 施行すべき区域の変更	変更地積 A=27.0ha
// S44.10.31	S45.1.30 高知県告示 第 50 号	中村都市計画区域の変更 〔県決定〕	一部地区を都市計画区域とすることの変更 区域面積 約 3,300ha（旧 28,789ha） 人口 18,721 人（旧 35,717 人）
// S45.6.23	S45.7.7 第 9 号	中村都市計画下水道の決定 〔市決定〕	渡上り下水道 渡上り幹線 排水区域 A≒37ha
// S45.12.10	S45.12.12 第 627 号	中村都市計画公園の変更〔県決定〕	5.5.1 為松公園 A≒10ha 位置 中村市中村字、鐘撞山、大谷山
// S46.5.26	S46.6.8 第 13 号	中村都市計画公園の変更〔市決定〕	2.1.1 日の出公園ほか 3 公園
// S46.12.10	—	中村都市計画ごみ焼却場の決定 〔市決定〕	第 7 回（審議会回数） 条件付で決定するも告示せず（第 9 回において廃案）
// S47.3.29	—	中村都市計画ごみ焼却場の決定案件の 廃案〔市決定〕	第 9 回 第 7 回分を廃案する。
// S47.3.29	S47.4.4 第 10 号	中村都市計画ごみ焼却場の決定 〔市決定〕	幡多中央ごみ焼却場 処理能力 36 t / 日 A≒0.7ha
// S47.3.29	S47.4.25 第 267 号	中村都市計画公園の変更 〔県決定〕	一般公園 5.8.2 土佐西南大規模公園 A≒125.0ha を都市計画公園として追加
// S47.8.17	S47.10.20 第 598 号	中村都市計画道路の変更 〔県決定〕	名称変更 古津賀右山線（旧 古津賀具同線） L=3,700m（旧 L=870m）
// S47.11.14	S47.12.1 第 672 号	中村都市計画公園の変更 〔県決定〕	6.5.1 安並運動公園 A≒10.1ha 追加決定
S48.3.27	S48.4.10 第 146 号	中村都市計画土地区画整理事業の区域 変更〔県決定〕	右山土地区画整理事業区域変更 A≒27.2ha（旧 A≒27.0ha）
	S48.4.6 第 11 号	中村都市計画土地区画整理事業の区域 決定〔市決定〕	岩崎土地区画整理事業 A≒1.9ha
S48.11.2	S48.11.8 第 41 号	中村都市計画卸売市場の決定 〔市決定〕	幡多公設地方卸売市場 A≒1.3ha 処理能力 40 t
// S49.2.26	S49.3.18 第 6 号	中村都市計画公園の変更 〔市決定〕	2.2.5 岡の下公園 A≒0.54ha
S50.11.17	S50.11.25 第 673 号	中村都市計画緑地の変更 〔県決定〕	1 号渡川緑地 A=7.6ha
S50.7.1	S50.7.28 第 31 号	中村都市計画道路の変更 〔県決定〕	名称変更 3.6.6 天神橋通線ほか 8 路線
S50.7.1	S50.8.1 第 450 号	中村都市計画道路の変更 〔県決定〕	名称変更 3.4.2 駅前通線ほか 3 路線
S50.9.16	S50.11.21 第 664 号	中村都市計画道路の変更 〔県決定〕	3.4.1 古津賀具同線 L=4,900m（旧 L=3,700m）
S50.11.17	S50.12.22 第 48 号	中村都市計画下水道の決定 〔市決定〕	中村公共下水道 雨水 A=258ha 汚水 A=288ha
S52.8.2	S52.8.16 第 37 号	中村都市計画道路の変更 〔市決定〕	7.6.15 右山南北 1 号線 L=680m W=8.0m
S53.1.25	S53.2.2 第 8 号	中村都市計画公園の変更 〔市決定〕	2.2.6 岩崎児童公園 A=0.39ha
		中村都市計画公園の変更 〔市決定〕	2.2.7 五月児童公園 A=0.14ha



<参考 都市計画に係る変遷（３）>

中村都市計画区域			
都市計画 審議会	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
S53.8.15	S53.8.26 県告示第 478 号	中村都市計画緑地の変更〔市決定〕	2 号渡川第 2 緑地 A=5.5ha
S56.2.24	S56.3.5 市告示第 9 号	中村市公共下水道の変更〔市決定〕	雨水 225ha 中村中央下水処理場 2.97ha (旧：雨水 258ha 中村中央下水処理場 2.60ha)
S58.11.10	S59.3.1 市告示第 10 号	中村都市計画用途地域の決定 〔市決定〕	第二種住居専用地域 A=75ha 住居地域 A=244ha 近隣地域 A=9.1ha 商業地域 A=55ha 準工業地域 A=57ha 工業地域 A=8.8ha 計 A=448.9ha
S58.11.10	S59.3.1 市告示第 11 号	中村都市計画準防火地域の決定 〔市決定〕	準防火地域 A=64.1ha (近隣商業+商業地域)
S58.11.10	S58.11.25 県告示第 762 号	中村都市計画公園の変更〔県決定〕	種別・名称の番号変更 為松公園ほか 2 公園
S59.3.27	S59.3.31 県告示第 181 号	中村都市計画田黒土地区画整理事業を施 行すべき区域の決定〔県決定〕	中村市具同の一部 A=28.5ha
S59.3.27	S59.3.31 県告示第 182 号	中村都市計画道路の変更〔県決定〕	追加 3.4.16 中村環状線 L=4,360m 変更 3.5.3 大橋通線 L=2,220m (旧 L=1,080m) ほか 1 路線
S60.3.27	S60.10.15 県公報第 6793 号	中村都市計画区域の変更〔県決定〕	A=4,304ha (旧 A=3,300ha)
S60.3.27	S60.3.31 県告示第 230 号	中村都市計画道路の変更〔県決定〕	3.4.15 中村環状線 (旧 3.4.16)
S60.3.27	S60.7.11 市告示第 21 号	中村都市計画道路の変更〔市決定〕	7.6.1 右山南北 1 号線 (旧 7.6.15)
S61.8.11	S60.9.30 市告示第 46 号	中村都市計画道路の変更〔市決定〕	3.5.16 具同楠島線 L=1,310m W=12m
S61.12.2	S61.9.30 市告示第 46 号	中村都市計画下水道の変更〔市決定〕	古津賀都市下水路 L≒390m A≒32ha
S61.12.2	S61.12.15 市告示第 47 号	中村都市計画下水道の変更〔市決定〕	中村公共下水道管径（右山雨水、中央汚水、不破汚水） ルートの変更（右山放流幹線、不破汚水幹線）
S61.12.2	S61.12.16 市告示第 753 号	中村都市計画緑地の変更〔県決定〕	2 号渡川第 2 緑地 A≒6.1ha (旧 5.5ha)
S63.6.10	S63.6.27 市告示第 16 号	中村都市計画道路の変更〔市決定〕	7.6.2 四万十ふれ愛通線 L=360m W=9m
平成元.1.26	平成元.2.14 市告示第 2 号	中村都市計画ごみ焼却場の変更 〔市決定〕	幡多中央ごみ焼却場 (旧：幡多中央塵芥焼却場) A=18,400 m ² 、処理能力 50 t/日
平成元.9.14	平成元.10.5 市告示 35 号	中村都市計画道路の変更〔市決定〕	7.6.2 四万十ふれ愛通線 L=550m (旧 L=360m)
H2.3.27	H2.7.3 市告示 33 号	中村都市計画公園の変更〔市決定〕	区域変更 2.2.5 岡の下公園 A=0.54ha (旧 0.54ha)
H3.8.6	H3.8.20 市告示 38 号	中村都市計画公園の変更〔市決定〕	2.2.8 具同 1 号公園ほか 4 公園
H4.1.31	H4.2.4 市告示第 4 号	中村都市計画公園の変更〔市決定〕	2.2.13 右山公園
H6.7.13	H6.7.19 市告示第 57 号	中村都市計画火葬場の決定〔市決定〕	幡多中央環境施設組合 位置 大方町大字出口西道ノ下他 処理能力 3 基 9 体/日 面積 24,300 m ² 対象人口 46,537 人 (中村市、大方町計)
H7.11.1	H7.11.30 市告示第 68 号	中村都市計画中村市営火葬場の廃止 〔市決定〕	幡多中央環境施設組合による新斎場「幡多中央斎場」 が運営開始され不要となったため
H7.11.1	H7.11.21 市告示第 66 号	中村都市計画と畜場の決定〔市決定〕	中村市営食肉センター、中村市不破出来島 約 8,000 m ² 規模 21t/日
H8.1.30	H8.3.1 市告示第 7 号	中村都市計画新用途の決定〔市決定〕	平成 4 年 6 月 26 日の都市計画及び建築基準法の改定 に伴い、用途 8→12 種類へと一部用途区域の変更
H8.1.30	H8.3.1 市告示第 8 号	中村都市計画準防火地域の変更 〔市決定〕	新用途決定に伴い、準防火地域を変更
H8.3.27	H8.3.29 県告示第 191 号	中村都市計画道路の変更〔県決定〕	変更 3.4.1 古津賀具同線 L=6,390m (旧 L=4,900m) 追加 3.4.18 古津賀緑線 L=590m ほか 1 路線
H8.3.27	H8.3.29 県告示第 187 号	中村都市計画土地区画整理事業の決定 〔県決定〕	古津賀土地区画整理事業 A=47.0ha

<参考 都市計画に係る変遷（４）>

中村都市計画区域			
都市計画 審議会	告示年月日 告示番号	件 名	内 容
H8.12.20	H9.2.20 市告示第 6 号	中村都市計画用途地域の変更 〔市決定〕	古津賀土地区画整理事業に伴い古津賀地区を追加する。A=502ha（旧 A=449ha）
H10.10.13	H10.11.10 県告示第 661 号	中村都市計画都市計画公園の変更 〔県決定〕	9.6.1 土地西南大規模公園 A=115.9 ha（旧 A=125.0ha）
H11.11.10	H11.11.30 市告示第 92 号 H13.11.20	中村都市計画用途地域の変更〔市決定〕	古津賀地区 A=53.0ha の内一部を変更
H13.1.24	H13.2.20 （策定日）	中村市都市計画マスタープラン 〔市策定〕	都市計画に関する基本方針の策定
H13.10.19	H13.11.20 県告示第 49 号	中村都市計画道路の変更〔県決定〕	3.4.1 古津賀具同線 L=5,190m（旧 L=6,390m） 終点部変更
H15.2.28	H15.3.31 市告示第 22 号	中村都市計画道路の変更〔市決定〕	3.5.8 堤防廻線 L=980m （旧 3.6.8 堤防廻線 L=900m）中村堤防関係
H15.2.28	H15.3.31 市告示第 23 号	中村都市計画公園の変更〔市決定〕	2.2.1 日の出公園 A=0.04ha（旧 A=0.05ha） 中村堤防関係
H15.2.28	H15.6.26 県告示第 8561 号	中村市都市計画公園の変更〔県決定〕	3.5.4 安並山路線 中村堤防関係
H15.10.23	H16.1.20 県告示第 52 号	中村都市計画区域内の用途を定めていない区域の建築形態規制（建ぺい・容積率等）の指定〔県決定〕	白地地域の建築形態規制
H16.2.17	H16.3.5 市告示第 8 号	中村都市計画公園及び緑地の変更 〔市決定〕	2.2.14 古津賀 1 号公園ほか 4 公園 3 号古津賀緑地
市政施行・合併	H17.4.10	市政施行・合併により「四万十市」	行政区域 旧中村市および旧西土佐村全域 行政面積 63,229
H18.1.31	H18.2.27 市告示第 10 号	中村都市計画下水道の変更〔市決定〕	下水道の名称変更等他 6 件の名称変更等 中村公共下水道（旧：中村市公共下水道）ほか 5 件
H19.11.15	H20.1.8 市告示第 2 号	特別用途地区〔市決定〕	準工業地域に大規模集客施設制限地区の指定
H27.4.22	H27.9.1 市告示第 79 号	中村都市計画道路の変更〔市決定〕	3.5.20 右山角崎線 L=970m W=12m
H27.8.4	H27.9.1 県告示第 520 号	中村都市計画道路の変更〔県決定〕	3.5.4 安並右山線 L=3,020m W=12m （旧 3.5.4 安並山路線 L=5,300m W=12m）
H28.12.22	H29.1.27 県告示第 66 号	中村都市計画道路の変更〔県決定〕	1.5.1 佐賀四万十線 L=3,840m W=12m
H29.3.23	H29.3 月 （策定日）	四万十市都市計画マスタープラン 〔市策定〕	都市計画に関する基本方針の策定



2) 施設

①行政施設・主要施設

市役所及びその他行政施設、ゴミ処理場等の主要施設は下表のとおりです。

行政施設・主要施設一覧表

分類	No.	施設名	分類	No.	施設名
市役所	1	四万十市役所	下水処理場	18	四万十市中央下水道管理センター
その他 行政施設	2	四万十市西土佐総合支所		19	クリーンセンター古津賀
	3	中村河川国道事務所	汚物処理場	20	四万十市有機物供給施設
	4	中村河川国道事務所 中村国道出張所		21	衛生センター中村
	5	中村河川国道事務所 四万十川出張所	ごみ処理場	22	クリーンセンター西土佐
	6	中村河川国道事務所 後川出張所		23	幡多クリーンセンター(一部事務組合)
	7	高知地方裁判所 中村支部		24	幡多中央環境センター(一部事務組合)
	8	高知地方検察庁 中村区検察庁	体育施設	25	安並運動公園
	9	中村拘留所		26	具同体育センター
	10	中村税務署	文化施設	27	四万十市立図書館
	11	中村地方合同庁舎		28	四万十市立郷土資料館
	12	幡多総合庁舎 幡多福祉保健所 幡多林業事務所		29	四万十市立中央公民館
	13	中村合同庁舎 幡多土木事務所 幡多農業振興センター		30	四万十市立文化センター
	14	中村警察署		31	四万十市立働く婦人の家
	15	幡多中央消防組合消防本部(一部事務組合) (四万十消防署)	産業系施設	32	四万十市立四万十川学遊館(トンボ自然公園)
	16	幡多中央消防組合 四万十消防署/西土佐分署		33	幡多公設地方卸売市場
	17	四万十市防災センター		34	四万十市営食肉センター
			医療施設	35	四万十市立市民病院
			火葬場	36	幡多中央斎場(一部事務組合)
			市立墓地	37	四万十市立城北霊園
			道の駅	38	道の駅「よって西土佐」



公共施設分布図（全域）

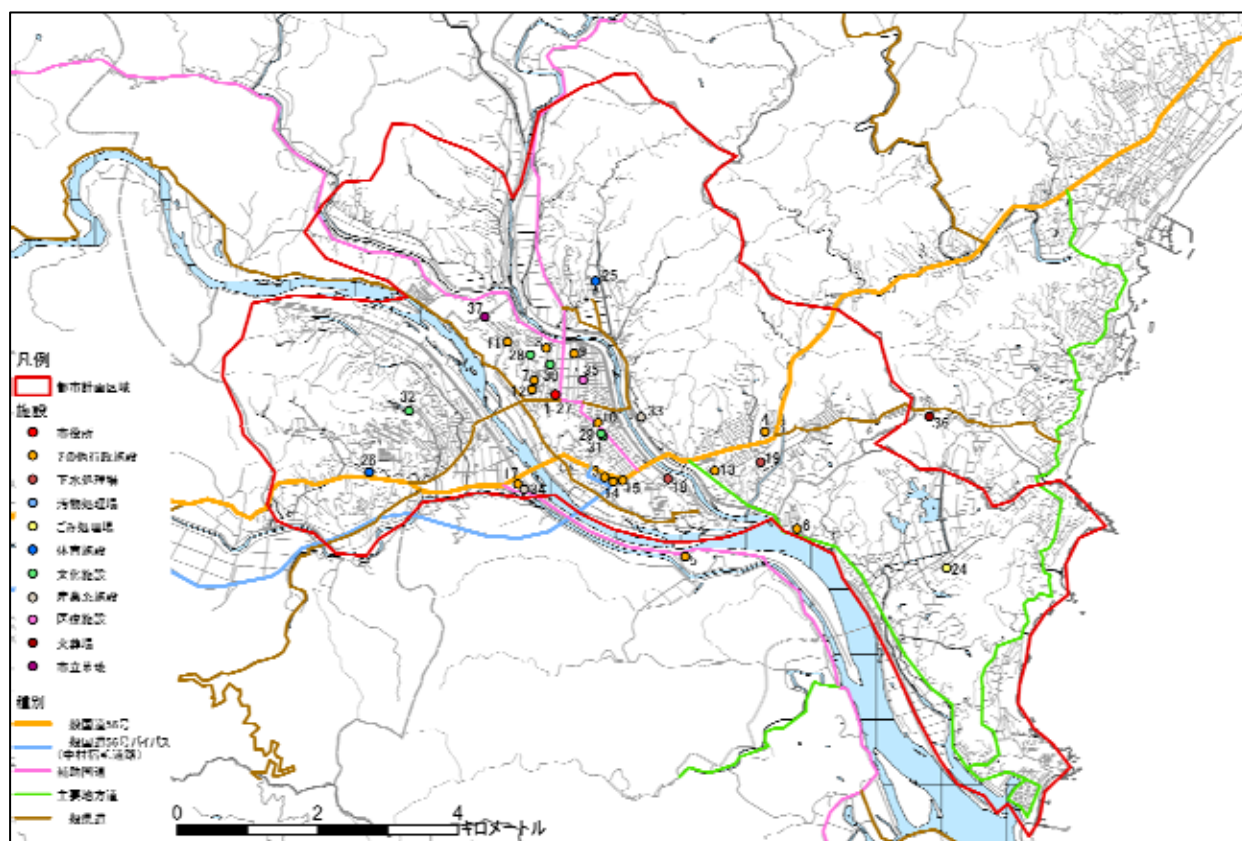
※都市計画区域内の施設分布状況については次項に拡大図を添付する

資料：国土数値情報



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～



公共施設分布図（都市計画区域内）

資料：国土数値情報



四万十市役所



四万十市防災センター



②都市計画公園・緑地、市立公園

都市計画公園は安並運動公園、土佐西南大規模公園を含め 24 施設が整備されています。
また、その他都市公園及び市立公園については 40 施設整備されています。

都市計画公園・都市緑地一覧表

種類	種別	連番	名称	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	供用率 (%)
特殊公園	風致	1	為松公園	10.00	10.00	100.0
住区基幹公園	地区	2	渡川緑地	7.60	7.60	100.0
		3	渡川第2緑地	6.10	6.10	100.0
	街区	4	日の出公園	0.04	0.04	100.0
		5	仲瀬公園	0.44	0.44	100.0
		6	八反原公園	0.37	0.37	100.0
		7	天神公園	0.12	0.12	100.0
		8	岡の下公園	0.54	0.54	100.0
		9	岩崎公園	0.39	0.39	100.0
		10	五月公園	0.14	0.14	100.0
		11	具同1号公園	0.31	0.31	100.0
		12	具同2号公園	0.15	0.15	100.0
		13	具同3号公園	0.21	0.21	100.0
		14	具同4号公園	0.11	0.11	100.0
		15	具同5号公園	0.06	0.06	100.0
		16	古津賀1号公園	0.19	0.19	100.0
		17	古津賀2号公園	0.13	0.13	100.0
		18	古津賀3号公園	0.12	0.12	100.0
		19	古津賀4号公園	0.77	0.77	100.0
		20	古津賀5号公園	0.20	0.20	100.0
都市基幹公園	運動	21	安並運動公園	10.10	10.10	100.0
都市緑地		22	四万十桜づつみ公園	3.01	3.01	100.0
		23	古津賀緑地	1.40	1.40	100.0
大規模公園	広域	24	土佐西南大規模公園	115.90	33.91	29.3



渡川緑地（四万十川キャンプ場）



四万十川桜づつみ公園

その他都市公園・市立公園一覧表

区分	連番	種類	開設面積 (ha)
その他 都市 公園	25	有隣公園	0.21
	26	具同公園	0.11
	27	古津賀第二団地公園	0.14
	28	丸の内第2公園	0.19
	29	あいのさわ公園	0.10
	30	井沢公園	0.04
	31	不破上町公園	0.05
	32	自由ヶ丘公園	0.10
	33	夕陽の見える丘公園	0.04
	34	自由ヶ丘第2公園	0.07
	35	丸の内第1公園	0.06
	36	城谷公園	0.09
	37	自由ヶ丘第3公園	0.03
市立 公園	38	中山公園	0.05
	39	トンボ自然公園	1.93
	40	安並団地公園	0.09
	41	有岡団地公園	0.06
	42	自由ヶ丘第2緑地	0.07
	43	具同南団地公園	0.02
	44	為松公園(圃場)	0.81
	45	自由ヶ丘緑地	0.16
	46	丸の内緑地	0.15
	47	香山寺市民の森	24.00
	48	四万十川記念公園	0.51
	49	四万十川野鳥自然公園	4.80
	50	具同田黒1号緑地	0.02
	51	具同田黒2号緑地	0.01
	52	安並水車の里公園	0.09
	53	雅ヶ丘公園	0.13
	54	トンボニュータウン公園	0.01
	55	四万十ニュータウン1号公園	0.04
	56	四万十ニュータウン2号公園	0.02
	57	一条鶴井公園	0.07
	58	安並南の風公園	0.02
	59	具同花鳥公園	0.02
	60	古津賀ニュータウン公園	0.02
	61	岩田サンシャインニュータウン公園	0.02
	62	安並ニュータウン公園	0.03
	63	朝ヶ丘タウン公園	0.05
	64	もみじヶ丘公園	0.03

資料：四万十市

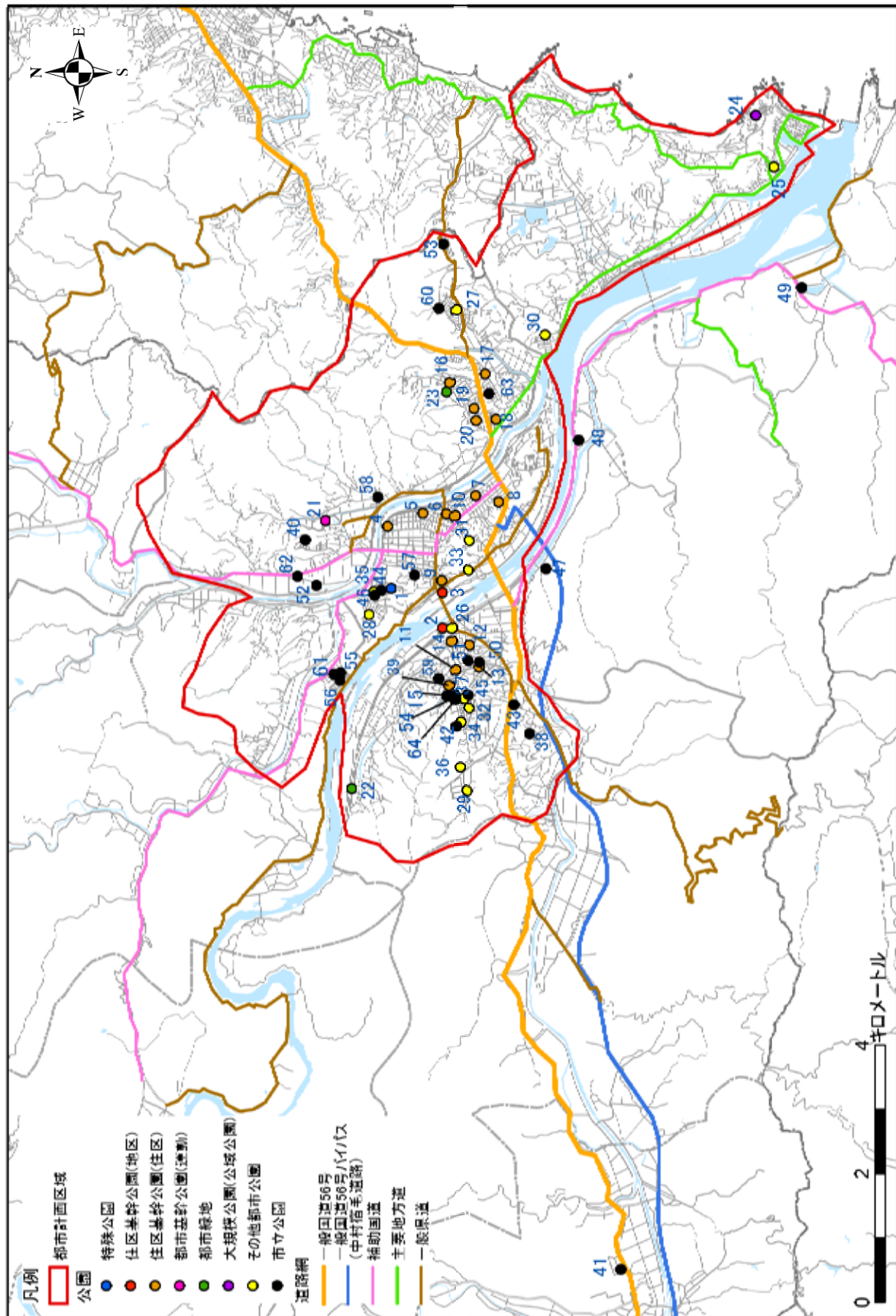


一条鶴井公園



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四万十湾の中心都市～





③供給処理施設

上水道等

本市の水道普及率は約 90%と高知県全体の普及率約 93%よりも 3 ポイント下回っています。

<上水道> (平成 25 年度末)

単位: 人口 人, 料金 円, 水量 m³

	計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	10m ³ 当たり水道料金	実績1日最大給水量	実績年間給水量	実績年間有収水量
高知県	647,868	594,082	568,819		252,995	80,416	70,473
四万十市	27,000	25,586	25,308	850	13,998	4,204	3,486

資料: 平成 27 年度版高知県統計書 (H26.3.31 現在)

<簡易水道> (平成 25 年度末)

単位: 人口 人, 料金 円, 水量 m³

	計画給水人口	給水区域内人口	現在給水人口	10m ³ 当たり水道料金	実績1日最大給水量	実績年間給水量	実績年間有収水量
高知県	191,528	132,438	125,783		73,427	20,721,199	14,326,979
四万十市	9,621	7,544	6,726	18,700	2,525	852,847	775,737

資料: 平成 27 年度版高知県統計書 (H26.3.31 現在)

<水道普及率> (平成 26 年度末)

上段: 公営 下段: 民営

	行政区域内総人口 (人)	上水道			簡易水道			専用水道						合計			普及率 (%)
		箇所 (ヶ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	箇所 (ヶ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	自己水源のみによるもの 箇所 (ヶ所)	確認時 給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	左記以外のもの 箇所 (ヶ所)	確認時 給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	箇所 (ヶ所)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	
高知県	749,141	18	645,668	563,325	232	188,993	123,990	12	5,640	2,484	29	6,760	1,279	293	840,610	689,994	93.0
四万十市	35,450	1	27,000	25,098	22	9,600	6,391				1	160	140	24	36,600	31,629	90.2

資料: 平成 26 年度高知県の水道 (H27.3.31 現在)

下水道等

<汚水>

本市には全国的にも有名な四万十川などの美しい自然環境が残っており、水質保全のために旧市街地を中心に公共下水道(汚水)整備を行っています。

汚水処理人口普及状況(平成 27 年度末)

	住民基本台帳 人口 H28.3.31現在 (人)	H27年度末 汚水処理人口 (人)	H27年度末 汚水処理 人口普及率 (%)	下水道		農業集落排水施設		合併処理浄化槽等					
				H27年度末 下水道 処理人口 (人)	H27年度末 下水道 整備率 (%)	H27年度末 農業集落 排水施設等 整備人口 (人)	H27年度末 農業集落 排水施設等 整備率 (%)	下水道の処理開始公示済区域外				H27年度末 浄化槽 人口普及率 (%)	
								浄化槽 市町村整備 推進事業等 設置処理人口 (人)	浄化槽設置 整備事業 設置処理人口 (人)	民間設置 浄化槽 処理人口 (人)	合併処理 浄化槽 処理人口 (人)		
高知県	734,912	549,524	74.8	270,143	36.8	22,520	3.1	14,167	138,081	103,127	255,375	34.7	
四万十市	34,688	28,079	80.9	8,828	25.5	713	2.1	140	9,516	8,882	18,538	53.4	

資料: 高知県 汚水処理人口普及状況(H28.3.31 現在)

<雨水>

市街地内の雨水対策として、都市下水路や公共下水道(雨水)整備を行っています。

都市下水路一覧表

名称	面積	区域	延長
渡上り 都市下水路	約37ha	○1.50m~1.00m	約940m
古津賀 都市下水路	約32ha	□1.10m×1.30m~ □1.30m×1.20m	約390m

公共下水道一覧表

名称	面積	区域	延長
八反原排水区	約108ha	○1.65m~ □2.50m×2.00m	約992m
右山排水区	約47ha	○1.50m~ □2.00m×2.00m	約448m
桜町排水区	約51ha	□1.50m×1.40m~ □1.90m×1.90m	約526m
百笑排水区	約14ha	□0.80m×0.80m~ □2.00m×1.30m	約208m
岩崎排水区	約4ha	—	—

資料: 四万十市 (H28.12.31 現在)



百笑水源地（上水）



中央下水道管理センター（下水）

④教育施設

市内には小学校 14 校、中学校 12 校、高校 3 校、特別支援学校 1 校があります。

西土佐地区 6 小学校（口屋内・津野川・須崎・西ヶ方・川崎・本村）を再編し、四万十市立西土佐小学校を平成 24 年（2012 年）4 月に開校しました。

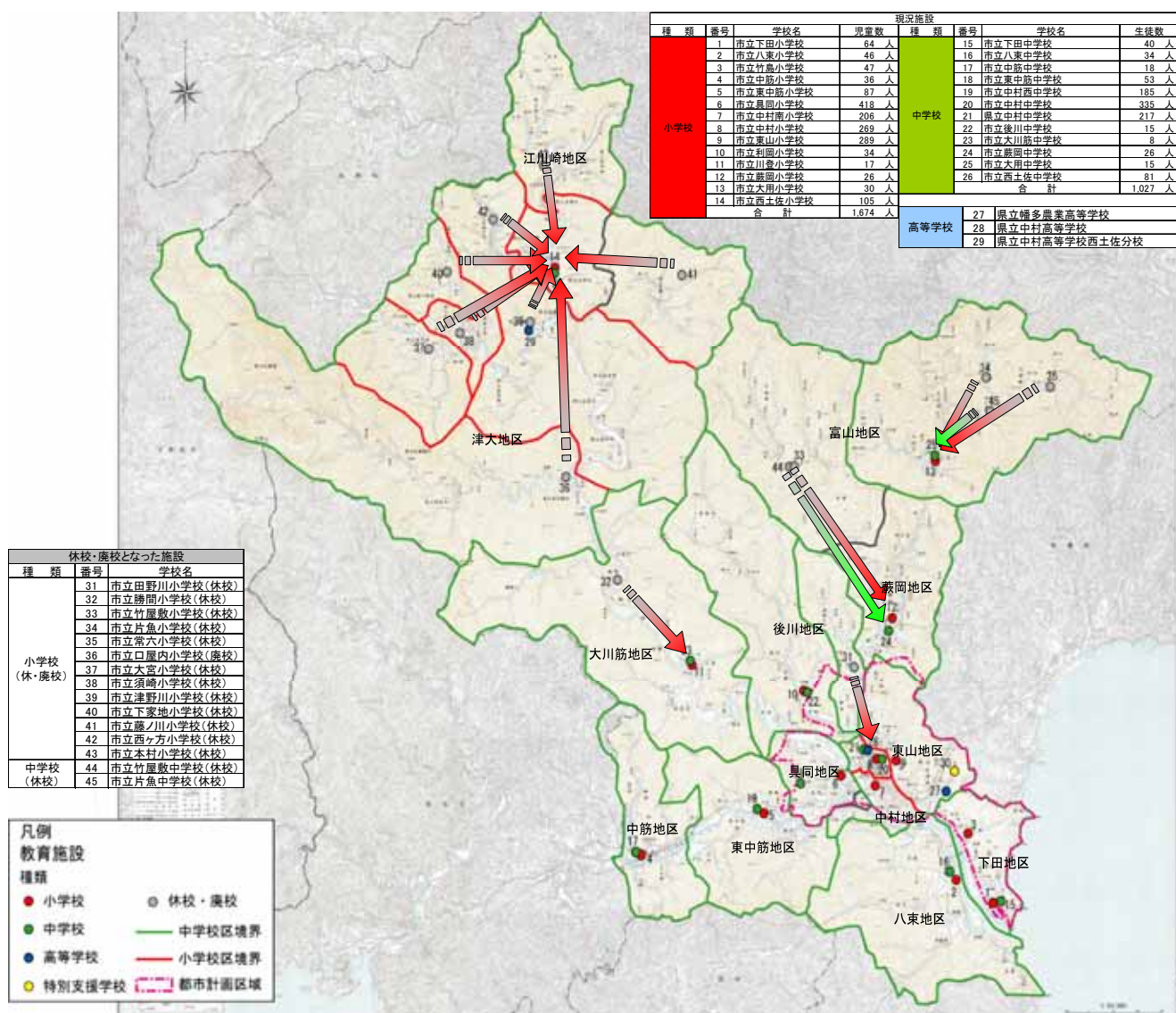
教育機関一覧表

区分	校名	区分	校名
小学校 14校	市立下田小学校	中学校 12校	県立中村中学校
	市立竹島小学校		市立下田中学校
	市立東山小学校		市立中村中学校
	市立藤岡小学校		市立藤岡中学校
	市立大用小学校		市立大用中学校
	市立利岡小学校		市立後川中学校
	市立川登小学校		市立大川筋中学校
	市立中村小学校		市立八束中学校
	市立八束小学校		市立東中筋中学校
	市立具同小学校		市立中筋中学校
	市立東中筋小学校		市立中村西中学校
	市立中筋小学校		市立西土佐中学校
	市立中村南小学校	高等学校 3校	県立中村高等学校
	市立西土佐小学校		県立中村高等学校西土佐分校
		特別支援学校	県立幡多農業高等学校
			県立中村特別支援学校

資料：四万十市



市立中村小学校・市立中村中学校

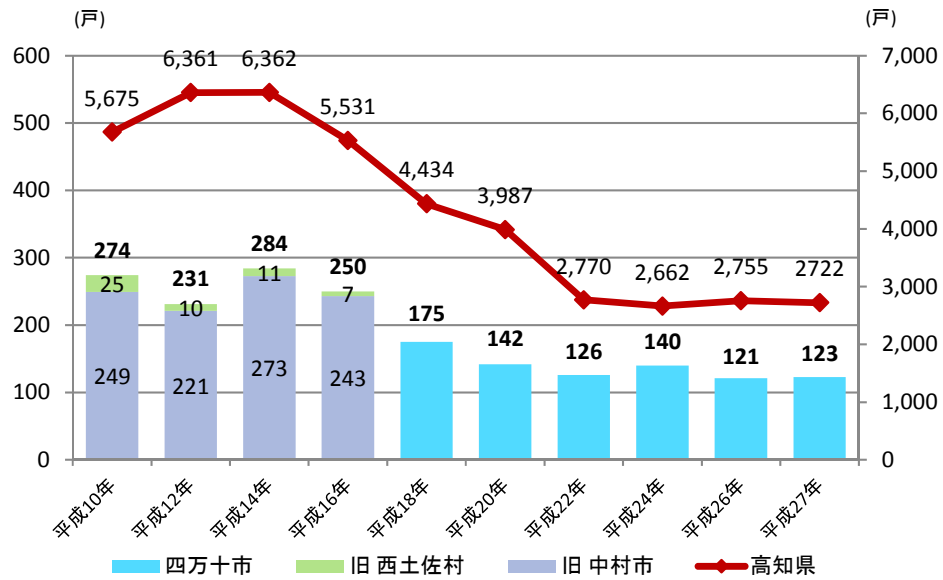


教育施設分布図（休校・廃校含む）

資料：四万十市

⑤住宅着工数

本市の新規住宅着工件数は高知県全体と同様、平成14年（2002年）をピークに減少傾向に転じています。また、平成20年（2008年）以降はほぼ横ばいの状態にあります。



新設住宅市町村別年度別着工戸数の推移

資料：各年高知県統計年報（H10～H27）



3) 交通

①道路網

現在、高知県では四国縦貫自動車道、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道とともに四国 8 の字ネットワークを構成する四国横断自動車道の整備が進んでいます。中村都市計画区域の東西方向を通る一般国道 56 号とほぼ並行する形で、市街地から西側に向けて、四国横断自動車道の一部を担う一般国道 56 号中村宿毛道路が整備されています。

また、平成 29 年 1 月には、四国横断自動車道「佐賀～四万十」の都市計画決定が完了し、近い将来、高速道路の延伸により、本市の経済・地域の活性化が期待されます。

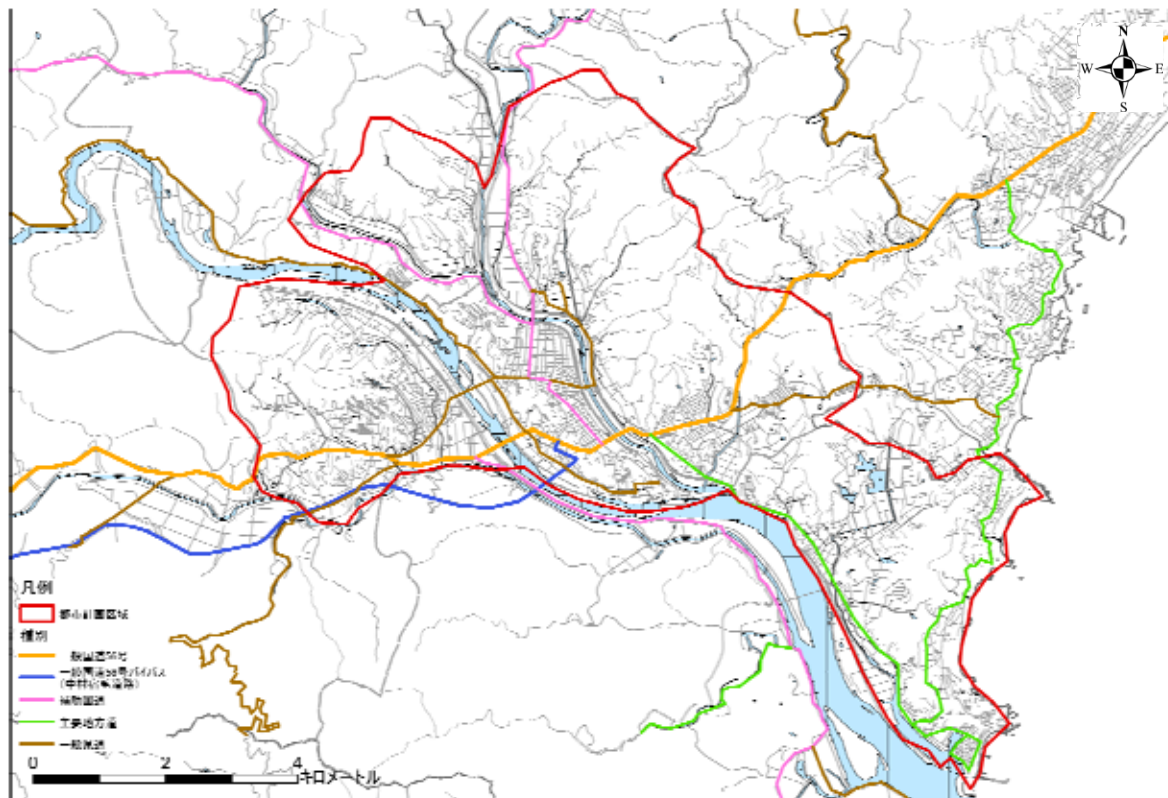
その他の幹線道路としては、一般国道 56 号から南側に向けて一般国道 321 号、北側に向けて一般国道 439 号、西土佐方面に向けて一般国道 441 号等、一般国道 56 号と市の南北の地域を連絡する国道が整備されており、本市の市街地部付近は広域交通の要衝の地となっています。

また、一般国道の幹線道路を補完する形で主要地方道及び一般県道が整備されています。



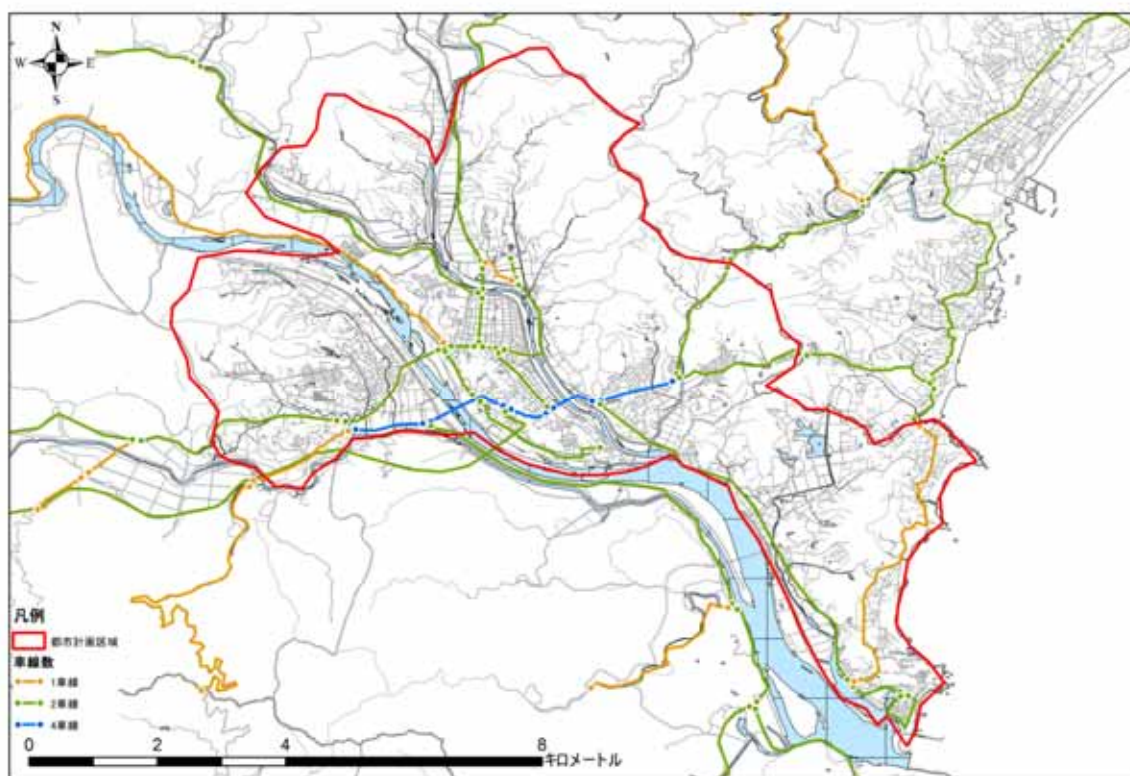
四国 8 の字ネットワークの整備状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

出典：四国地方整備局中村河川国道事務所 HP



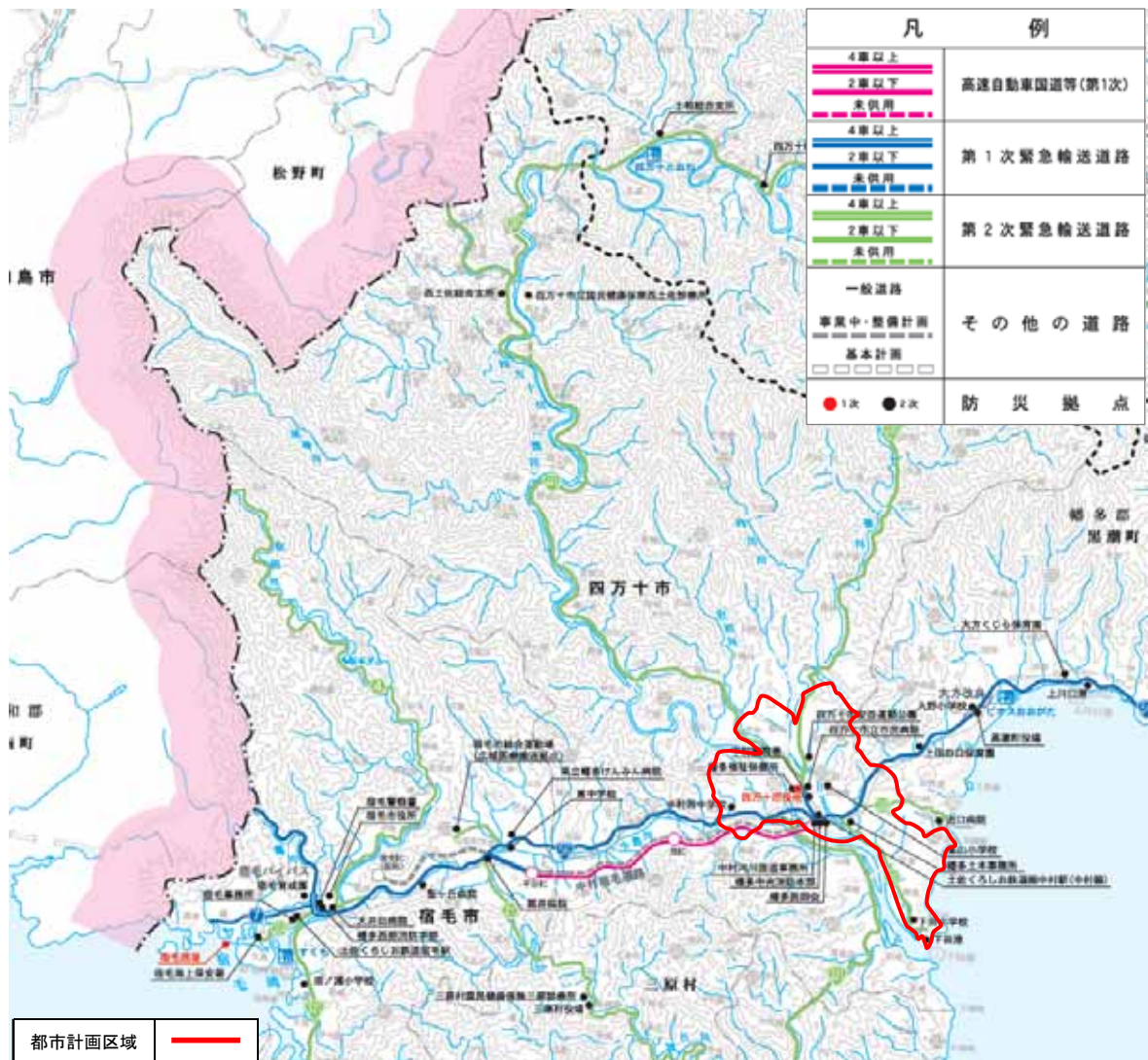
道路網図

資料：国土数値情報、
道路交通センサス結果（H22）



道路幅員図

資料：国土数値情報
道路交通センサス結果（H22）



高知県緊急輸送道路ネットワーク計画図（抜粋）

資料：高知県土木部 道路課
国土数値情報

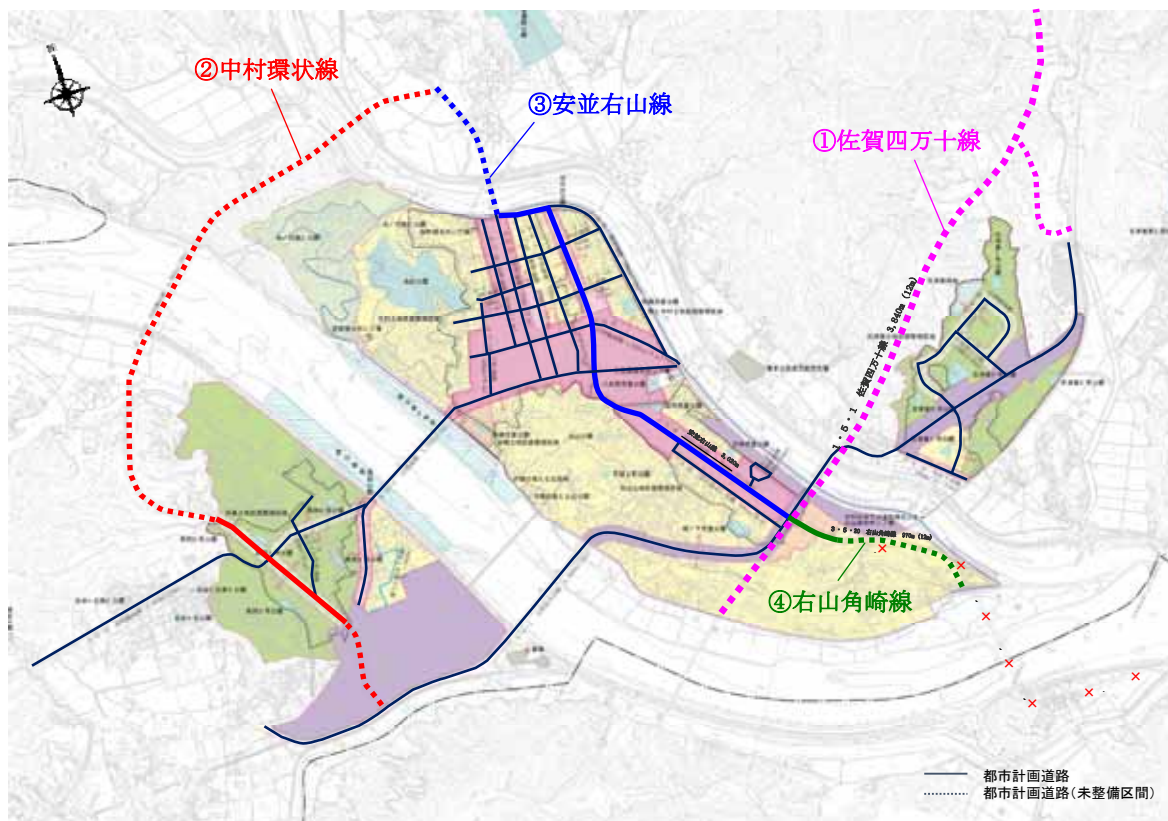
四万十市内の緊急輸送道路一覧

道路種別	機能区分	路線名
高速自動車国道等	1次	56号(中村宿毛道路)
一般国道(指定区間外)	1次	56号
	2次	321号
		381号
		439号
		441号
主要地方道	2次	20号(県道下田港線)
一般県道	2次	339号(県道出口古津賀線)

②都市計画道路

中村都市計画区域内には 23 路線の都市計画道路があります。このうち、安並右山線の整備率が 80%未滿、中村環状線、右山角崎線については整備率が 20%未滿、また佐賀四万十線は全線未整備となっていますが、その他の路線の整備率は 100%となっています。

なお、計画全延長に対する整備率は 71.4%となっています。



都市計画道路網図

都市計画道路一覧

路線番号			路線名	全体延長 (m)	車線数	幅員 (m)	最終告示 年月日	整備済 延長(m)	整備率
区分	規模	一連 番号							
①	1	5	1 佐賀四万十線	3,840	2	12	H29.1.27	0	0.0%
	3	4	1 古津賀具同線	5,190	4	21	H13.11.20	5,190	100.0%
	3	4	2 駅前通線	45	2	20	S50.8.1	45	100.0%
②	3	4	15 中村環状線	4,360	2	16	S60.3.31	730	16.7%
	3	4	17 古津賀中央線	1,100	2	16	H8.3.29	1,100	100.0%
	3	4	18 古津賀緑線	590	2	16	H8.3.29	590	100.0%
	3	4	19 中村下田線	340	2	17	H8.3.29	340	100.0%
	3	5	3 大橋通線	2,220	2	12	S59.3.31	2,220	100.0%
③	3	5	4 安並右山線	3,020	2	12	H27.9.1	2,340	77.5%
	3	5	8 堤防廻線	980	2	13	H15.3.31	980	100.0%
	3	5	16 具同楠島線	1,310	2	12	S61.9.30	1,310	100.0%
④	3	5	20 右山角崎線	970	2	12	H27.9.1	170	17.5%
	3	6	5 京町通線	770	2	8	S50.8.1	770	100.0%
	3	6	6 天神橋通線	1,020	2	9	S50.7.28	1,020	100.0%
	3	6	7 平和通線	780	2	8	S50.7.28	780	100.0%
	3	7	9 新町通線	770	2	7	S50.7.28	770	100.0%
	3	7	10 本町通線	620	2	7	S50.7.28	620	100.0%
	3	7	11 上町通線	280	2	7	S50.7.28	280	100.0%
	3	7	12 中通線	840	2	7	S50.7.28	840	100.0%
	3	7	13 神宮通線	640	2	6	S50.7.28	640	100.0%
	3	7	14 下町通線	405	2	6	S50.7.28	405	100.0%
	7	6	1 右山南北線 1 号線	680	2	8	S60.7.11	680	100.0%
	7	6	2 四万十ふれ愛通線	550	2	9	H1.10.5	550	100.0%
合 計				31,320				22,370	71.4%

資料：四万十市



③公共交通

■バス

本市域内で運行するバスは、まず、中心市街地を起点として放射状に広がる路線バスが13路線で運行しています。このうち、公共交通空白地域の解消のため市が運行する自家用有償旅客運送バスが中村地域で3路線、西土佐地域で4路線となっています。その他、民間交通事業者の運行による市内路線バスが3路線、中村駅と市外拠点を連絡する幹線路線バスが3路線となっています。

また、中心市街地約3km 内を自由に行き来するデマンドバス（中村まちバス）が運行しています。

さらに、山間部における交通支援として中村地域の3エリアと1路線、西土佐地域の3エリアでデマンド交通（ふれ愛号（バス）・ふれ愛タクシー）を運行しています。

路線バス運行数（平日）

	上り・往路	下り・復路	備考
勝間川線	16	16	
有岡線	21	21	月・水・木曜日運行
江ノ村・森沢線	19	20	火・金曜日運行
川崎線	6	6	
江川線	12	15	
藤の川線	15	-	
黒尊線	45	45	
下田線	7	7	
口屋内線	3	3	
雅ヶ丘線	11	-	
中村駅～足摺岬線	14	14	
中村駅～宿毛駅線	7	7	
中村駅（一条通）～入野駅線	9	-	



バス路線図

資料：四万十市

■鉄道

本市にはＪＲ四国（予土線）と土佐くろしお鉄道の２本が通っており、ＪＲ四国は西土佐地域に３駅、土佐くろしお鉄道は旧中村市側に５駅が整備されています。

拠点となる中村駅の乗降客数は約 1,000 人/日の利用がみられますが、その他の駅はおおむね 100 人/日以下となっている状況です。

土佐くろしお鉄道中村線・宿毛線では通勤、通学の定期による利用者は横ばい傾向にありますが、定期外利用者の減少が続いています。

駅別乗降客数

鉄道	路線	駅名	平成 23 年 (人/日)	平成 24 年度 (人/日)	平成 25 年度 (人/日)	運行便数(便/日)	
						上り	下り
JR 四国	予土線	半家	8	6	6	7	7
	予土線	江川崎	52	48	60	7	8
	予土線	西ヶ方	4	4	2	8	8
土佐くろしお鉄道	中村線	古津賀	128	115	108	9	8
	中村線	中村	1,050	1,007	978	18	14
	宿毛線	具同	91	86	82	13	13
	宿毛線	国見	9	2	2	13	13
	宿毛線	有岡	71	65	62	13	13

※平成 23 年は年集計

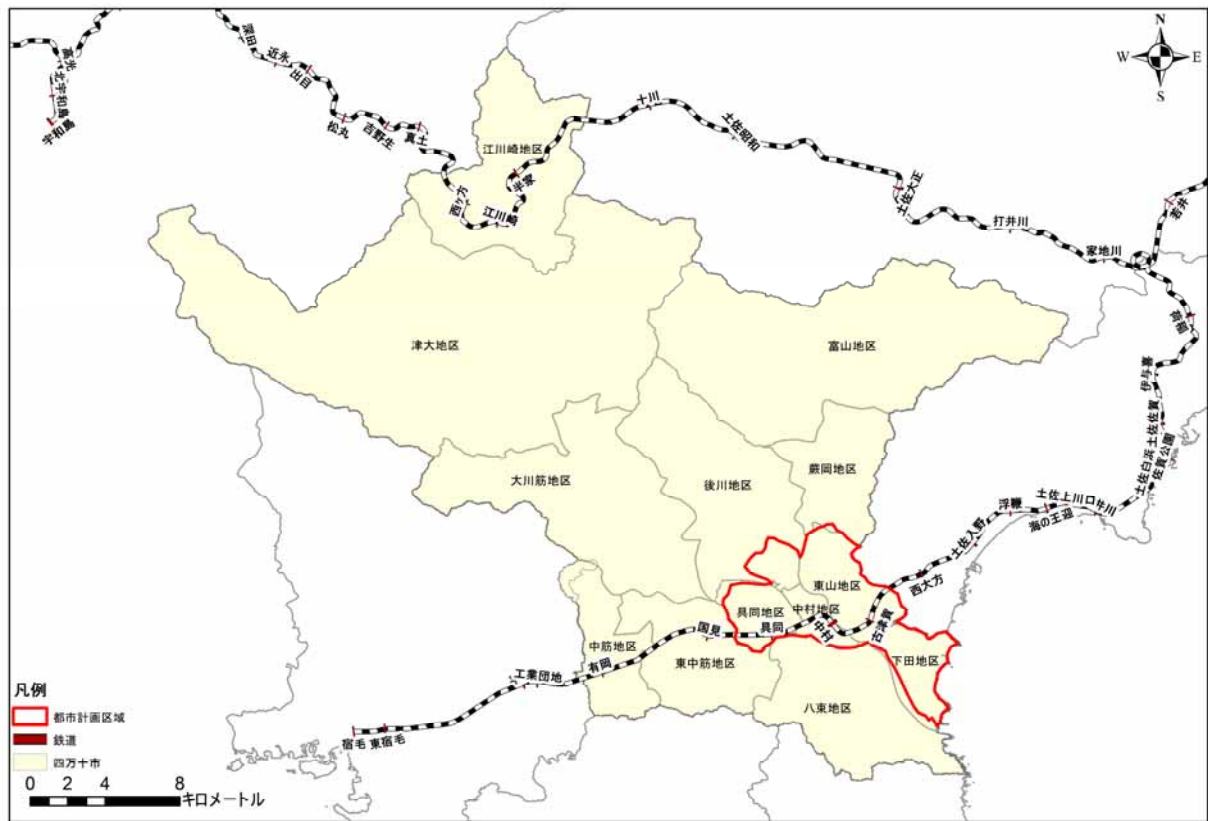
資料：国土数値情報 駅別乗降客数データ

運行便数は平成 28 年 12 月現在

土佐くろしお鉄道 中村線・宿毛線の年間輸送人員、運輸収入

	区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
輸送人員 (人)	定期外	467,177	496,226	421,702	408,868	395,627	375,279	338,369	352,081
	定 期	294,120	221,880	330,720	312,700	284,820	304,080	302,160	299,100
	通勤	27,240	22,800	22,140	20,920	23,160	27,900	24,300	27,960
	通学	266,880	199,080	308,580	291,780	261,660	276,180	277,860	271,140
	合計	761,297	718,106	752,422	721,568	680,447	679,359	640,529	651,181
運輸収入 (千円)	定期外	406,293	375,517	354,955	348,199	331,719	320,656	282,106	295,755
	定 期	51,009	38,365	56,462	53,894	50,048	56,722	51,349	53,870
	通勤	6,714	5,556	6,119	5,690	7,080	8,551	6,621	7,299
	通学	44,295	32,809	50,342	48,205	42,968	48,171	44,728	46,571
	合計	457,302	413,882	411,417	402,093	381,767	377,378	333,455	349,625

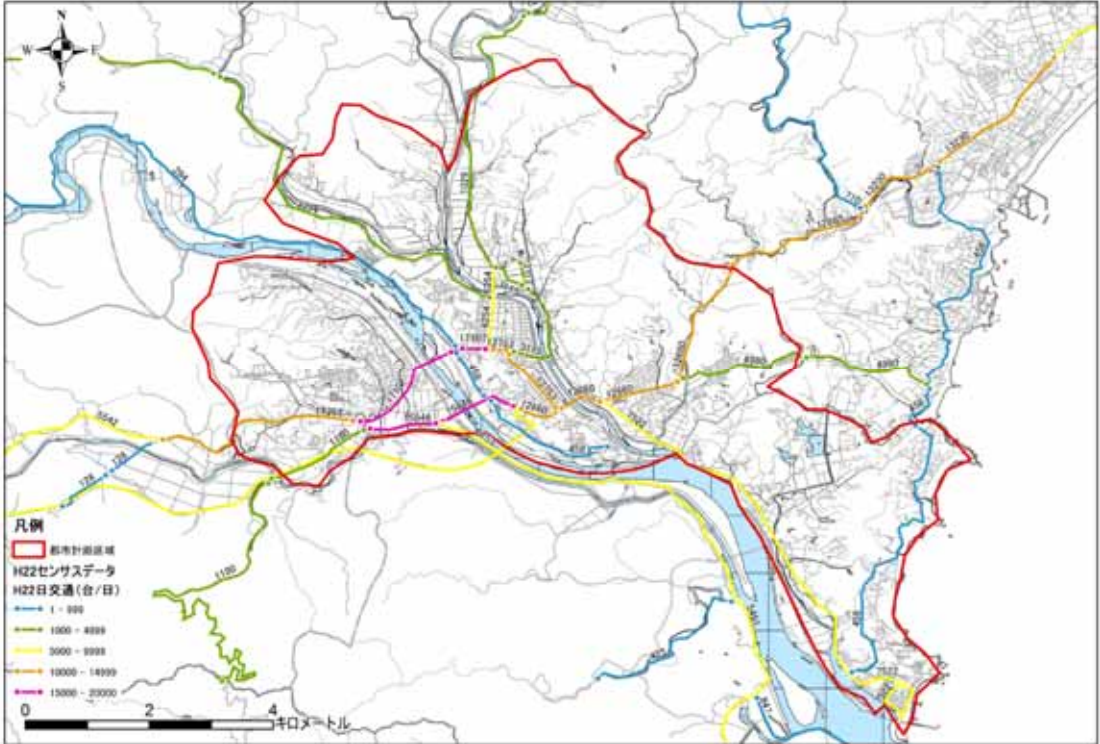
資料：「線別輸送人員・運輸収入」土佐くろしお鉄道株式会社



■自動車交通

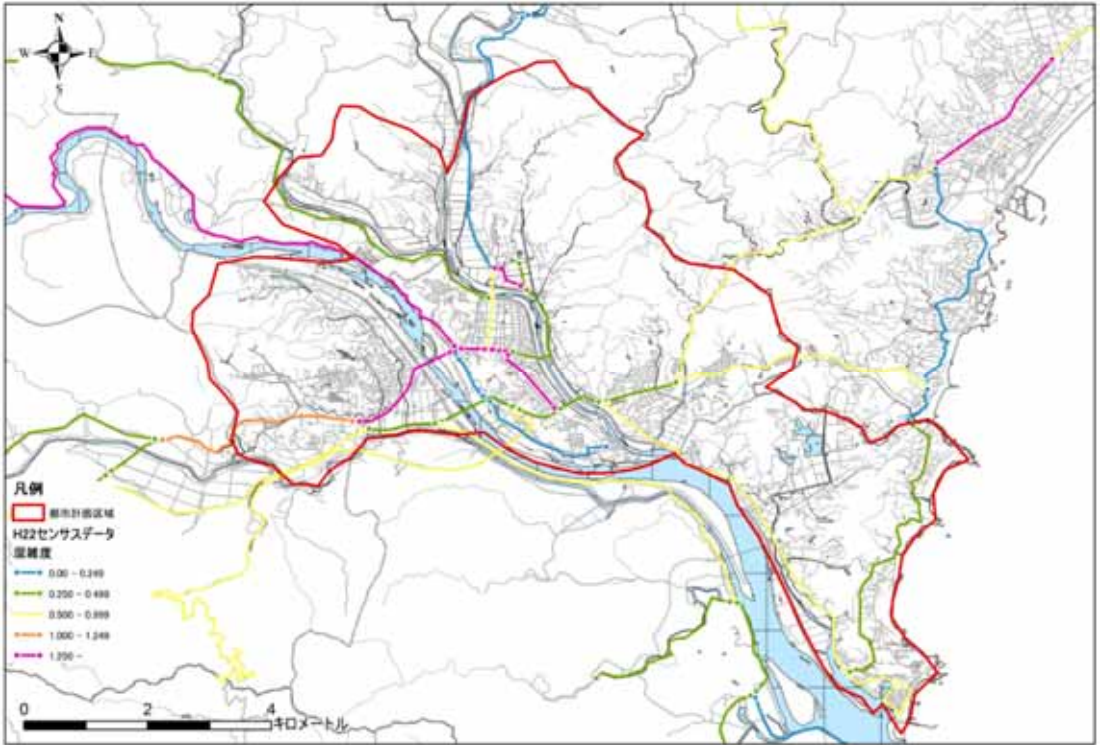
交通量では、中村都市計画区域を通る一般国道 56 号の交通量が 10,000 台/日以上（平成 22 年（2010 年）道路交通センサス調査結果より）と他の路線よりも多い傾向にあります。また、四万十川を渡河する路線で交通量が集中しています。

一方、混雑度では、国道 56 号に並行する県道中村下ノ加江線や国道 441 号で 1.25 以上（同）と他の路線よりも混雑している状況にあります。



交通量図

資料：国土数値情報
 道路交通センサス結果（H22）



混雑度状況

資料：国土数値情報
 道路交通センサス結果（H22）



④河川

本市には一級河川である四万十川が流れ、東西を通る国道 56 号に沿って中筋川、市北側内陸部から中村地区に向けて後川、岩田川が流れています。

四万十川は、高知県高岡郡津野町の不入山（1,336 メートル）の東斜面に源を発し、四国西南地域を大きく蛇行しながら多くの支川と合流し、四万十市下田で太平洋に注ぎます。幹川流路延長は四国内最長の 196km で、その流域面積は 2,186km² となっています。

四万十川河口から源流点に到るまでの本川・支川では、地域ならではの伝統漁法であるアユの火振り漁やエビ・ウナギの柴づけ漁などが今でも行われ、流域の人々の生活を支えるとともに、季節の風物詩となっています。また、度々おこる増水時に橋が水面に沈下することを想定した沈下橋など、人と川との関わりと文化が流域のいたる所に残されています。

また、下流部の汽水域では、全国一の収穫量を誇る天然スジアオノリやアカメをはじめ 200 種もの魚類が生息するなど、いまなお豊かな環境を有しています。

昭和 58 年（1983 年）の NHK 特集では「日本最後の清流」と紹介され、以来毎年多くの人が訪れ、カヌーやキャンプ等のアウトドアの場としての河畔利用が活発に行われています。

このように、河川と人々との関わり合いによって生まれた多種多様な景観が良好に残されていることから、平成 21 年（2009 年）2 月には、流域特有の景観が「重要文化的景観」に選定され、大きな期待と注目を集めています。

また本市では、平成 20 年（2008 年）10 月に「四万十川景観計画」を策定し、流域の自然、景観、歴史、文化を背景とし、人々の生活と調和した「自然と共生し発展するまちづくり」を進めています。



出典：四国地方整備局中村河川国道事務所



四万十川上流部（源流部）



四万十川中流部（岩間付近）



四万十川下流部（河口部）



中筋川



後川



スジャオノリの天日乾燥風景

出典：四国地方整備局中村河川国道事務所



アユの火振り漁



シラスウナギ漁

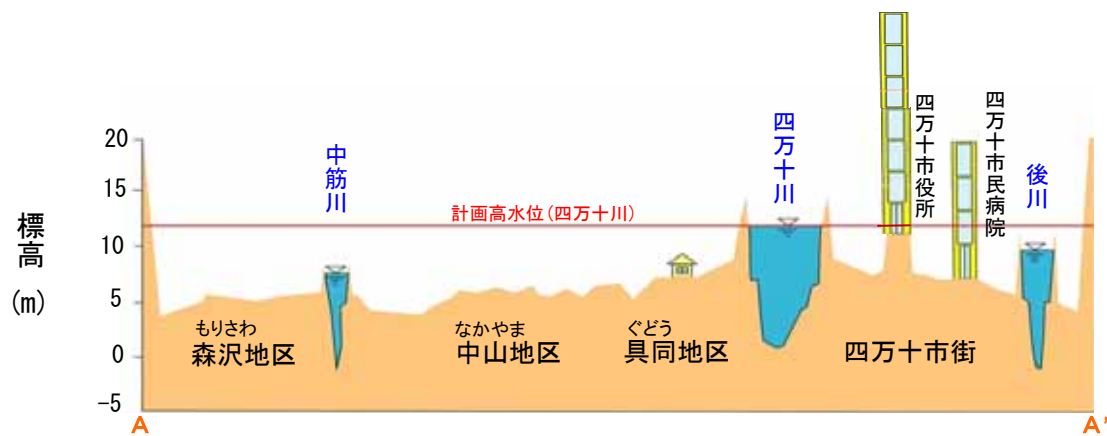


柴づけ漁

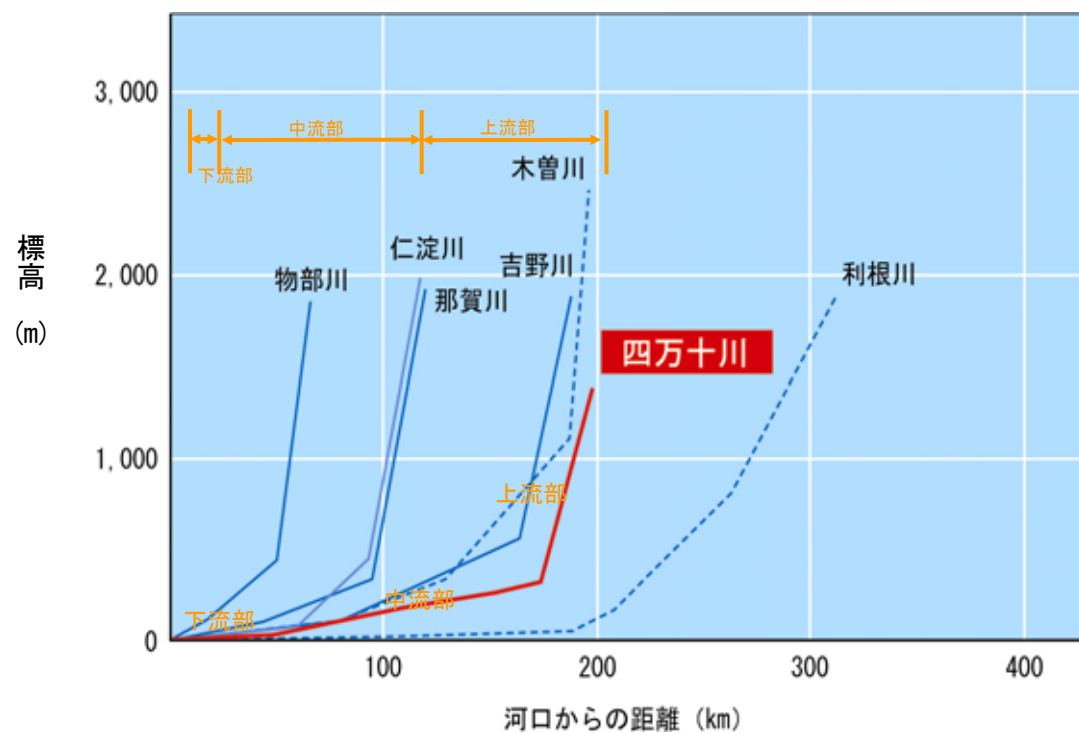


アオサの養殖風景

出典：四万十市観光協会



中村平野と洪水時における四万十川の水面との関係（A-A' 断面）
（地盤標高と計画高水位との比較）



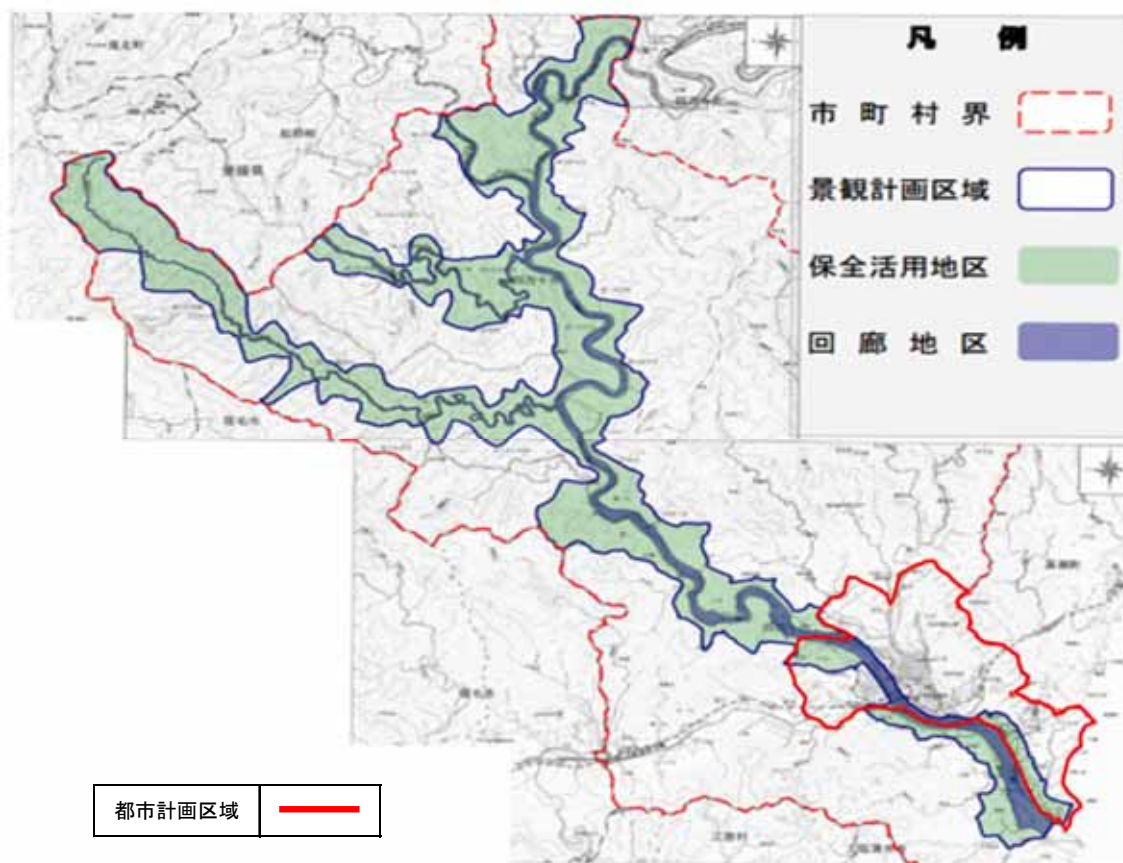
河床勾配の比較図（四万十川と他河川）

出典：四国地方整備局中村河川国道事務所



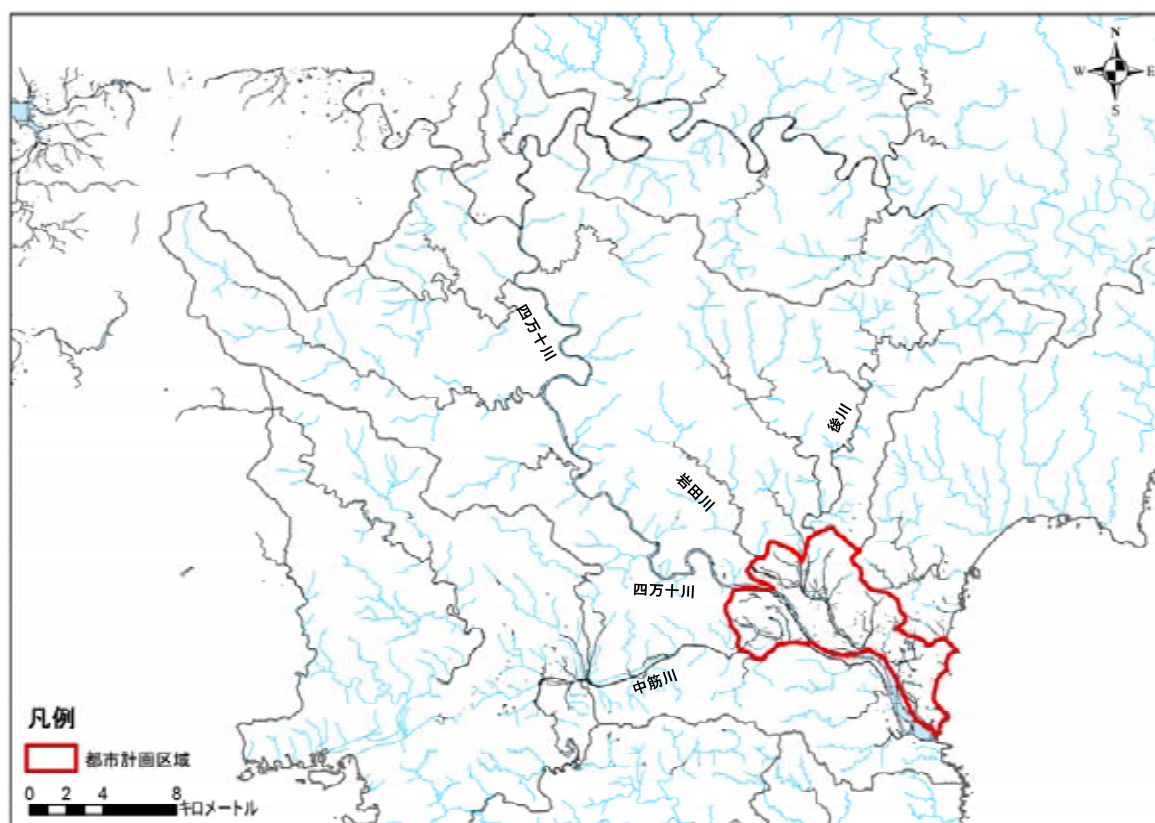
四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四万十市の中心都市～



四万十市景観計画区域図

資料：四万十川景観計画
国土数値情報



河川網図

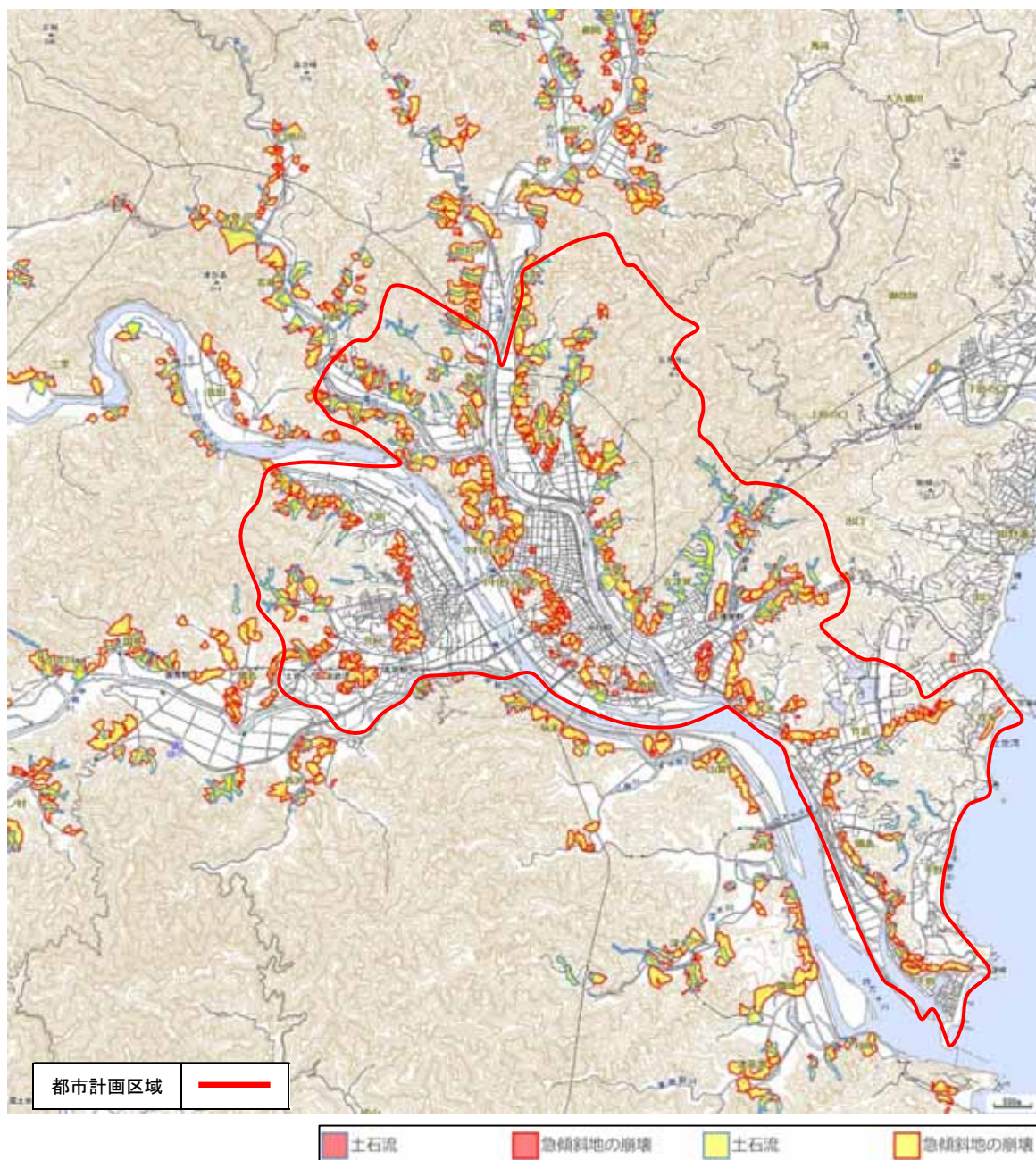
資料：国土数値情報



(5) 災害

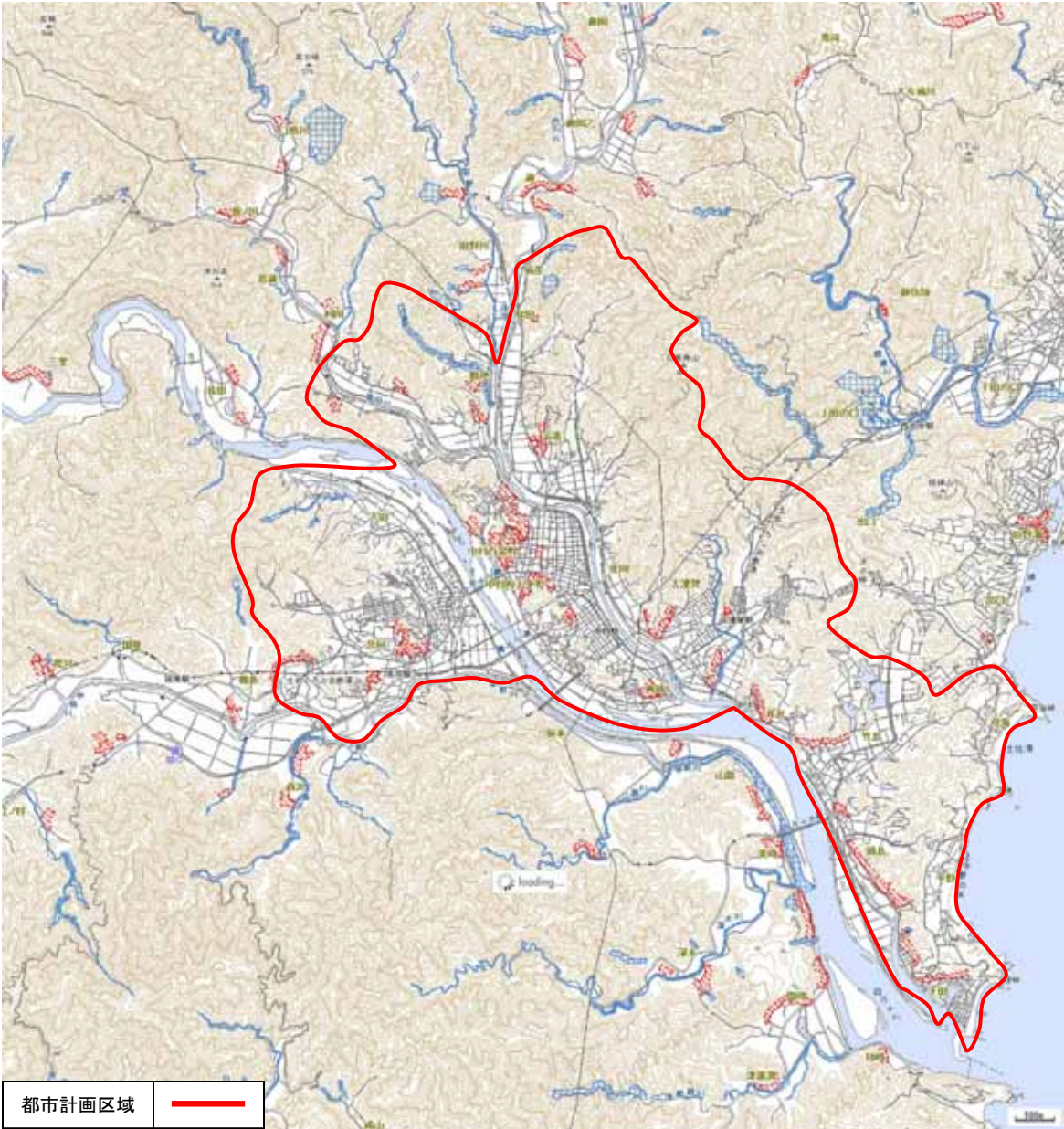
1) 土砂災害

近年、全国的に豪雨被害が多発し、洪水だけでなく土砂災害の危険性も高まるなか、本市の都市計画区域内でも、急傾斜地の崩落や土石流などの恐れがある警戒区域が多く点在しています。



土砂災害警戒区域・特別警戒区域図

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報



	砂防指定地		急傾斜地崩壊危険区域		地すべり防止区域 (防災砂防課)		地すべり防止区域 (治山林道課)		地すべり防止区域 (農業基盤課)
---	-------	---	------------	---	---------------------	---	---------------------	---	---------------------

砂防・地すべり・急傾斜 法指定区域図

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報



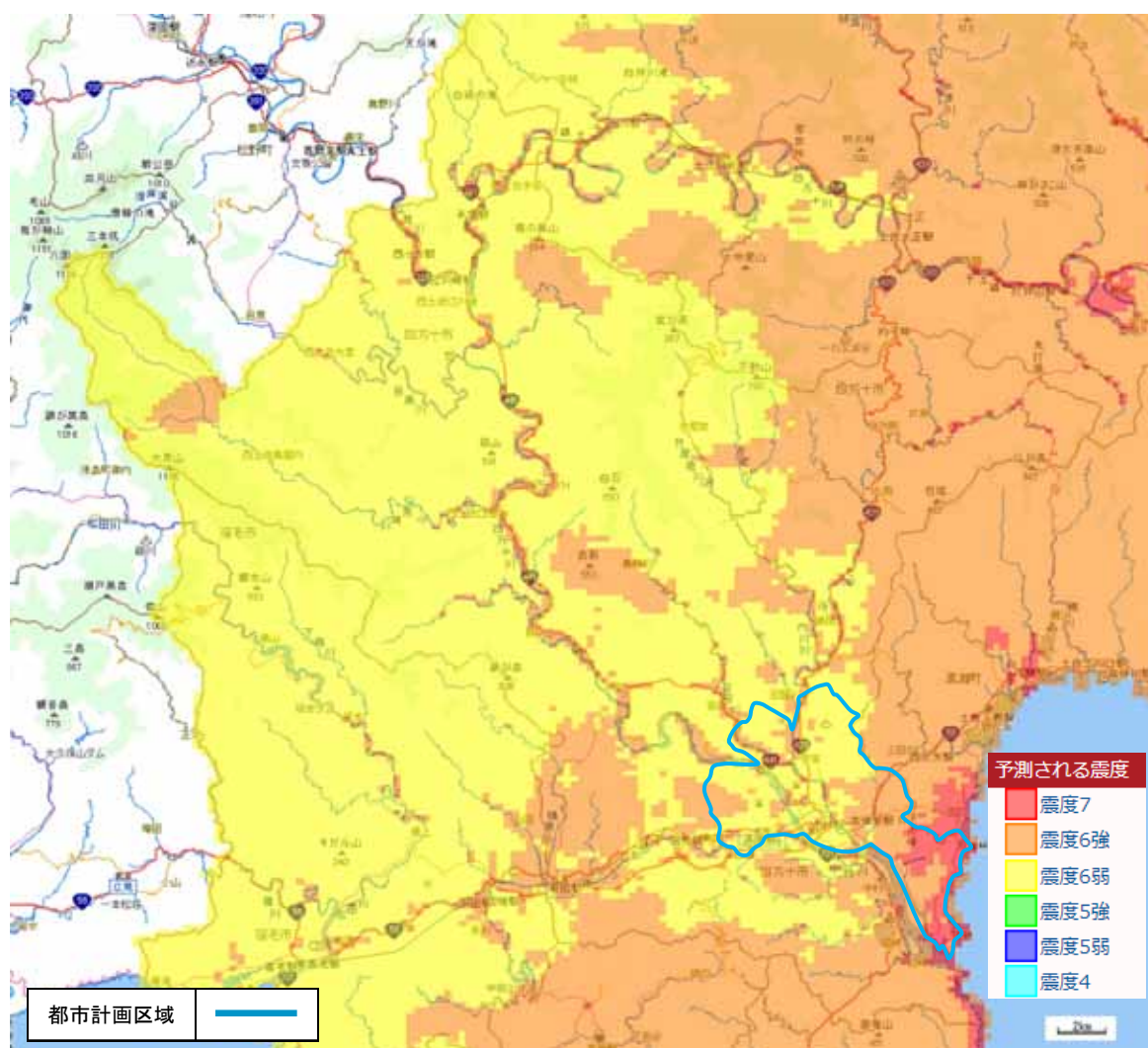
2) 地震

①震度

近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されており、太平洋側の他市町村同様に本市においても甚大な被害の危険性があります。

本市には一級河川である四万十川、後川、中筋川及びそれらの支流が流れており、河川に挟まれた堆積地層上に市街地が形成されていることから過去の南海地震において、揺れによる家屋の倒壊、火災等により多くの死傷者を出す被害を経験してきています。最大クラスの南海トラフ地震においても市街地を中心に大きな揺れが予想されており、建物倒壊や火災等による被害拡大が懸念されています。

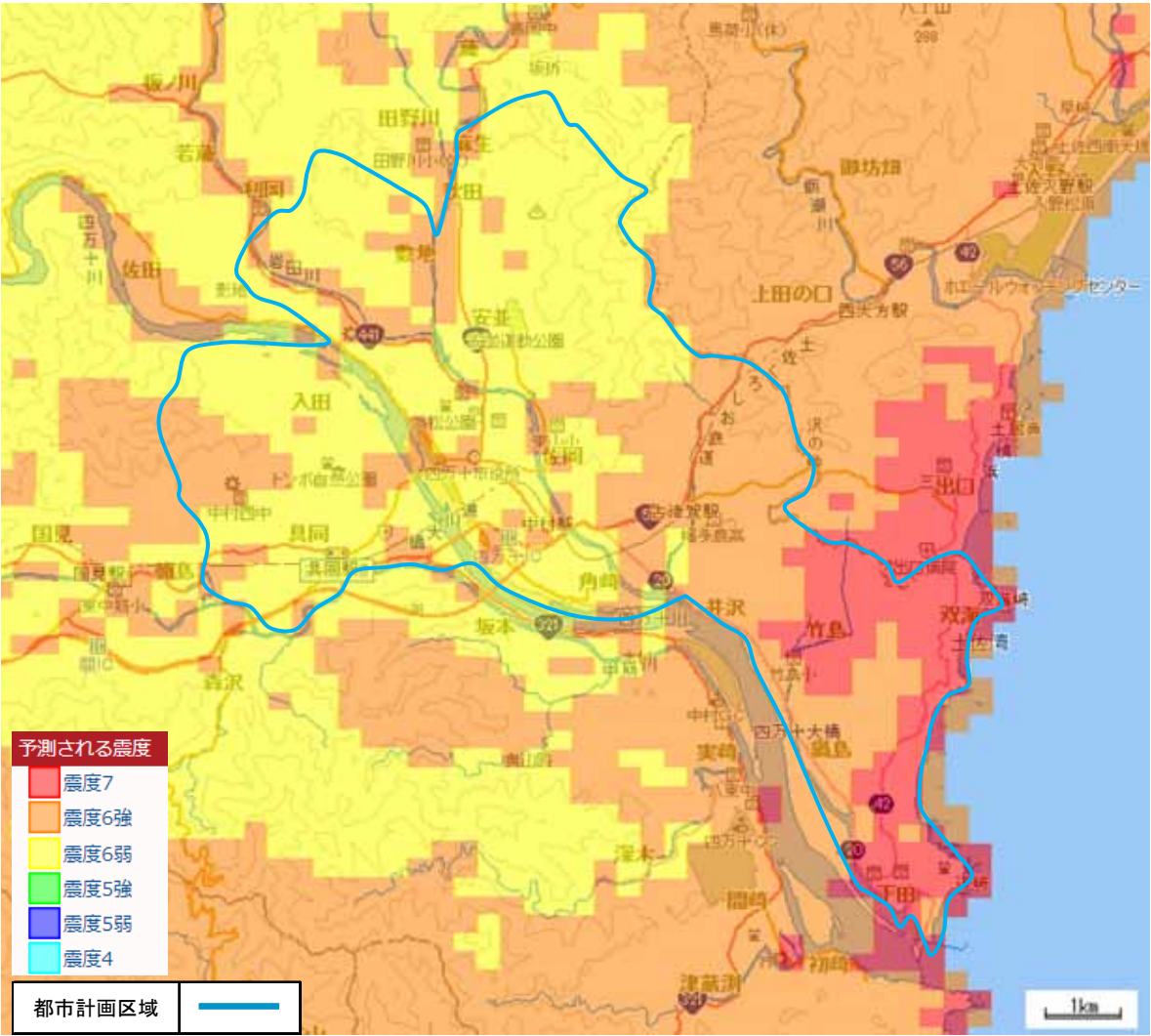
また市街地以外においても、河川沿いで大きな揺れによる建物倒壊等の危険性があります。



震度分布図（市全域）

注：発生しうる最大クラスの地震による推計

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報



震度分布図（都市計画区域）

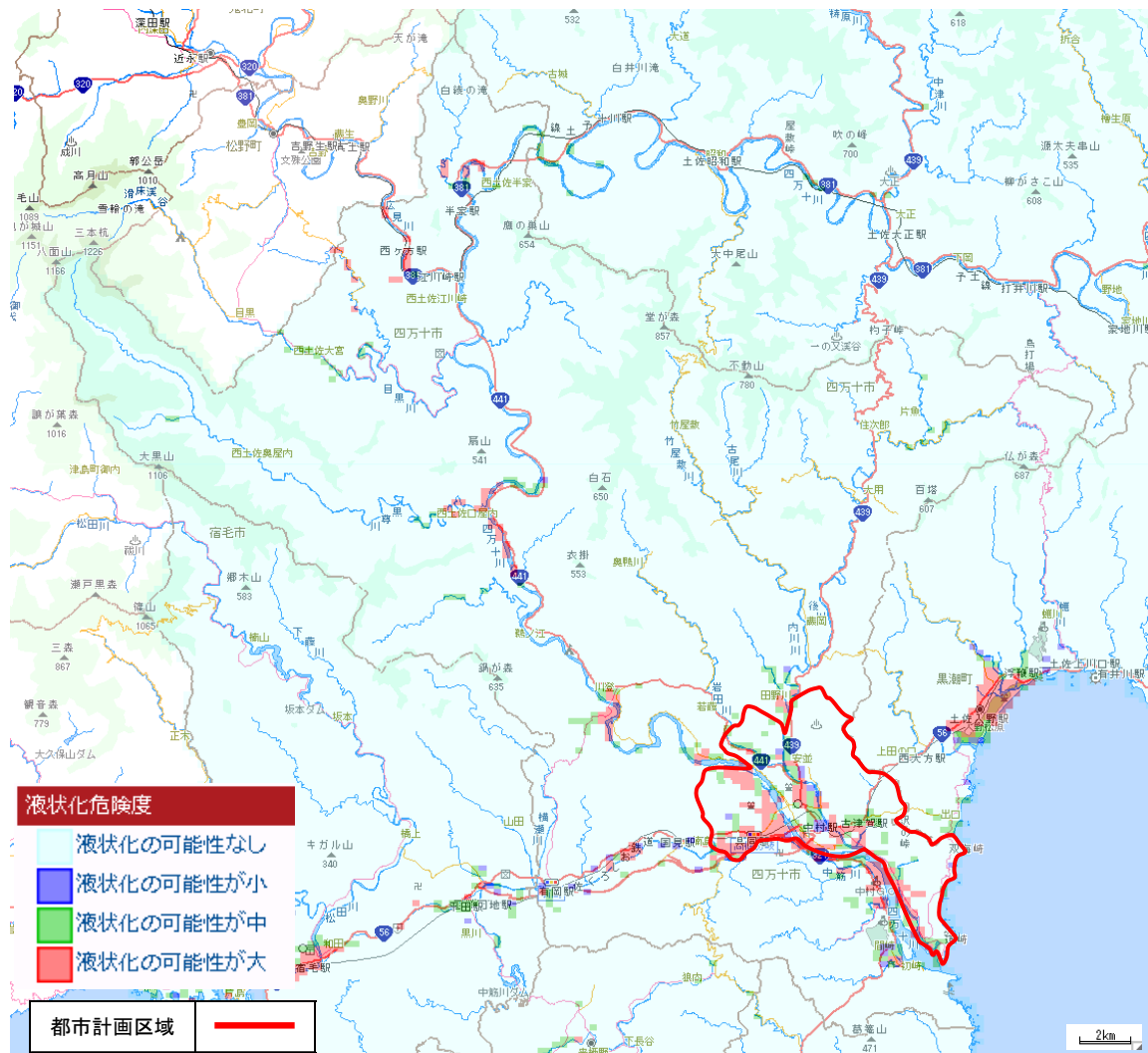
注：発生しうる最大クラスの地震による推計
資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報



②液状化

最大クラスの南海トラフ地震では、市内の河川沿いを中心に広い範囲で液状化の可能性が予測されています。

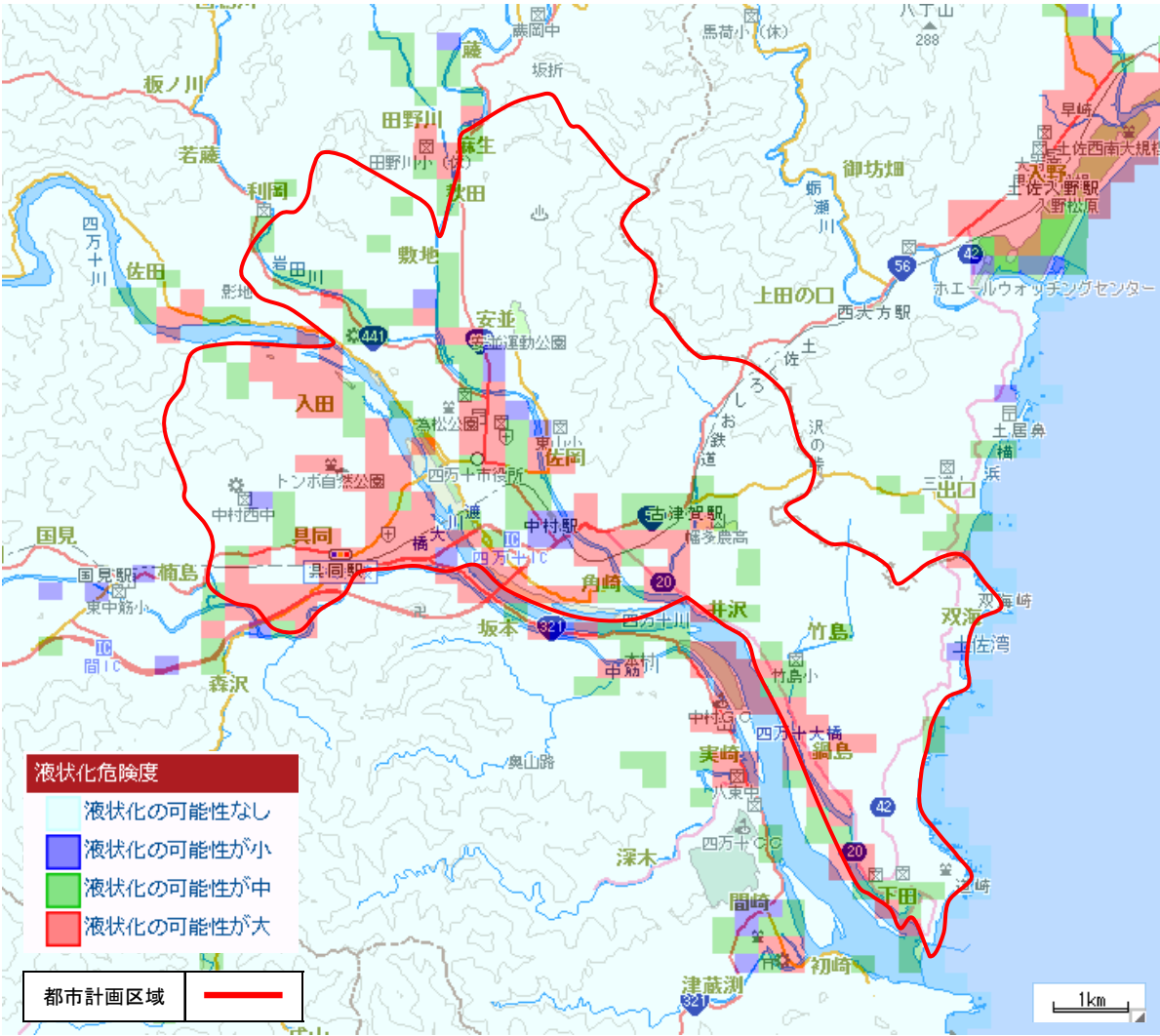
特に河川が合流する中村地区や具同地区、古津賀地区など市の中心部やその周辺の地盤が緩く、液状化の可能性が非常に高くなっています。



液状化可能性予測図（市全域）

注：発生しうる最大クラスの地震による推計

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報



液状化可能性予測図（都市計画区域）

注：発生しうる最大クラスの地震による推計
資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報

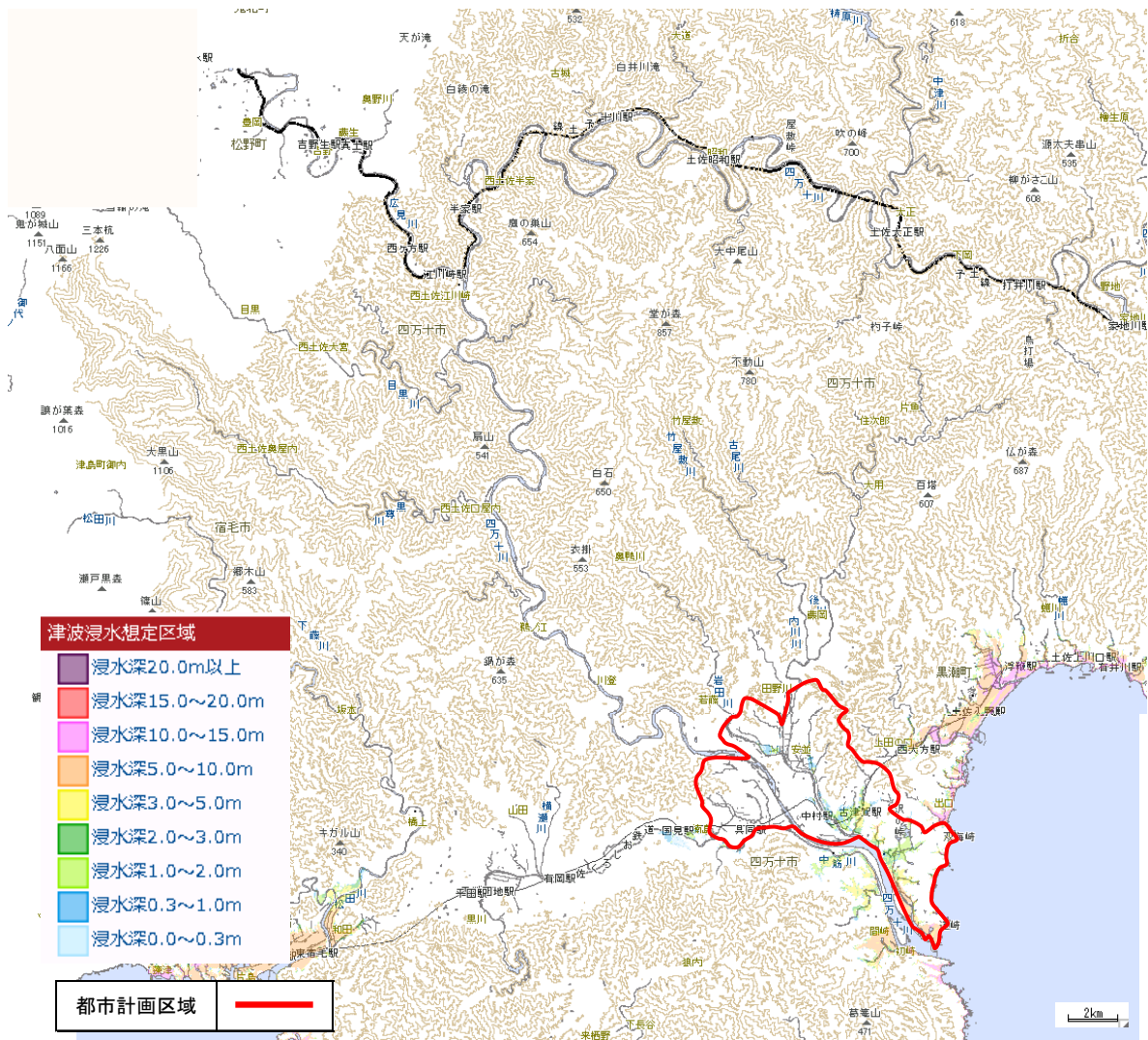


③津波浸水

最大クラスの南海トラフ地震では、太平洋沿岸部や四万十川下流部の広い範囲で津波の浸水被害が予測されています。

特に下田地区、八束地区、古津賀地区で甚大な浸水被害が予測されており、中心市街地となる中村地区内にも浸水が予測されている区域があります。

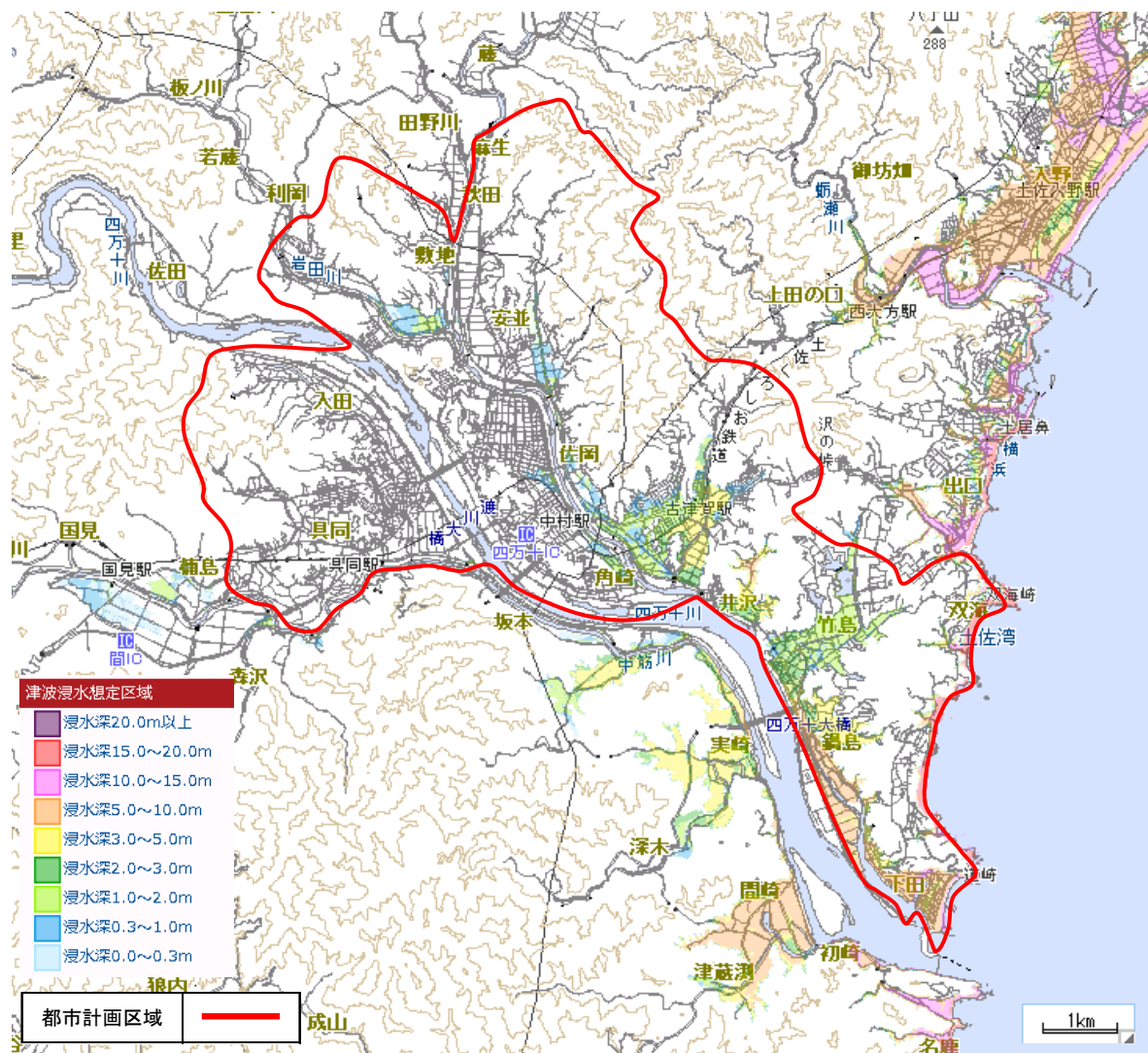
また、後川や中筋川の上流部においても、津波の遡上による浸水が予測されています。



津波浸水予測図（市全域）

注：発生しうる最大クラスの地震による推計

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報



津波浸水予測図（都市計画区域）

注：発生しうる最大クラスの地震による推計

資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）
国土数値情報

※高知県による南海トラフ地震による四万十市の被害想定（死者数最大ケース）

【設定の条件】

- 冬の深夜に発生
- 避難速度は 1 分あたり 35m
- 浸水域外への最短直線距離の 1.5 倍の距離を避難

【現状】

- 避難開始のタイミング
 - ・10 分後に避難開始：20%
 - ・20 分後に避難開始：50%
 - ・30 分後に避難開始：30%
- H25.3 時点の津波避難タワー、津波避難ビルを考慮（整備率 26%）
- 住宅の耐震化率：74%

市町村名	被災ケース		条件	建物棟数	建物被害	人口 (H17国勢調査)	人的被害 (死者数)	人的被害 (負傷者数)	人的被害 (負傷者数のうち重傷者数)
	地震動	津波							
四万十市	基本	ケース⑤	現状	22,722	3,600	37,870	900	1,400	770

資料：「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について（平成 25 年 5 月 15 日公開）」高知県

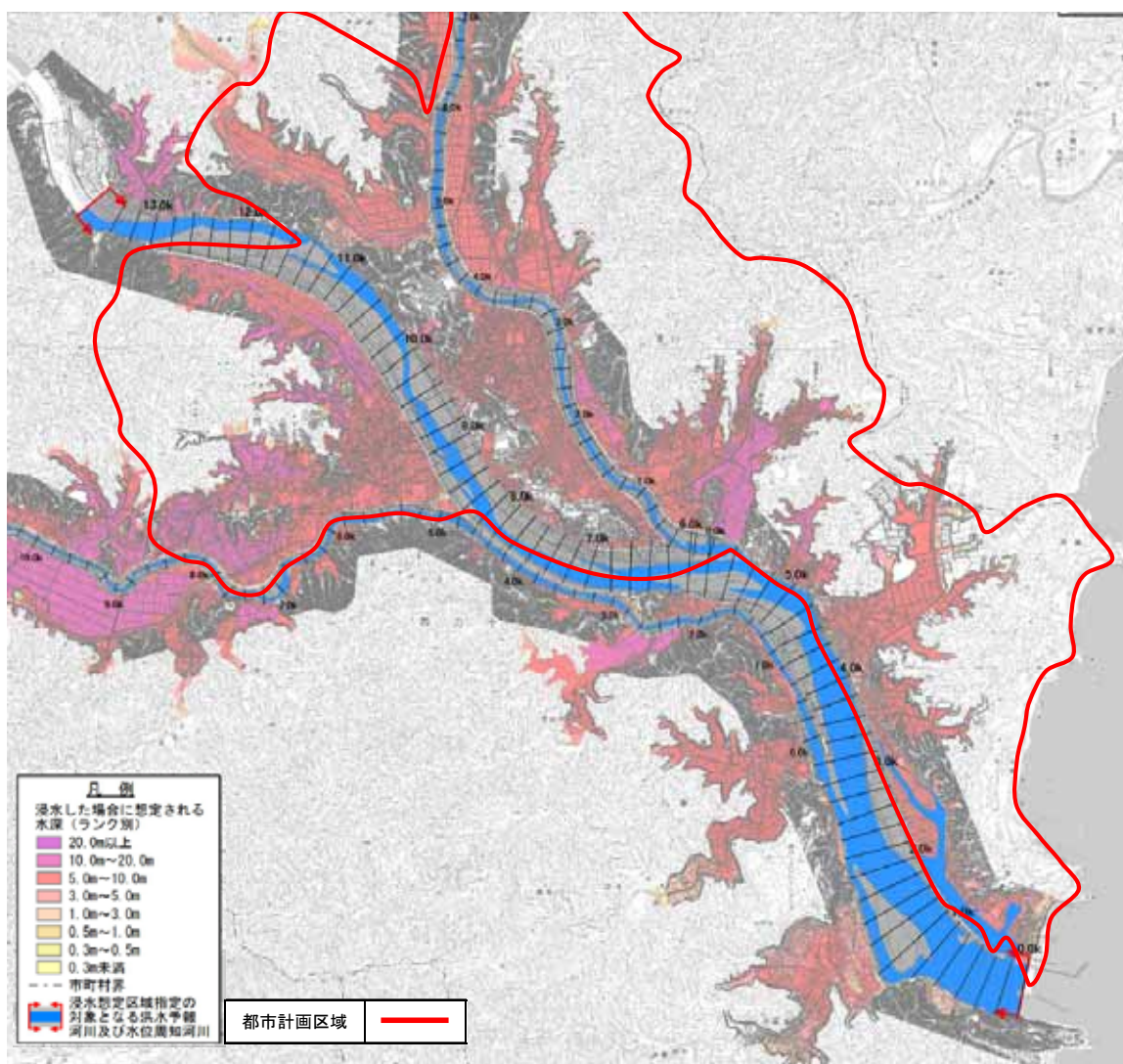


3) 洪水浸水

都市計画区域内には一級河川である四万十川、後川、中筋川が流れており、これらの河川の下流域に挟まれた地域に市街地が形成されています。

四万十川は比較的河床勾配が緩く、上流域が日本でも有数の多雨地帯であることから、下流域では台風等により古くから度々大洪水に見舞われ、その都度多大な被害を被ってきました。後川は一定の河床勾配を有しているものの、急峻な山間部を通っており、降雨が短時間で川に流れ込むため、下流域では洪水による冠水が頻発しています。さらに中筋川も河床勾配が緩く、四万十川本川の背水※の影響を受けやすいことから、流域では多くの洪水被害を受けてきます。（※背水：河川下流側の水位の高低が上流側の水位に影響を及ぼす現象）

なお、大雨による洪水の浸水被害について、平成 27 年に「水防法」の一部が改訂となり、新たに「想定最大規模」の降雨による浸水想定区域の指定が義務付けられました。過去に観測された最大雨量から浸水想定区域を指定するため、これまでの浸水予測と比べ、範囲が広く、かつ、浸水深が深い想定となっています。特に市街地部付近では一級河川が合流していることもあり、浸水想定区域が広く、また浸水深が 10m 以上となる地区も多くみられ、甚大な被害が発生するおそれがあります。今後はこの最大想定についても対策の検討が必要となります。



洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

※約千年に1回を上回る降雨量

資料：四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）
国土数値情報

(6) 財政状況

平成 17 年（2005 年）の四万十市誕生以降、一般会計予算は 200 億円前後で推移しています。

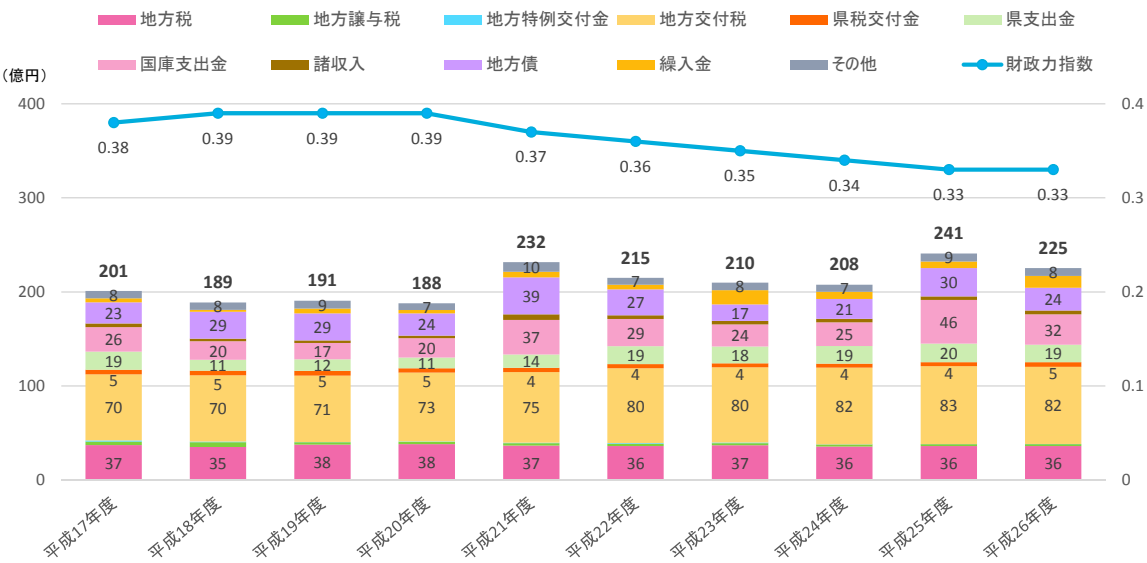
歳入の内訳をみると、地方税収入は横ばい傾向が続いており、地方交付税や国庫支出金などが増加傾向にあります。自主財源となる地方税、諸収入、繰入金などの合計は概ね 50 億円前後で推移しており、平成 26 年（2014 年）度における自主財源比率は約 22%と極めて低い状況となっています。

財政力指数は平成 18～20 年（2006～2008 年）度までは横ばいで推移していましたが、以降減少しており、平成 25 年（2013 年）度以降は 0.33 まで落ち込みをみせています。

また、固定資産税収の推移をみると、平成 24 年（2012 年）度以降は微減傾向にあります。

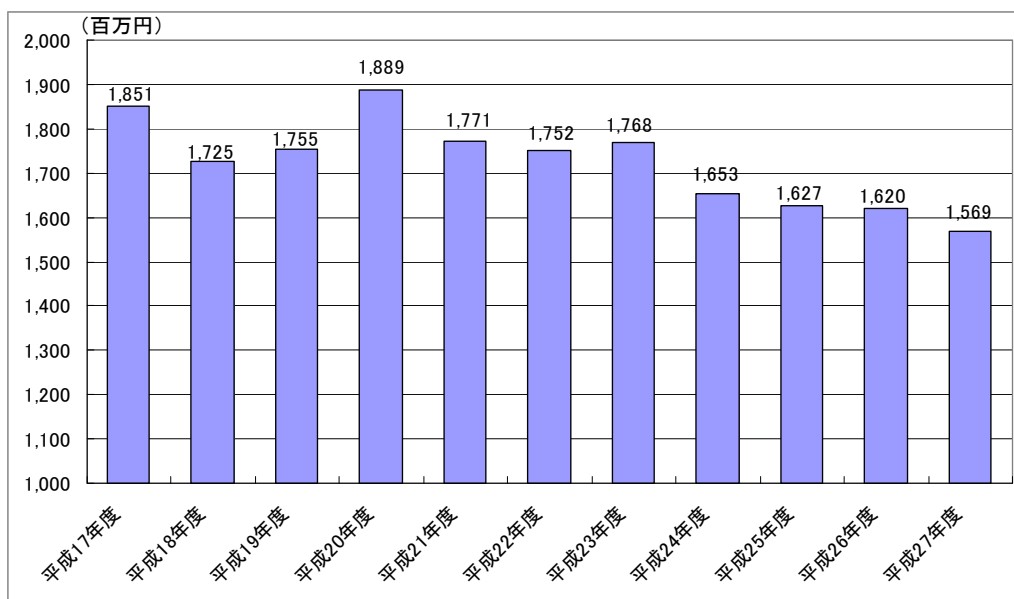
歳出の内訳では、人件費、扶助費、公債費を足した義務的経費の額が平成 17 年の約 90 億円から平成 22 年（2010 年）には 100 億円に達し、その後は 100 億円前後で推移しており、歳出額のうち義務的経費が占める割合は約 40%～50%となっています。

このうち、扶助費の増大が顕著にみられ、平成 17 年の約 20 億円から平成 26 年の約 35 億円と 10 年間で 1.75 倍となっています。今後も高齢化の進行に伴い、扶助費のさらなる増大が予想されるため、義務的経費の増加による政策的経費の圧迫が懸念されます。



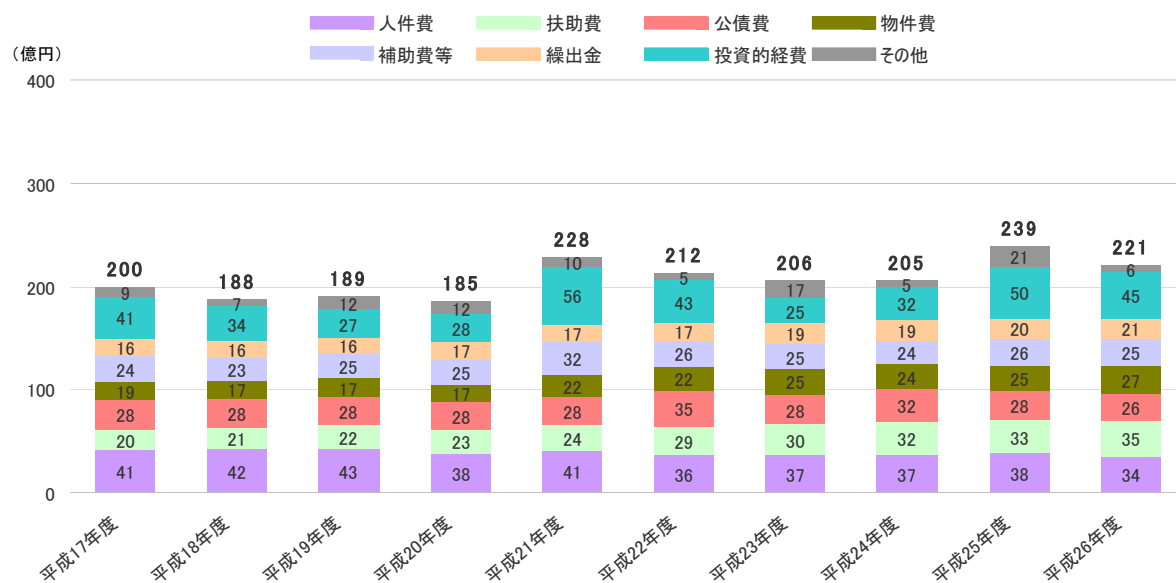
歳入及び財政力指数の推移

資料：総務省地方財政状況調査関係資料「決算カード」



固定資産税収の推移

資料：各年度四万十市資料（H17～H27）



歳出の推移

資料：総務省地方財政状況調査関係資料「決算カード」



(7) 自治会

本市においては、自治会組織として「区」が設けられており、市域全体で全 168 区（中村地域 138 区、西土佐地域 30 区）があります。

各区は区長や役員を中心に市広報誌の配布、行政情報の周知、地域防災、地域健康福祉活動、地区の行政への要望事項のとりまとめなど、各地区において行政と個々の住民との間を繋ぎ、自助・共助という面で大きな役割を担っています。

「区」一覧表

中村地域（138区）						西土佐地域（30区）					
NO.	地区	区 名	NO.	地区	区 名	NO.	地区	区 名	NO.	地区	区 名
1	中村	中村大橋通1	43	下田	井沢団地	88	後川	利岡	139	西土佐	奥屋内上
2		中村大橋通2	44		井沢	89		若藤	140		奥屋内下
3		中村大橋通3	45		竹島	90		板ノ川	141		玖 木
4		中村大橋通4	46		鍋島	91		口鴨川	142		口屋内
5		中村大橋通5	47		馬越	92		奥鴨川	143		中 半
6		中村大橋通6	48		平野	93		佐田	144		岩 間
7		中村大橋通7	49		松ノ山	94		田野川甲	145		藤ノ川
8		中村百笑町	50		下田	95		田野川乙	146		橋
9		中村山手通	51		串江	96		敷地	147		津野川
10		中村弥生町	52		水戸	97		岩田	148		津 賀
11		中村羽生小路	53		双海	98	八束	坂本	149		藪ケ市
12		中村東下町	54	東山	古津賀	99		山路	150		須 崎
13		中村上小姓町	55		古津賀第1団地	100		実崎	151		大宮下
14		中村小姓町	56		古津賀第2団地	101		深木	152		大宮中
15		中村愛宕町	57		佐岡	102		間崎	153		大宮上
16		中村一条通1	58		佐岡南の風団地	103		津蔵淵	154		下家地
17		中村一条通2,3,4,5	59		安並	104	蕨岡	初崎	155		中家地
18		中村東町1	60		安並団地	105		名鹿	156		方の川
19		中村東町2	61		秋田	106		藤	157		西ケ方
20		中村東町3	62		佐岡団地	107		上分	158		下 方
21		中村天神橋	63		雅ヶ丘団地	108		下分	159		宮 地
22		中村本町1,2	64		古津賀2丁目	109		内川	160		奈 路
23		中村本町3	65	具同	入田	110	中筋	伊才原	161		用 井
24		中村本町4,5	66		田黒1	111		有岡	162		長 生
25		中村京町上	67		田黒2	112		民部	163		半 家
26		中村京町中	68		田黒3	113		横瀬	164		本 村
27		中村京町下	69		渡川1	114		九樹	165		中 組
28		中村桜町	70		渡川2	115		上ノ土居	166		押 谷
29		中村新町	71		渡川3	116		磯ノ川	167		権 谷
30		朝日区	72		中組	117	大川筋	生ノ川	168		館
31		中村栄町	73		西組	118		有岡団地			
32		中村丸の内	74		中山団地	119		久保川			
33		右山北区	75		赤松団地	120		勝間			
34		右山中区	76		あいのさわ団地	121		勝間川			
35		右山南区	77		自由ヶ丘団地	122		鶴ノ江			
36		角崎	78		自由ヶ丘東	123		田出ノ川			
37		不破	79	東中筋	江ノ村	124		高瀬			
38		不破上町	80		森沢	125	富山	手洗川			
39		中村岩崎町	81		一本松	126		川登			
40		カツラ山団地	82		荒川	127		三里			
41		緑ヶ丘団地	83		楠島	128		三ツ又			
42		中村新町上区	84		間	129		常六			
			85		国見	130		大屋敷			
			86		西ノ谷	131		片魚			
			87		楠島団地	132		住次郎			
						133		大用			
						134		小西ノ川			
						135		大西ノ川			
						136		上古尾			
						137		下古尾			
						138		竹屋敷			

資料：四万十市（平成 28 年 12 月 31 日現在）



3. 市の特性と都市づくりの問題・課題

(1) 人口

区分	市の特性
総人口	市の人口は減少傾向にあり、今後はさらなる人口減少が予測されています。
年齢別	高齢化率は34%（H27）と著しく、超高齢社会を迎えています。 生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、特に子ども（0～14歳）の人口減少が顕著となっています。
人口動態	社会増減（転入者-転出者）は回復傾向にあるものの、人口動態はマイナスで推移しています。 出生者数は微減傾向で推移しています。
地区別人口	中村、東山、具同地区に人口の約6割が集中し、山間部では過疎化が進行しています。 東山、具同地区の人口は横ばいで推移、その他の地区は減少傾向にあります。
流動	通勤通学流動は市外への流出よりも市内への流入が多くなっています。 地域間道路網や公共交通ネットワークの不足により、中心部と内陸部の交流が希薄となっています。
DID地区	DID地区の面積及び人口は減少傾向にあり、市街地の空洞化が進行しています。

都市づくりの問題点・課題

今後も人口減少や少子高齢化が進行することが予測され、都市の生産力低下や都市サービスの質の低下、地域活力やコミュニティ力の低下が懸念されます。

⇒【課題1】人口減少・少子高齢化への対応

【課題2】定住促進による地域活力の維持・増進

山間部では過疎化による都市サービスの低下（地域間の道路網や公共交通ネットワークの不足等）や集落の維持が困難な状況になるとともに、市街地の人口減少により都市の空洞化も懸念されます。

⇒【課題3】都市拠点及び地域拠点の形成・充実

【課題4】拠点間ネットワークの強化



(2) 産業

区分	市の特性
就業人口	生産年齢人口の減少にともない、総就業者数は減少傾向にあります。 特に第1次産業においては、高齢化と後継者不足による減少が続いています。 また、第2次産業は公共事業費の削減に伴う建設業の衰退により、就業者数が大きく減少しています。
農業	近年、農家数と経営耕地面積はともに減少傾向にあり、加えて、農業従事者の高齢化が進み、担い手が不足しています。
林業	林業の就業者数は平成20年（2008年）～平成24年（2012年）にかけて増加していましたが、平成25年（2013年）以降は減少に転じています。なお、39歳以下の若手の就業者数は平成20年に比べ、平成26年（2014年）には2倍以上となっています。 素材生産量実績では、平成20年以降増加傾向にあり、特に平成25年以降は大幅に増加しています。
水産業	個人漁業経営体数と海面漁業従業者数は平成15年（2003年）～平成20年（2008年）にかけて大きく増加しましたが、平成20年～平成25年（2013年）にかけては減少に転じています。 下田漁協における漁獲量および漁獲高は平成19年（2007年）をピークに減少傾向にあり、平成27年（2015年）にはピークの半数以下まで落ち込んでいます。
工業	平成14年（2002年）以降事業所及び従業者数は減少傾向にあり、平成20～23年（2008～2011年）にかけて事業所数はやや増加に転じましたが、平成26年（2014年）には再び減少しています。 製造品出荷額は平成14年～平成23年にかけて減少が続いていましたが、平成23～平成26年にかけてはやや増加しています。
商業	平成14年（2002年）以降、事業所、従業者数及び商品販売額は減少傾向にあり、郊外大型店舗の出店が進んでいます。
観光	平成22年（2010年）以降、観光客は約120～140万人で推移していますが、主に四万十川沿いにある観光・レジャー施設を目的とし、目的地に直接訪れた後、次の観光地に向かう「通過型観光」が多くなっています。

都市づくりの問題点・課題

第1次、第2次産業の事業所や従業者は減少傾向にあり、ものづくり産業の衰退、地域経済の低下や、郊外店舗の出店により中心市街地の商業が衰退・空洞化が懸念されます。

また、主要産業である観光は四万十川を資源とした観光地は点在していますが、他の観光地は認知度も低く、十分な資源を発揮しておらず、回遊性に乏しい状況です。

⇒【課題5】第1次、第2次産業の維持・育成と観光産業の強化

【課題6】中心市街地の再興



(3) 土地・都市施設

区分	市の特性
土地利用	農地が減少し宅地化が進んでおり、四万十川の河川沿いを中心に宅地が広がっています。
施設	市役所をはじめとした都市サービス施設は比較的、都市計画区域内に集中しています。 公共施設やインフラの老朽化が進んでおり、今後の維持管理、更新費の高騰が予想されます。 市街地内に空き家や低未利用地が増加しています。
道路	高知市と結ぶ高規格幹線道路が本市まで延伸されておらず、「佐賀 IC（仮称）～四万十 IC」においては事業化に至っていません。 太平洋沿岸部を通る国道56号は緊急輸送道路に指定されていますが代替路がない状況です。 本市は幡多地域の交通軸の要所となっており、本市を中心に主要広域幹線道路が放射状に広がっていますが、広域連携で重要な役割をもつ国道 439 号や国道 441 号には未整備区間が残っています。
交通	市街地の中心部では朝夕を中心に一部混雑が見られることから、円滑な交通処理には至っていません。
河川	都市計画区域内で一級河川である四万十川と後川が合流し、合流点で市街地が形成されています。 平成 21 年（2009 年）2 月 11 日に、四万十川流域特有の景観が国の「重要文化的景観」に選定されています。 四万十川は「水量が豊か」で「清流が保たれ」、「自然景観・生態系が保全されている」ことが魅力であり、流域では古来より川と共に生き、豊かな自然の恵みを楽しんできました。 その一方で、氾濫等により幾度となく被害を受けてきた歴史もあります。

都市づくりの問題点・課題

厳しい財政状況のなかで、効果的かつ効率的な都市サービス提供に向けた施設の再配置や都市施設の維持計画、また、市街地内の空き家や低未利用地の有効活用について検討が必要です。

⇒【課題 7】適正な都市基盤整備と維持管理・更新費用の削減

高規格幹線道路の整備が遅れており、本市ではその恩恵を受けているとは言い難い状況です。市内を通る一部区間では混雑も見られ、円滑な交通ネットワーク整備が望まれます。また、大規模災害発生時などに備え、主要な広域幹線道路の整備による周辺地域との広域連携の強化も必要です。

⇒【課題 8】四国横断自動車道の早期開通と広域連携の強化

日本三大清流の 1 つである四万十川は「日本最後の清流」と呼ばれており、治水対策・環境保全・景観整備による魅力の維持・向上を図りつつ、次世代へ継承していくことが求められています。

⇒【課題 9】四万十川の環境・景観保全と魅力向上



(4) 災害

区分	市の特性
災害区域	四万十川・後川・中筋川沿川では過去に氾濫等による大規模な水害が発生しています。 都市計画区域には土砂災害警戒区域が多く点在しています。 地震発生時には激しい揺れが予想されており、地盤の緩い区域を中心に建物等の倒壊の危険性があります。 下田地区など河口部を中心に甚大な津波被害が予測されています。

都市づくりの問題点・課題

四万十川・後川・中筋川沿川では氾濫等による水害発生の恐れがあるほか、中山間部における土砂災害が懸念されます。また、南海トラフ地震では地盤が緩い区域を中心に、建物の倒壊や火災、さらには津波による大規模な被害が懸念されることから、防災機能の強化が求められています。

⇒【課題１０】南海トラフ地震・水害等の大規模災害に備えた都市防災機能の強化

(5) 子育て支援・高齢者福祉

区分	市の特性
子育て支援	出産年齢が若年と高齢の割合が高くなってきており、支援を必要とする妊婦が増加しています。 保育所のほかに子育て支援センター（「ぽっぽ」）を設置し、保育士による支援が行われています。
高齢者福祉	65 歳以上の高齢者の人口は、平成 27 年度末で 11,704 人、高齢化率は 33.7%となっており、高齢化率は年々上昇しています。 独居高齢者及び高齢者夫婦の世帯が増加することが予測されています。

都市づくりの問題点・課題

今後、誰もが安心して、定住できるまちづくりを進めていくためには、子育て支援のさらなる充実と、高齢者向け住宅等の福祉施設が必要です。

⇒【課題１１】子育て・高齢者支援の充実



(6) 歴史・文化

区分	市の特性
歴史・文化	歴史資料館への来館者数は年間4,000人前後の低い水準で横ばい傾向にあります。 歴史や文化の基礎となる資料の蓄積（調査）が少なく、市民がまちの歴史に触れる機会が少なくなっています。 歴史をまちの姿に活かす施策の方向性がない状況です。

都市づくりの問題点・課題

まちの歴史や文化に関する市民の認知も低くなっているため、調査や情報発信により周知を行って後世に継承していくとともに、今後のまちづくりに活かし、観光資源とするための検討が必要です。

⇒【課題12】まちの歴史・文化の継承と活用

(7) 財政状況

区分	市の特性
財政状況	財政力指数は減少傾向にあり、今後も厳しい財源での都市運営となる見通しとなっています。



(8) 地域自治

区分	市の特性
地域自治	全市域にわたり、自治会組織である「区」によりさまざまな地域活動が支えられています。

都市づくりの問題点・課題

少しでも財政負担を軽減するため、集会所などの地元移管や運営に民間を利用するなど、市民や民間との協働を推進する必要があります。

人口減少と高齢化が今後一層進行するなかで、区の活動を支える人材を確保・育成し、よりよい地域づくりのために行政への参画をさらに進めていく必要があります。

⇒【課題13】官民協働によるまちづくりの推進



4. 上位・関連計画の概要

(1) 高知県都市計画マスタープラン（高知県：平成 16 年（2004 年）3 月策定）

【西部広域圏域の将来象】

ナマのしまんと・あしずりを感じる観光戦略、
土佐西南の磨き上げ

方針 1 観光の振興を地域の振興のコメとして

- ・自然環境を保全するとともに、レクリエーション活動や体験学習などによる交流人口の拡大を図るなど観光振興への活用に取り組んでいきます。

方針 2 魅力ある生活環境づくりから産業振興への連携

- ・良好な自然環境を活かした魅力ある生活環境づくりによって定住の促進を図るとともに、観光振興や定住促進が農林漁業・商工業など産業振興へとつながる仕組みづくりを進めていきます。

方針 3 “遊” から “感” へ

- ・“遊” はこれまでの観光振興でキーワードとした取り組みであり、“感” は近年高まりつつあるニーズをあらわします。施設観光から自然環境を体感する・味わうといった観光の振興に取り組めます。

【都市づくりの方針】

①拠点都市の機能拡充

- ・西部圏域においては、中村市・宿毛市・土佐清水市が拠点都市（母都市）として位置づけられ、これら3市の都市機能連携をもって県西部発展の原動力としていきます。中村・宿毛市は周辺町村への生活・都市サービスを供給する都市として、土佐清水市は地理的条件から自立性を持った都市として、その都市機能の拡充を図ります。

②広域道路網の整備促進

- ・これまで、圏域として自立性を持ちながらも県中央部から離れた地理的条件が産業振興等経済活動の大きな制約となってきました。今後、国道 56 号バイパス（窪川～佐賀、大方改良など）や中村宿毛道路など高規格の道路整備を促進するとともに、宿毛湾港や足摺港などの港湾機能を活かした海上交通の拡充を図り、県内外と結ぶ交通条件の高度化を図っていきます。
- ・また、拠点都市間や周辺町村からのアクセス道路となる国道・県道等も整備していきます。国道 321 号や 441 号などは海岸景観や四万十川の流域環境を味わう観光道路として、周辺の自然環境に配慮しつつ、サイクリングロードやポケットパークの整備、道路景観整備を検討していきます。



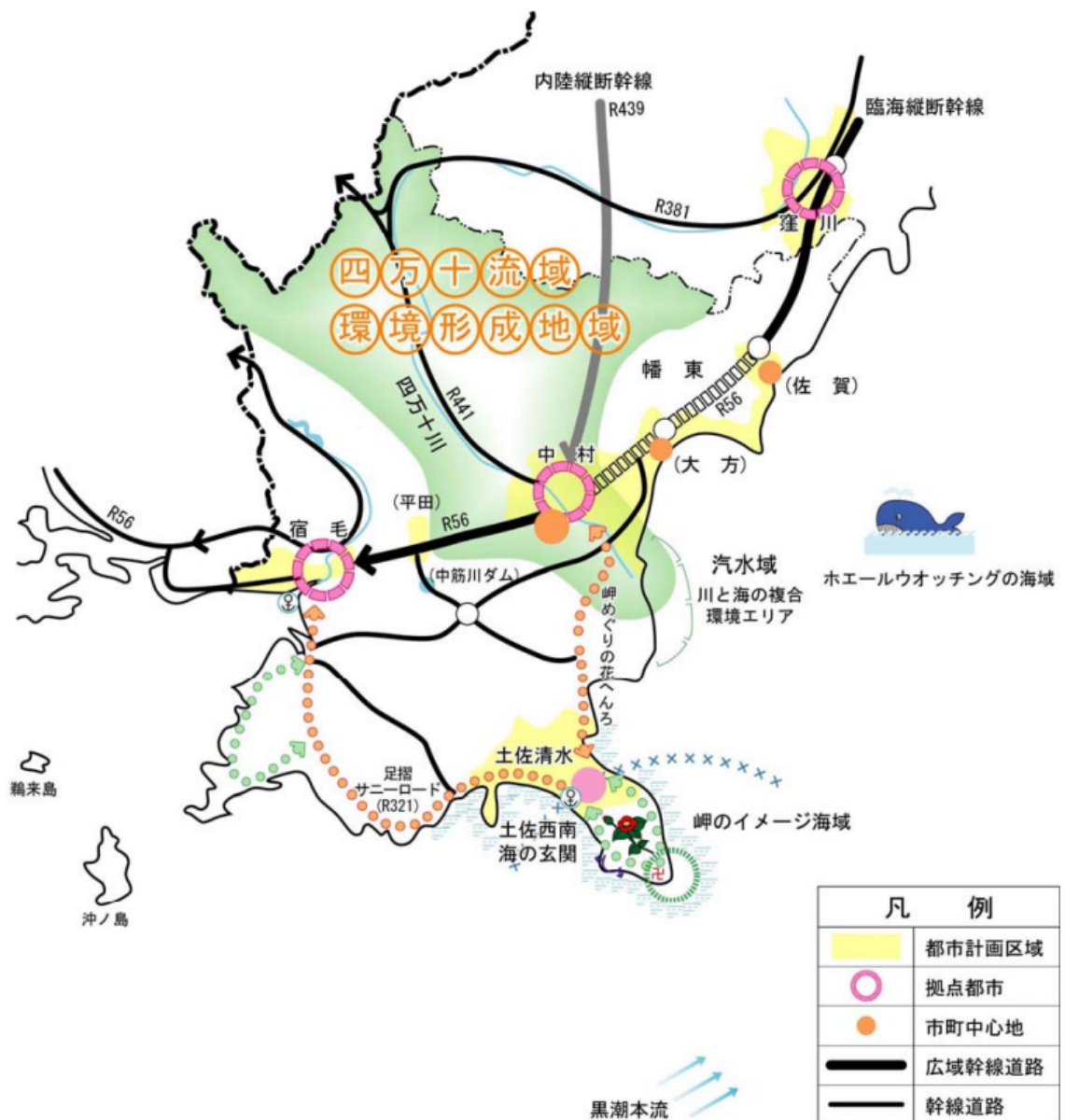
③定住基盤（条件）整備の促進

- ・“しまんと・あしずり”の自然のブランドイメージを活かし、多様なニーズに対応した住宅地の供給や、市街地・集落地における住宅密集地の改善など、定住基盤整備に取り組んでいます。

④自然環境の保全と活用

- ・“しまんと・あしずり”ブランドの重要な要素である山・川・海を有機的につなぐ自然の系として保全していきます。特に四万十川流域は、自然・くらし・文化が織り込まれた地域であり、中でも河口付近（汽水域）は山～川～海をつなぐ貴重な生態系や自然の営みを有しており、新たな地域おこしの拠点として活用を図っていきます。

【都市づくりの方針図】



(平成29年度(2017年度)改定予定)

清流と街が輝く 拠点都市

基本理念1 海と緑と歴史がいきづくまちづくり

- ・四万十川をはじめ、山林や農地などの多様な生物の生息空間の保全と創出を図り、自然と共生する都市づくりを進めていきます。あわせて、景観形成を図り、水と緑と歴史を身近に感じ、調和した良好な市街地形成を進めていきます。

- ・西南地域における広域的な都市サービス機能を担う拠点都市として、高速交通体系のインパクトを最大限活かし、産業基盤や新市街地の整備、関連道路網の整備などにより、都市拠点機能を高めていきます。

- ・地震などの災害に対応した海岸や河川の整備とともに、道路や公園等の防災ネットワークを整備し、都市の安全性を確保します。また少子・高齢化社会に対応するため、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーをコンセプトに、全ての人に配慮したまちづくりを進めます。

つくりの方針図】



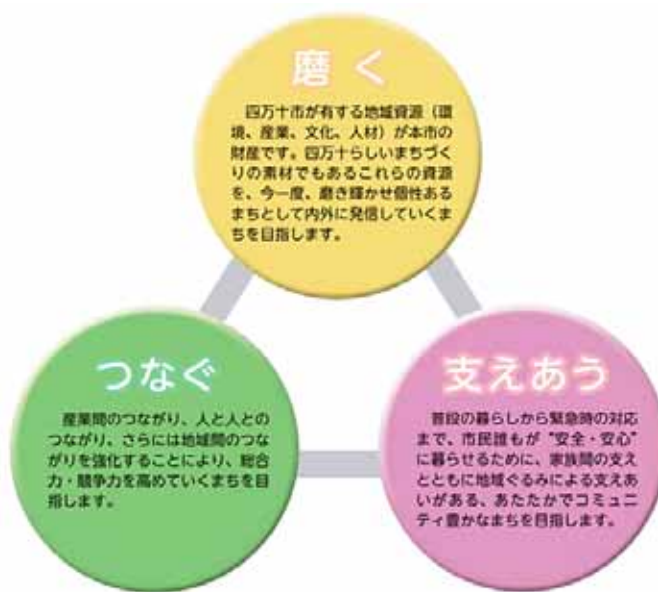
(3) 四万十市総合計画（四万十市：平成 27 年（2015 年）3 月策定）

【計画期間】

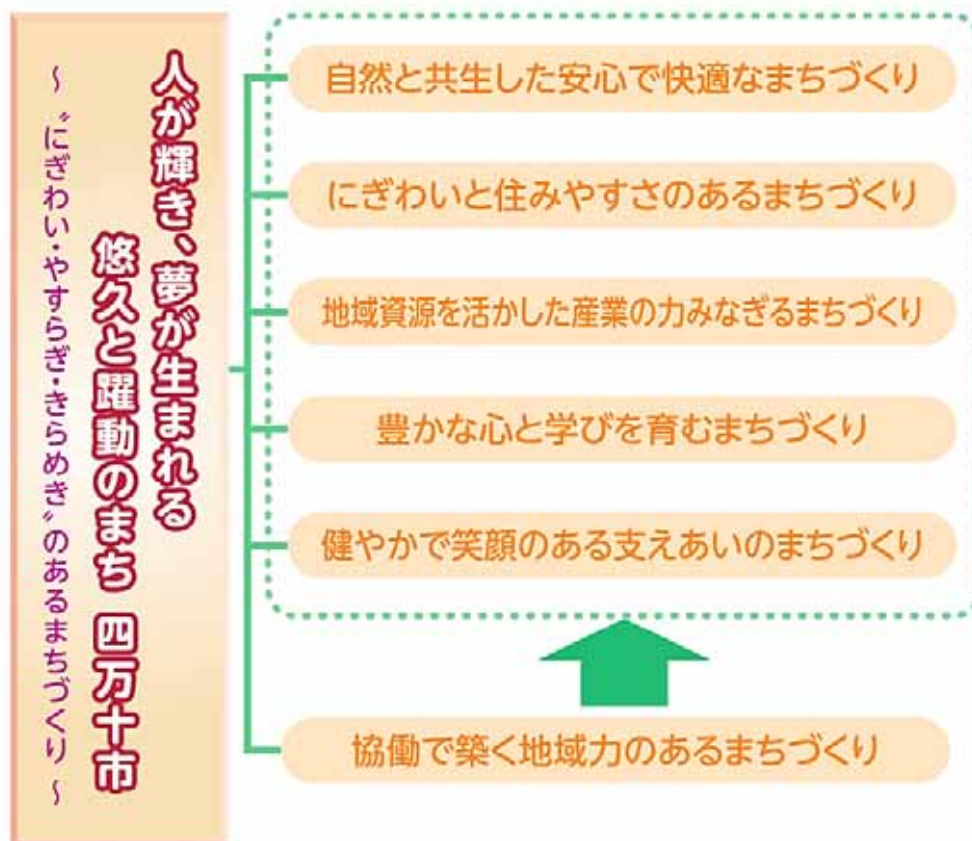
平成 27 年度～平成 36 年度(10 年間)

〔 前期基本計画 平成 27 年度～31 年度(5 年間)
後期基本計画 平成 32 年度～36 年度(5 年間) 〕

【基本理念】



【将来像及び基本目標】



■自然と共生した安心で快適なまちづくり

政 策	施 策
1. 環境との共生の推進	1 豊かな自然環境の保全
	2 美しい水環境・景観の形成
	3 循環型社会の構築と地球温暖化の防止
2. 安全・安心の確保	4 災害に強いまちづくりの推進
	5 消防・救急体制の充実

■にぎわいと住みやすさのあるまちづくり

政 策	施 策
3. 拠点都市機能の充実	6 にぎわいのある市街地の形成
	7 交流基盤の整備
4. 住みやすさの確保	8 良好な居住環境の整備
	9 都市基盤の整備・充実
	10 防犯・交通安全の推進

■地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり

政 策	施 策
5. 地域資源を活かした産業の育成	11 豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業の振興
	12 山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地づくり
	13 次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業の振興
	14 顧客に選ばれる商工業の振興とにぎわいの創出
	15 地域の誇りが人を誘う、おもてなしの“環光”地づくり

■豊かな心と学びを育むまちづくり

政 策	施 策
6. 夢を育む教育の推進	16 学校教育の充実
	17 青少年・若者の育成
7. 地域文化の振興	18 地域文化の再発見・保全
	19 生涯学習・スポーツの振興

■健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり

政 策	施 策
8. 住民みんなの健康づくりの推進	20 医療体制の充実
	21 生涯健康づくりの推進
9. 支えあう地域づくりの推進	22 地域福祉の推進
	23 地域で支える子育ての推進
	24 高齢者福祉の充実
	25 障害者福祉の充実

■協働で築く地域力のあるまちづくり

政 策	施 策
10. 住民自治と協働の推進	26 住民自治と地域活動の推進
	27 人権が尊重されるまちづくり
	28 協働の推進
11. 行財政の運営	29 効果的な行財政運営
	30 広域行政の推進



(4) 四万十市環境基本計画（四万十市：平成 25 年（2013 年）4 月改定）

【目標年次】 平成 29 年

【理想とする環境像】 四万十川と緑の大地を守りゆく心豊かなまち しまんと

基本目標①（自然環境） 四万十川に代表される自然環境の保全と創造

取組	重点項目
清流四万十川、太平洋といった美しい水辺や、多種多様な木々に覆われた緑豊かな山間部など、これらの誇れる豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、自然環境を保全し自然や生物を守り育てることで、自然と人が共生していく環境を創造します。	○河川の水質について、排水対策（下水道整備、浄化槽普及を施し、水質改善を図ります。 ○重要文化的景観の選定を受けた四万十川の清流保全を積極的に図ります。

基本目標②（生活環境） ごみのない環境と循環型社会の構築

取組	重点項目
地域の特性に配慮しながら、大量生産、大量消費、大量破棄の社会・経済システムを見直し、郊外や化学物質の汚染がなく、さわやかな大気ときよらかな水に恵まれた環境の実現をめざして環境に負荷の少ない循環型社会の構築を進めていきます。	○ごみの排出量を削減します。 ○リサイクル率を上げます。

基本目標③（地球環境） 地球温暖化防止に取り組むまちの創造

取組	重点項目
地球規模の環境問題を、化石燃料に依存した現在のエネルギー利用形態や私たちの生活様式に起因するものと認識し、あらゆる事業活動や日常生活において地球環境の保全に取り組み、安全で枯渇の心配がない再生可能エネルギーや省エネルギーを取り入れ、地球にやさしいまち「環境都市」を目指します。	○再生可能エネルギーの導入及び利用を図り、全体のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率を高めます。 ○省エネ・節電対策の取り組みにより、消費電力量の削減を図ります。 ○市関係施設を新設する場合には再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備を導入します。

基本目標④（環境学習） 協働による元気なまちの創造

取組	重点項目
望ましい環境像を実現するためには、私達が環境問題の現状を理解し行動をしなければなりません。市広報や体験・学習を通じ、協働による元気なまちを創造します。	○市民、事業者に対して、環境情報の提供を常に行える環境整備をします。

(5) 四万十川景観計画（四万十市：平成 27 年（2015 年）10 月改定）
（平成 29 年度（2017 年度）改定予定）

【環境基本計画との整合性】

四万十市環境基本計画では、「四万十川に代表される自然環境の保全と創造のため、清流四万十川、太平洋といった美しい水辺や、多種多様な木々に覆われた緑豊かな山間部など、これらの誇れる豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、自然環境を保全し自然や生物を守り育てることで、自然と人が共生していく環境を創造する。」とあります。

この四万十市環境基本計画の理念を踏まえ景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めます。

【基本方針】

- (1) 当計画は、高知県が平成 18 年 10 月より運用している「高知県四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」における景観形成基準に準じ、住民の理解と協力のもと見直しを行いながら進めていくこととします。
- (2) 住民生活、経済活動等との調和のもと、国土交通省、四国森林管理局、高知県、四万十川流域の自治体等、関係行政機関の既存の計画と調和が保たれるよう連携して取り組みます。

【関係者の責務】

良好な景観は優れた環境との調和のもと実現されます。四万十川の川面の利用に際しては、細心の注意をはらうこととし、漁具の浮きや屋形船等についても景観と調和する自然素材を利用するなどの工夫を行うなど、流域で景観に対する意識を共有して取り組むこととします。

行政、住民、事業者は良好な景観の形成に関する方針にしたがい、それぞれの立場において環境の保全、景観の保全に努めることとします。

以下に行政、住民、事業者それぞれの責務を明確にし、四万十川流域の良好な景観の保全に努めることとします。

(1) 行政の責務

景観を構成する自然的、社会的特性を的確に把握し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及について積極的に役割を果たし、市民の理解と協力を得て景観特性に応じた各種施策の実施に努める。

(2) 住民の責務

自分たちの住む地域の自然的特性の理解を深め、住民自らが良好な環境及び景観の維持に努め、各行政機関と協働して地域の環境、景観が保全されるよう取り組む。

(3) 事業者の責務

良好な景観の形成に関して理解し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に積極的に取り組み地域の景観の保全に努める。



（６）四万十市中心市街地活性化基本計画

（四万十市：平成 20 年（2008 年）7 月策定、平成 23 年（2011 年）7 月変更）

【目標年次】 平成 25 年 3 月（※平成 20 年 7 月策定時）

【目標コンセプト】 『清流に笑顔がかよう小京都中村』

【目標方針】

≪1 本目の柱≫ 賑わいと回遊性のあるまちづくり

目標：地域住民及び遠くから訪れるお客さんの回遊性向上

回遊性の高い、歩いてまわれるコンパクトな市街地づくりと、多様な機能が凝縮した魅力ある中心市街地の形成に向け、公共施設の集積性による強みをさらに強化するとともに、サンリバー四万十跡地を活かした四万十物産館「あるねや(仮称)」の建設やイベント等によるソフト事業等の実施、さらにはバス等による公共交通の有効活用により、商店街における歩行者・自転車の通行量の増加と、来訪者(観光客等含む)の宿泊数を増加させることにより、まちなかへの賑わいづくりを目指していきます。

≪2 本目の柱≫ 安心・安全 住みやすいまちづくり

目標：子育て世代や高齢者の方が安心して生活できる住環境の提供

少子高齢化と人口減少が顕著に進む中心市街地において、高齢者が過ごしやすい環境づくり、子育て世帯への支援などによる総合的な支援を図るとともに、公共施設や商業施設の集積性を活かし、さらには新庁舎建設等の公共公益施設の耐震化などの防災対策に取り組むことにより、来訪者だけでなく、居住者にとって住みやすい環境づくりを目指していきます。

≪3 本目の柱≫ 商店街の再生による魅力あるまちづくり

目標：中心商店街の再生による地域経済の活性化

本市の中心であるだけでなく、幡多地域の中心として多様な都市機能が集積している環境にあるにもかかわらず、総体的に低迷している商業環境について、郊外部での大規模集客施設の立地規制などとともに、中心市街地における商業機能の再生を積極的に実施し、地域活力の向上を目指していきます。

（７）四万十市産業振興計画（四万十市：平成 27 年（2015 年）3 月策定）

【目標年次】 平成 36 年

【目指す将来像】 『地域の資源を活かした産業の力みなぎる四万十市』

【横断的基本戦略と戦略の加速化】





【計画の構成と施策の展開】

《目指す将来像》地域資源を活かした産業の力みなぎる四万十市

＜計画全体を貫く目標①＞10年後の市内総生産額 1,100 億円以上を目指す

＜計画全体を貫く目標②＞今後 10 年間の人口の社会増減をプラスにする

《横断的基本戦略》

- 基本戦略①：足腰を強め、地力を高める
- 基本戦略②：産業間の連携を強化する
- 基本戦略③：情報発信と外商の強化
- 基本戦略④：産業の担い手、人材の確保・育成

《産業間連携テーマ》「地産地消の促進」・「地産外商の推進」

[目指す姿]

- 農業分野：豊かな食を育み、地域で暮らし稼げる農業
- 林業分野：山で若者が働く、全国トップクラスのヒノキ産地
- 水産業分野：次世代へつなぐ資源回復と安定し魅力ある水産業
- 商工業分野：顧客に選ばれる商工業と販わいの創出
- 観光分野：地域の誇りが人を誘う、おもてなしの“環光”地



(8) 四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(四万十市：平成 27 年（2015 年）10 月策定)

【目標年次】 平成 31 年

【基本目標】

基本目標 1 地産外商により安定した雇用を創出する

方向性	具体的な施策	
地産を強化する	農業の振興	①戦略品目の生産拡大 ②生産性の高い栽培技術、次世代型技術の導入 ③環境保全型農業の推進 ④経営力の強化と組織的な経営の推進 ⑤農地の利用調整と耕作放棄地対策
	林業の振興	①長伐期施業の推進とブランド化 ②原木生産の拡大 ③加工・流通体制の強化 ④健全な森づくり
	水産業の振興	①天然水産資源の回復・生産量UP ②栽培漁業の推進 ③水産物の加工、販売促進
	商工業の振興	①地域資源を活かした商品開発 ②四万十の“食”文化の磨き上げ ③中心市街地、商店街の魅力・賑わいづくり ④地震防災対策の強化 ⑤企業誘致の推進
	地産地消の推進	①地元消費拡大に向けた市民との協働推進
外商を強化する	地産外商の推進	①事業者連携の促進と外商の推進
	観光の振興	①滞在型の観光商品づくり ②広域連携による周遊観光の推進 ③観光商品のセールス ④おもてなし環境の整備
	シティプロモーションの展開	
	産業振興推進総合支援	
産業の担い手、人材の確保育成	各産業分野の担い手、人材の確保育成	①一次産業の新たな担い手、人材の確保育成 ②創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成 ③観光の担い手、人材の確保・育成



基本目標2 新しい人の流れをつくる

方向性	具体的な施策
移住・定住の促進	①相談・支援体制の充実 ②情報発信と交流の促進 ③移住・定住環境の整備
市外からの人材誘致	①地域活動等の担い手の確保 ②一次産業の担い手、人材の確保育成【再掲】 ③創業や経営革新に意欲ある担い手、人材（事業者）の確保・育成【再掲】 ④観光の担い手、人材の確保・育成【再掲】 ⑤企業誘致の推進【再掲】

基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

方向性	具体的な施策
若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる	①総合的な結婚支援 ②安全・安心な妊娠や出産のための支援 ③健やかな子どもの成長と発達のための支援 ④子ども医療の充実 ⑤保育サービスの充実 ⑥地域での子育て支援の充実

基本目標4 地域に合った小さな拠点をつくり、まちとの連携により市民のくらしを守る

方向性	具体的な施策
地域におけるくらしの維持と創生	①小さな拠点等の整備促進と活動支援 ②中山間地域の生活支援 ③地域活動等の担い手の確保【再掲】
地域で支えあう活動や取り組みの推進	①住民がいつまでも住み慣れた地域で、安心して健康に暮らせる地域づくりの推進
にぎわいのあるまちづくり	①まちなかのにぎわい再生 ②北部地域の拠点づくり（北の玄関口） ③市全域の回遊性のあるまちづくり ④安全・安心に暮らすことができる災害に強いまちづくり
広域連携による魅力あふれる地域づくり	①幡多広域定住自立圏の取り組みの推進 ②広域連携による周遊観光の推進【再掲】

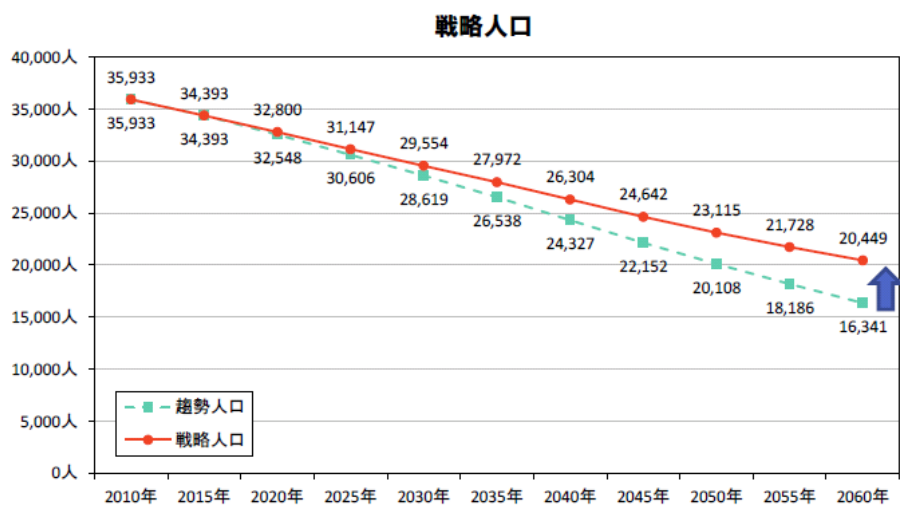
(9) 四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

(四万十市：平成 27 年（2015 年）10 月策定）

【対象期間】 ～平成 72 年（2060 年）

3 目指すべき四万十市の戦略人口

〇ここまでのシミュレーションの結果などを踏まえ、四万十市では、2060 年の戦略人口として、20,500 人の確保を目指します。





(10) 第2次幡多地域定住自立圏共生ビジョン

(四万十市、宿毛市：平成27年(2015年)10月改定)

【ビジョン期間】 平成27年度～平成31年度

【幡多地域定住自立圏構成市町村】 四万十市、宿毛市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村

【定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組】

①高度医療・地域医療ネットワークの充実

＜形成協定＞

切れ目のない医療を適切に提供できるよう、救急医療や高度医療を担う中核病院と圏域内の各病院や診療所の役割分担と機能・連携の強化、ネットワーク化を促進し、高度医療・地域医療ネットワークの充実を図る。

②滞在型・体験型観光の推進

＜形成協定＞

(一社)幡多広域観光協議会や各観光協会等との連携強化を図り、四万十川や足摺岬など観光資源に恵まれた幡多ブランドを確立のうえ、全国・海外にPRし、幡多地域の知名度を向上させるとともに、2泊3日以上での周遊ルートの作成や体験プログラムの開発などを通じて、圏域での滞在型・体験型観光を加速させる。

③図書館ネットワークの構築

＜形成協定＞

圏域住民の教育・文化の向上のため、圏域の図書館全体としての蔵書の確保と充実を図るとともに、市町村の垣根なく図書の貸し借りが出来るよう図書検索システムや図書館システムのほか、県立図書館物流システムの活用など、図書館ネットワークを活用し、住民が利用しやすい環境を整備する。

④地域公共交通ネットワークの構築

＜形成協定＞

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線、市町村間を結ぶ高知西南交通バス路線、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路などの効果的かつ効率的な運行や利用促進策について総合的な調整を行い、圏域住民の暮らしに必要な地域公共交通を確保し、充実させるとともに、観光振興等による地域活性化の視点を加えた圏域にとって望ましい地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。

⑤情報通信ネットワークの整備促進

＜形成協定＞

圏域における超高速ブロードバンドエリアの拡大を図り、医療、産業振興、教育・文化、防災・減災対策などの各分野における情報通信ネットワーク化を促進する。

⑥職員の合同研修及び研究等

＜形成協定＞

職員の資質及び圏域マネジメント能力の向上と圏域職員間の連携を強化するため、合同による研修や研究等を行う。

(11) 中村市緑の基本計画（旧中村市：平成 15 年（2003 年）3 月策定）

【基本理念】『山 川 海一四万十の水面に輝く緑のまちづくり～』

【基本方針】

- ・中村らしい水と緑を保全し、未来へ継承する
- ・みんながいいきと輝く花と緑の拠点づくり
- ・きらめく緑のネットワークの形成
- ・身近に花と緑が輝くまちづくり
- ・市民・事業者・NPO・行政とのパートナーシップによる花と緑を育むまちづくり

【緑の将来像】





5. 市民意向

四万十市都市計画マスタープランの策定にあたり、市民からの市政に対する考え方や意見を把握したうえで、今後のまちづくりの方向性や課題を検討する必要があります。その市民意向の把握については、平成24年（2012年）12月に実施された「まちづくりに関するアンケート調査（市民意識調査）」の結果に基づき、都市特性の視点で集計・分析を行いました。

アンケート結果では、四万十市に「住みやすい・どちらかといえば住みやすい」という回答が65.4%となっており、「住みにくい・どちらかといえば住みにくい」を大きく上回っています。

都市の特性に関係する回答をみると、「緑、水や自然の豊かさ」に対する満足度が最も高く、次いで「日用品、食料品などの買物の便利さ」の満足度が高くなっています。

一方、不満度では、「夜間の生活道の明るさや歩道の安全性」に対する不満割合が高く、“暮らしの安全に関すること（防災等）”、「公共交通機関の使いやすさ」などに不満が多くみられます。

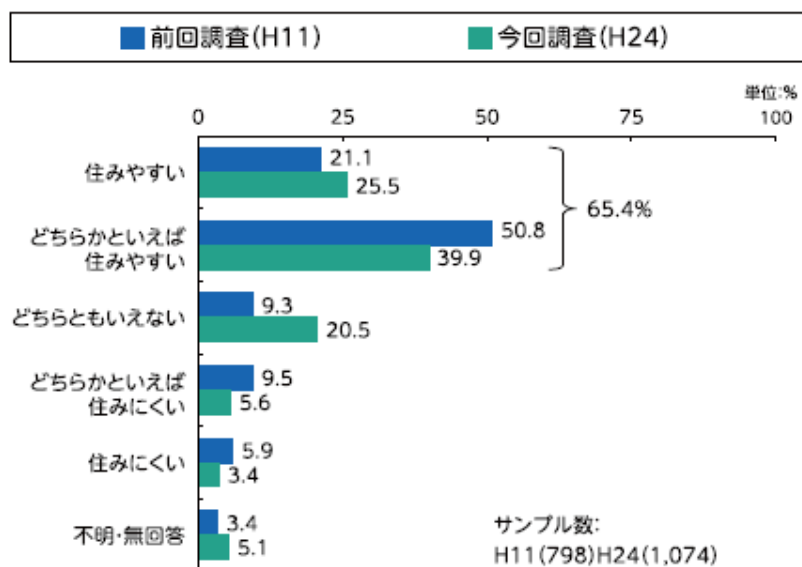
今後のまちづくりのキーワードとしては、「自然の豊かさ」「活力・にぎわい」「清流・美しさ」「安全・安心」が主なものとなっています。

表 毎日の生活の各面における評価（都市特性に該当する項目）

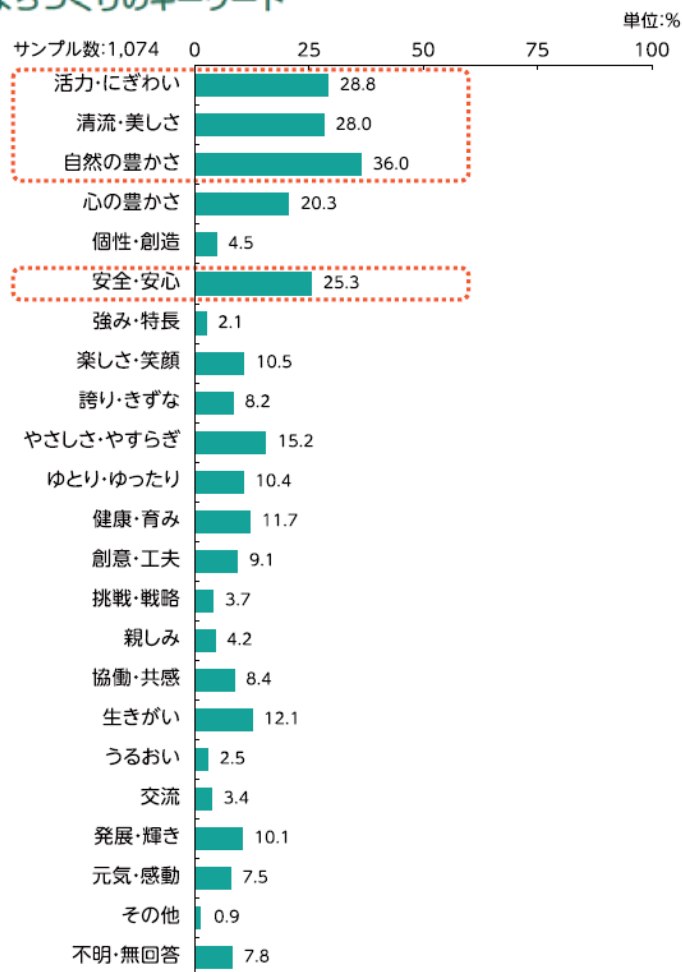
		満足派	不満派
暮らしの安全	地震や津波からの安全性	12.2	42.6
	台風・豪雨災害からの安全性	9.0	40.8
	災害時の避難路及び避難場所の整備	8.7	43.4
	夜間の生活道の明るさや歩道の安全性	11.7	48.6
暮らしの利便性	日用品・食料品などの買物の便利さ	35.0	14.4
	通勤・通学・通院の便利さ	22.1	21.1
	銀行・郵便局など金融機関利用の便利さ	28.8	13.0
	公共交通機関（バス・鉄道など）の使いやすさ	9.4	37.7
	身近な地域での道路の使いやすさ	16.0	26.3
	国道などの幹線道路の使いやすさ	13.3	25.7
暮らしの快適性	緑、水や自然の豊かさ	66.0	2.0
	子どもの遊び場や公園、広場の身近さ	24.2	19.6
	まちの美観や周囲の景観	18.6	14.8
	上水道・簡易水道等の整備状況（水道の普及）	27.8	11.7
	下水・排水の処理対策（生活排水処理）	16.9	20.7
教育・文化	こどもたちが健全に成長できる環境	12.1	13.5
	芸術・文化に親しむ機会が多い	5.8	28.3
	スポーツを楽しむ機会が多い	7.4	17.9
	伝統文化の保存・継承がされている	7.6	17.6

資料：四万十市まちづくりに関する
アンケート調査（市民意識調査）報告書

●四万十市の住みやすさについて



●今後のまちづくりのキーワード



資料：四万十市まちづくりに関する
アンケート調査（市民意識調査）報告書



6. 都市づくりの主要課題

本市の分野別特性から抽出した都市づくりの課題と、市民意向調査結果から今後の都市づくりの課題について、視点別に4つの主要課題に集約しました。

四万十市の魅力向上（～まちの魅力を伸ばす視点～）

四万十川の貫流する本市では、古来より川と共に生き、豊かな自然や歴史文化の恵みを楽しんできました。

しかしながら、近年、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、流域の自然も徐々に変化中、特徴的な景観や生態系などへの影響が危惧されています。

このため、流域における無秩序な開発の防止をはじめ、日本最後の清流四万十川における生物の生息環境や多様な景観を保全・創出し、治水・利水・環境機能が調和した川づくりを推進することが求められています。

また、中心市街地は、「土佐の小京都」と呼ばれていますが、現在では自然災害等により、まちなみに「小京都」を感じられるものがほとんど残されていない状況です。

まちなみにおける歴史的景観づくりの推進など、歴史・文化的資源の保全・創出を図り、豊かな自然や歴史文化の魅力を高めつつ、次世代へ継承していく必要があります。

※P.82～86の「都市づくりの課題（1～13）」との対応表

課題1	—	課題2	—	課題3	—	課題4	—	課題5	—
課題6	○	課題7	—	課題8	○	課題9	○	課題10	—
課題11	—	課題12	○	課題13	○				

人口減少・少子高齢化に対応した都市構造の再編（～まちの効率化を追求する視点～）

本市の人口は減少傾向で、高齢化も著しく進行しており、その傾向は一層加速化することが予測されています。また、人口の約6割が都市部に集中しているものの、中心市街地の人口減少が特に著しく、市街地の空洞化が進行しており、生活サービス機能などの低下が懸念されています。

また、中山間地域では過疎化の進行により、集落機能が低下し、機能維持が困難になることが懸念されています。

都市部や中山間地域などの持続的発展を図るため、市街地においては、福祉や文化、商業、コミュニティ等の機能集積や居住の誘導により高齢者や子育て世代にも暮らしやすい中心拠点や生活拠点などの形成を促進する必要があります。併せて、中山間地域では地域活力や自然環境を維持するための地域拠点や居住エリアを形成するなど、地域の実情に応じた拠点づくりが必要です。

また、都市部と中山間地域の拠点間を結ぶ円滑な交通ネットワークを確保するため、公共交通の充実化と併せて、その路線となる幹線道路等の充実・強化に努めていくなど、都市構造の再編に取り組む必要があります。

※P.82～86の「都市づくりの課題（1～13）」との対応表

課題1	○	課題2	○	課題3	○	課題4	○	課題5	—
課題6	—	課題7	○	課題8	○	課題9	—	課題10	—
課題11	○	課題12	—	課題13	○				

地域経済の安定発展と交流の促進（～地域経済の持続的発展を目指す視点～）

本市では第1次・第2次産業の事業所や従業者が減少傾向にあり、商品販売額も減少が続いていることから、ものづくり産業の衰退、地域経済の低下が懸念されています。また、観光面においても、入込客は年間120万人を超えているものの、市内の回遊性に乏しく通過型の観光が主流となっています。

今後、地域資源の磨き上げによるブランド力の強化とともに、地域循環型による第6次産業化の取り組みが必要です。

さらに、観光資源のネットワーク化や中心市街地における景観・回遊路整備、宿泊機能の確保や観光・にぎわい拠点を創出し、滞在型観光の転換に取り組むなど、地域経済への波及効果を高めていく必要があります。

また、その基盤となる四国横断自動車道の延伸と、周辺市町村を結ぶ広域幹線道路の構築や市街地内道路の改善に取り組み、円滑な交通流動を確保する必要があります。

※P.82～86の「都市づくりの課題（1～13）」との対応表

課題1	－	課題2	－	課題3	－	課題4	－	課題5	○
課題6	○	課題7	－	課題8	○	課題9	－	課題10	－
課題11	－	課題12	－	課題13	－				

市民生活の安全・安心の確保（～都市防災や生活環境を改善する視点～）

本市は、四万十川・後川・中筋川の3本の1級河川を有しており、過去より幾度となく大規模な水害が発生しています。また、水害から生命と財産を守るべく、山沿いの高いところに集落が点在していることから土砂災害警戒区域も多く指定されています。さらに近い将来、南海トラフ地震による甚大な被害が予測されています。

このため、さまざまな災害を想定した総合的な防災・減災対策の強化等に取り組むとともに、日頃からの防災に対する市民意識の向上に努め、自然災害から市民の命と生活を守る、強い都市づくりを推進していく必要があります。

また、道路施設をはじめとする都市基盤施設の老朽化が進んでいることから、安全な利用環境を確保するための適切な維持管理など、市民が安全で安心して暮らせる生活基盤の確保が求められています。

※P.82～86の「都市づくりの課題（1～13）」との対応表

課題1	－	課題2	－	課題3	－	課題4	－	課題5	－
課題6	－	課題7	○	課題8	○	課題9	－	課題10	○
課題11	○	課題12	－	課題13	－				